

東京大学史料編纂所研究成果報告
2021・16（二〇二三年三月）

中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料

西尾 遠藤

知己 基郎

三輪 畠山

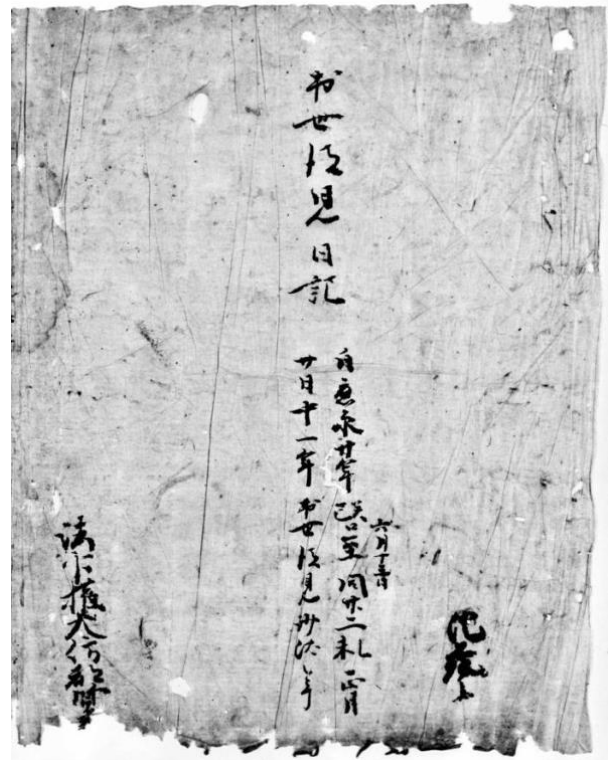
眞嗣 聡

基盤研究(A)(2018～2023年度)日本中近世寺社<記録>論の構築—
日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化(代表遠藤基郎)(課
題番号 18H03583)報告書

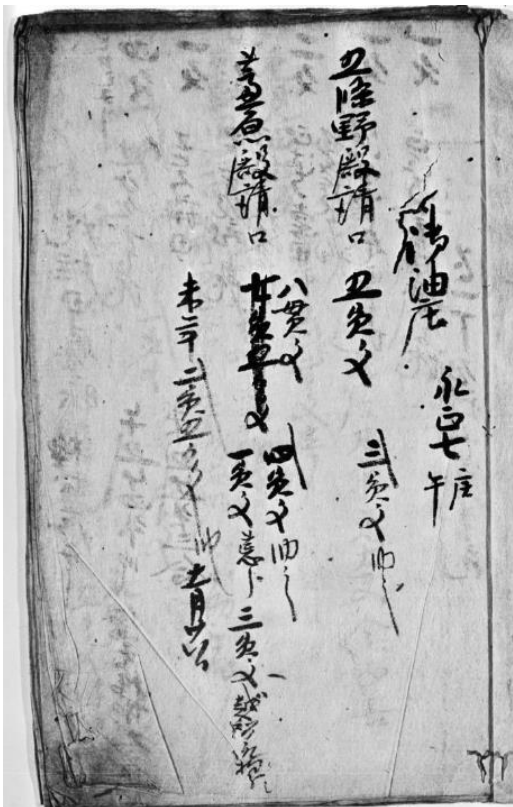
科研費
KAKENHI



翻刻史料4 出世後見之日記(142-74)14丁裏



翻刻史料2 出世後見記(141-153)表紙



翻刻史料9 寺務方〔諸莊〕納下〔帳〕(142-254)1丁



翻刻史料7 俱舎三十講日記(142-519)表紙

目次

〔解説〕

はじめに

(1) 出世後見

(2) 俱舎三十講(付き世親講)

〔解題〕

出世後見関係(史料番号一〜四)

俱舎三十講・世親講関係(史料番号五〜一四)

〔論考1〕

出世後見からみる中世後期東大寺の別当と惣寺(西尾 知己)

〔論考2〕

俱舎三十講の変遷とその指図(遠藤 基郎)

〔史料翻刻〕

凡例

一 出世後見暁円記(応永九年他)

(松田福一郎氏旧蔵・二四一―一七五号)

二 出世後見日記(賢春、応永二十年他)(一四一・一五三号)

三 出世後見記并五師旧記(宗雲、天文十七年)(一四二―一七五号)

四 出世後見之日記(順助、文明年間)(一四二―一七四号)

五 俱舎三十講日記(西室公惠方写、嘉暦三年他)

(一四二―一五二〇号)

六 俱舎三十講愚記(寺務尊勝院光経、応永三十年)

(一四一―一五四八号)

七 俱舎三十講日記(学侶方定弘、応永三十年)(一四二―一五一九号)

八 俱舎三十講日記(執行叡実、永正十五年)(一四二―一五二二号)

九 寺務方〔諸荘〕納下〔帳〕(寺務方納所英訓、永正七・八年)

(一四二―一五三四号)

117 109 104 97 80 74 65 58 45 44 38 15 6 4 2 1 1

一〇 〔俱舎三十講〔等〕日記〔付維摩会日記・手搔会支配〕

(寺務方納所浄観、天文八年)(一四二―一五二四号)

一一 〔俱舎三十講日記(天正八年実英写、明応七年他)

(一四二―一五二二号)

一二 俱舎三十講日記(寛文三年英性写、天正八年他)

(一四一―一五五三号―三)

一三 〔俱舎三十講日記(付慶長六・十八年追記)

(学侶方浄実・浄観、天正八年他)(一四二―一五二三号)

一四 俱舎三十講日記(付文禄二年・慶長十八年)(学侶方訓秀、慶長六年他)

(一四一―一五四九号)

149 142 129 122

〔解説〕

はじめに

『東京大学史料編纂所研究成果報告 2020-1 中世東大寺記録執行関係史料』(二〇二一年二月刊行)に続き、中世東大寺研究の素材となる記録類として、『中世東大寺出世後見・俱舎三十講関係史料』を刊行する。刊行の趣旨などは、前冊と同じであり、東大寺図書館所蔵の記録類についての更なる探究の足を固めるためである¹。

解説

前冊の執行関係記録は、東大寺図書館所蔵記録の内、旧執行家薬師院伝来の「薬師院文書」と整理されるものにほぼ限定されたが、本冊は、一部寺外分と記録部一四一・一四二から選び出した。この記録部の整理は明治以降のものであり、本来の伝来関係を意識したものではない²。

記録部は、形態が冊子状態で、その内容は、聖教など教学内容に関わるものではなく、その外延のより世俗的経営に関わるものである。たとえば、ここで扱う俱舎三十講について言えば、行事の次第、出仕僧侶・道場設営・用途調達を扱うもので、運営関係資料が集められる。一方、後述のように俱舎三十講は、俱舎論に関わる教義の問答であって、多数の聖教が別に整理されている。

¹ 概要は、<https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html> 内の東大寺図書館所蔵記録部等解題(抄、中世関連史料) ver.1.pdf を参照。

² 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」『古文書研究』五九、二〇〇四年)、遠藤基郎

また一四一と一四二の区別は、冊子の大きさによるもので、大きいものが前者、それよりひとまわり小さいものが後者である。さらに一四一と一四二内部の配列のルールは、ほぼ同じである(記述内容の小分類順)。したがって、両者の区別は意味がなく、両者を交えた利用によって、対象の内容はより理解しやすくなる。

ここで取り上げた記録は、江戸時代になっても、実務遂行の参考資料として使われており、複数の写本が作成された。そのため利用に際しては、写本系統の見極めと底本の確定が必要である。今回、時間的な余裕がなかったために、写本系統の悉皆的な整理に到らず、中間報告的な水準に止まっている。今後の利用によって、この点の不足が克服されることを期待したい。

次に出世後見と俱舎三十講について、簡単に解説する。

(1) 出世後見

論考編の西尾論文によりながら、簡単にまとめる。

出世後見は鎌倉中期にはじまる。年預五師・学侶年預といった学侶衆の要職経験者が補任された。当初は、寺務別当の代理人である寺務代とは異なる存在であったが、戦国期には兼任も出現し、両者はほぼ同質化する。

その役割は、法会の僧職(学侶就任の諸職)の補任・差配、講衆・供僧への補任

「新修東大寺文書聖教とその他の史料群との関係」(『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』科研究成果報告書、二〇〇五年)、畠山聡・遠藤基郎「東大寺図書館所蔵記録部の中世史料」『古文書研究』八三、二〇一七年)など参照。

状発給、そのほか三綱など寺職の補任などであった。特に最後の寺職補任は、本来寺務相当の権限であったが、室町時代になり出世後見に移っている。出世後見は学侶の自治組織である惣寺からは独立した存在であり、別当と惣寺の間を担う役職となっていた。

なお「出世」は学問僧・学侶を指すから、出世後見は学侶の教学活動を導くものと理解できる。

(2) 俱舎三十講(付き世親講)

院政期に開始された寺内講問論義法会である。「俱舎論」が講じられた。

学侶僧から、「講師」(回答者)が選ばれ、「問者」(質問者)の問いに対して、自らの考えを披露する。このやりとりは「問答」と称される。「三十講」は講師が本来三十名であることに由来する。講師・問者と「読師」(論題読み上げ役)をあわせて「所作人」と称された。この「問答」は、道場に出仕した「聴衆」僧が聴く中で行われる。平たく言えば公開討論である。

東大寺は三論宗と華嚴宗が併存するが、両者共通の教義が俱舎論であり、双方を統合する役割を与えられたという。ちなみに道場の本尊には、俱舎宗の祖世親の画像が掲げられた。

。永村眞『中世東大寺の組織と経営』第三章「中世東大寺の諸階層と教学活動」(塙書房、一九八九年)、遠藤基郎「東大寺関係指図をめぐって」付俱舎三十講・世親講・法華会講堂指図の紹介」『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間

その世親の名を冠したものが世親講である。世親講は鎌倉前期の南都仏教の再興運動の高まりの中で開始された。当初は俱舎三十講とは別であったが、鎌倉後期にやや勢いを失い、俱舎三十講の終了後にあわせて実施されるようになった。俱舎講が六日、世親講一日、都合七日間の日程である。

両者ともに当初は毎年恒例であったが、遅くとも鎌倉末期には不定期になっていた様子である。本報告の史料翻刻で確認されるのは左の通りである。

西暦	改元	典拠(？は開催可能性)
1322	元亨 2	6
1328	嘉暦 3	5③
1366	貞治 5	75①
1395	応永 2	5②
1396	応永 3	75①
1397	応永 4	5③
1405	応永 12	5③④
1410	応永 17	5③④
1423	応永 30	5④、6、7、11 ①
1430	永享 2	5⑤
1442	嘉吉 2	5⑤
1443	嘉吉 3	5⑤
1456	康正 2	5⑥
1468	応仁 2	5⑥
1475	文明 7	5⑥
1489	長享 3(延徳)	5
1498	明応 7	11③
1510	永正 7	8、9
1518	永正 15	8
1538	天文 7	10、11③
1541	天文 10	10
1551	天文 20	11②
1554	天文 23	11②④
1561	永祿 4	11①②
1580	天正 8	11②④、12 ①、13
1593	文祿 2	14
1601	慶長 6	12②、14
1613	慶長 18	13、14

応永以降の場合、単純平均で約九年に一回である。その中には二年連続のものや二〇年間確認できないものもある。今回翻刻紹介の史料によれば、別当・出世後見あるいは学侶方の発議を受けて実施された。前者は寺内の教学振興目的

的遷移に関する研究『科研研究成果報告書、二〇〇八年』*本報告(論考2)として再録、谷口耕生「俱舎曼荼羅と俱舎三十講」『論集平安時代の東大寺』ザ・グレイトブックス・シンポジウム論集 第一一〇号(CBS実行委員会編集、法蔵館(発売)二〇一四年)。

の意味合いがある。一方、後者は興福寺維摩会出仕と関わると考えられる。永村によれば、俱舎三十講の講師として寺内の評価を得ることが、維摩会出仕の前提条件となっていた⁴⁾。維摩会は寺僧の名誉である僧綱位昇進のための必須の法会であるから、それに推挙されるために必要な階梯として俱舎三十講(そして世親講も)の開催が求められたと考えられる。

本報告の史料によれば、たとえば正月・二月に開催が決定され、その間に談義・加行という十分な修学準備期間を経て年末十二月頃に行つた事例が複数ある。

制度的には寺務別当主宰である。室町時代に寺務別当の代行者として出世後見がその役割に替わつた。執行が寺務別当の系列として物資面を担当する。

当日の進行・所作人僧の把握などは、この仏事を自らの教学鍛錬の場とする僧侶集団である「学侶方」が分担した。運営側の役としては、沙汰人・惣読師・論義書などがあり、特に論義書は要となつていた。所作人は経験の差により、「擬講」「先達」「新講衆」などの別がある。なお世親講では、おそらく問者と関わる「先途人」という名称が見える。

両講の眼目はもちろん教学面にあり、前述のように多数の聖教が残される訳だが、記録においては、調度(畳・筵)・燃料(炭)・食事・「捧物」(給料)などの物

資調達・配分への記事が比較的目立つので触れておく。

本来、これらは執行が荘園から調達することによって賄つた。荘園は固定されている。大和(笠間・清澄・菓園・榎・長屋・飛驒・雑役)、伊賀(黒田・薦生・鞆田・玉滝・湯船・鞆田・内保)、山城(賀茂・玉井)・美濃(大井)、摂津(猪名・長洲・水成瀬)、丹波(後川)、越後(豊田)である。具体的には、寺内の荘園「給主」僧から上納された。ただし時代が下ると、未進が増え、「闕荘」として扱われた。その不足は他の寺領からの借用という形で補填された。

支給内容は大きく捧物と饗料(「入物」)に分けられる。捧物は、講衆・問者・聴衆など学侶方の給料である。本来は紙・結緒(革・絹)であつた。おそらく修学に必要な用紙の支給であろう。しかし早くから代銭支給となっている。饗料は、上記の所作人僧、その他、寺務別当・後見・執行・承仕・鐘撞ど運営庶務側へも支給され、これを「入物」といった(本尊への供物を含む)。暖房用の木炭も伴つている。本来は期間中の食事が実際に用意されたであろう。これも捧物と同じく米や銭で支給されるようになった(大日本古文书東大寺文書一一、一七〇号)。これらを用意し配分するのは執行の役割であつた。ただし会場で渡されるのは、引換証としての「札」であり、それを後日、執行に示し受け取り、その上で受取としての請文を出すことになつていた。

⁴⁾ 永村眞『中世寺院史料論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)一八六頁。

〔解題〕

出世後見関係

出世後見が記主となった記録は多様である。俱舎三十講や寺内法華会に特定したものも存在する。ここでは特定の法会に止まらない相対的に一般的内容を扱ったものに絞った。なお第三号は年預五師の記録ではあるが、出世後見の写本の中にあること、大変興味深い内容であることから、便宜的にここに掲載した。なお僧名関係の情報は、論考編西尾論文、東京大学史料編纂所古文書ユニオンカタログデータベース・古文書フルテキストデータベース、そして東京史料編纂所遠藤基郎「東大寺文書編纂と中世史研究」サイト内の東大寺別当他一覧表 ver1(20160514).xls・東大寺年預五師他一覧表 ver1(20160514).xls などにより、いちいち注記していない。ご容赦いただきたい。

解題

一 出世後見暁円記(応永九年他)(松田福一郎氏旧蔵・一四一・一七五号)
応永九年(一四〇二)から同一四年まで別当尊勝院主経弁の出世後見であった法印暁円が書き記した記録。本報告第三号出世後見并年預伍師記(一四二・一七五)はその写本で、それにより撰者が判明する。原本は福田福一郎氏旧蔵で「東大寺角坊引付」の史料名で、東京大学史料編纂所のレクチグラフとして架蔵される。現在は所在不明である。史料名は紙背文書の書状宛所に「角坊」があることによる。角坊は東大寺の院家の一つであるが、おそらく表側の記主暁円の

院家であったのだろう。

九丁分だが綴じ紐が外れ、欠損と錯簡がある。第三号によつて補充と修正を行った。

応永九年五月、新別当尊勝院経弁(第三次目)の指名により、暁円が出世後見に就任したことから記事は始まる。月日順の記述が取られるが日次記ではなく、業務上摘記すべき事柄に限定して、まとめたものである。現存するのは応永十四年正月までで後欠になっているが、同年十二月の経弁別当退任とともに、暁円の出世後見も終了したであろうから、その頃にまとめて書き上げたと推測される。

記事の内容は、修正会・寺内法華会・大仏殿最勝講など法会が中心である。4 学侶の諸僧職補任もある。荘園関係は美濃国大井荘などで限定的である。

二 出世後見日記(賢春、応永二十年他)(一四一・一五三号)
応永二十年六月の新別当尊勝院法印権大僧都光経の就任とともに、出世後見となった法印権大僧都賢春の記録である(原表紙ウワ書)。
表紙ウワ書の異筆「澄芸」は、一六世紀前半に年預五師として活動が確認される学侶であつて、この後見の記録が当時、澄芸の手にあつたことを示す。西尾論文によれば、この時期は年預五師が出世後見を勤めることがあり、あるいは澄芸が出世後見として本記録を所持した可能性もあろう。

応永二十二年正月(?)の寺内法華会の記述で終わるが、最終十丁表(以下、10才)末尾の余白や10ウが白紙であることから、これで筆を置いたものと考えられる。

記事の内容は、本報告第一号と共通性があるが、末尾の法華会の記述は、法会役者の探題・注記・聴衆・出世後見などの作法についての言及がある。これは第一号にはない特徴で、むしろ第四号に繋がる要素が確認できる。

なお従来、光経別当就任は、大日本仏教全書の東大寺別当次第や、東大寺図書館所蔵雑部「東大寺別当譜」によって、応永二十一年六月とされてきたが、この史料により応永二十年六月に改められる。

三 出世後見記并五師旧記(宗芸、天文十七年)(一四二七五号)

明和八年(一七七二)四月七日少将得業栄憲による写本(奥書)。本報告第一号(本号①)・第二号(本号②)とともに、③の天文十七年(一五四八)年預五師宗芸の記録である。栄憲がどのような僧侶で、またどのような動機でこの写本を作成したかは未考である。

年預五師宗芸については東大寺文書・周防阿弥陀寺文書・大友家文書の中にその名前が残る。周防国衙目代や大仏殿再興での事績が垣間見られる。ただし天文十七年の年預五師としての活動は③のみからわかる。

天文十七年二月二十五日の文書櫃の引き継ぎから始まり、十八年三月まで

続く。単年度で交替する年預五師の日記は二月を区切りとする。その期間を覆うものであった。年預五師としての活動の記録であり、河上荘・黒田荘・後川荘など荘園関係や興福寺や筒井など外部とのやり取りなどが見える。本冊で取り上げた出世後見・俱舎三十講が絞り込んだ記述内容であるのと比較すると、より多様な情報が載せられている。年預五師という役職の性格に由来するのであろう。

なお末尾に十七年九月時点での東大寺現住僧侶六十七名の一覧があり、当時の学侶僧の規模が窺える。

四 出世後見之日記(順助、文明年間)(一四二七四号)

奥書がないが、文明年間の順助撰(表紙ウワ書)と考えられる。料紙・筆跡からこの時期のものと見られる。本文中に見える年紀の下限は文明八年(一四七六)(14ウ)。なお本書の別写本で江戸前期成立の一四一・一五四号には、文明十一年順円書写奥書、永正十八年(一五二二)某書写奥書がある。本第四号はそれ以前の成立である。内容は出世後見の活動に焦点があり、撰者順助も出世後見と見るのが自然である。この時期は、別当が東西二名併存した時期であり、東方ならば光任、西方ならば公恵になる。

本四号は、他の一号・二号と違い、執務の実録ではない。先例に依拠した故実書である。1~13才途中までは延營日記(享徳四(一四五五)、寛正五(一四六

四)年出世後見)による。暁円(応永前期)、賢春(応永中・後期)、憲延(永享年間)・盛賢(永享末年)などの歴代出世後見への言及がある。東大寺寺内法華会に関する記事が全体の八割程度を占める印象がある。また再末尾には文明八年三月日薬園莊給主職補任状がある。

俱舎三十講・世親講関係

原則として、表題に俱舎三十講を示す文言のあるものを選択した。俱舎三十講・世親講に關係のない記述が含まれるものもある。

書誌的には多彩である。まず大きく原本・写本がある。原本では、希ではあるが複数の記主によって書き継がれたものがある。写本は、祖本原本からの一次写本だけでなく、写本からの二次写本。単一撰者原本の限定の写本や複数撰者原本を取り揃えた写本、さらには断片的な記録・文書の引用も取り混ぜ、書写者が調査した先例を書き上げた編纂資料(一種の部類記)のようなものである。

原本・写本ともに、後世の所持者が表紙に別途記名している場合もある。

撰者・書写者の立場は、前述した運営に関わるそれぞれの立場、寺務別当・出世後見、執行、学侶方(論義書その他)があり、多彩である。複数撰者祖本原本を集めた写本では、様々な立場の撰者が混在する。さらに複雑なことに、それぞれ祖本原本の成立年代も様々である。

以上のように、ここで翻刻した俱舎三十講・世親講関係史料は、極めて多様・

複雑な書誌が前提であるため、利用に際しては、個々の記録の性格を十分に理解する必要がある。特に重要なのは、撰者・書写者の立場であり、その点に注意されたい。

五 俱舎三十講日記(西室公恵カ写、嘉暦三年他)(一四二一五二〇号)

祖本は、出世後見延管撰で康正二年(一四五六)二月と判断される(表紙ウワ書)。俱舎三十講開催が決まったことをうけて、出世後見としての用意のために参考資料として編んだものと推測する。なお実際の俱舎三十講は十二月に執行行われた(31オ⑥)。なお31オ⑥以降は、康正二年以降の記事があり、また直前の30ウは余白を残し、改丁しているから、⑥は追記されたものと思われる。

西室某による奥書があり、親本は「延忍得業」所持本が親本であり、「長寛三年八月」に俱舎三十講を実施するための用意として写した旨がある。延忍は、出世後見「延管」と字が共通するから、伝領者であろう。そして「長寛三年」はおそらく長享三年(一四八九)の誤記であろう。とすれば、西室は寺務別当公恵である。表紙の花押主は公恵の可能性が高い。

整理すると以下ようになる。康正二年二月に出世後見延管が撰述し、十二月の実施までの参考資料とした。さらに⑥の部分延管が追記し完成する。その後延忍に伝領され、そして長享三年に西室(公恵カ)が、自らのもとで行う俱舎三十講のために借用して書写した。

本書は前述の「編纂資料」に当たるものである。先行する俱舎三十講記録、文書雛形、調査により入手した先例などを織り交ぜて編んだものである。その内容は以下の六箇所に分類できる。

①嘉暦三年俱舎・世親両講米支配（貞治五年執行実舜写）・応永三年俱舎三十講饗膳支配（不明）

荘園毎の負担の内容・数量や、納入状況などが判明する。

②応永二年三河法印賢春日記

同年正月、寺務別当東南院・出世後見快尋のもと八幡宮で実施。当日の会場設営、荘園の納入状況など。饗膳・捧物の分量をめぐる執行と所作人僧侶などの意見対立があり、寺務別当が仲裁している。賢春は後に出世後見になる。その際に自ら参考としたと想像されるが、そのために応永二年に書き残したとは考えられない。おそらくは日常的に日記をつけており、そこからの引用であろう。

③応永十七年俱舎三十講日記（論義書延海）

論義書は俱舎三十講の役である。俱舎三十講の論義書は、「講師」と「問者」の「問答」を記録する書記役（永村眞『中世寺院史料論』吉川弘文館二〇〇〇年、一八二頁他）であり、当然ながら教学に通じた優秀な僧侶が担当する。ただし記録の中にはそれを窺わせる記述はない。自明だからであろう。

目立つ記述は、a道場の調度・仏具の設営、b出仕僧侶名簿の執行への伝達と執行からの捧物・饗料（荘園の負担も言及）である。これらは、寺務・出世後見や

執行の記録でも言及されるところである。aは実際の役を努める上で空間把握が必要であることによる。指図が付される事例も複数ある。ちなみに今回の道場は大仏殿後方の講堂を取り囲む三面僧房の東南角の荒室であった。またbは出仕者の関心の高さの反映と一応考えておく。

なお俱舎三十講は開催決定から実施まで数ヶ月間があり、その間、惣読師による談義がある。俱舎三十講はいわば公開討論であり、それ以前の事前学習会が談義であった。

俱舎三十講終了後に引き続き世親講が行われる。論義書は俱舎三十講の役であるから、論義書に特化したものであるとすれば、直接役目のない世親講について記述する必要はない。以下で紹介する学侶僧による他の記録でも世親講にはほぼ必ず言及がある。世親講は俱舎三十講と組になる必須の法会であるという学侶方の認識によるのであろう。ただし本書での記述はあまり詳しくなく、十三番分の「講師」名の一覧などにとどまる。

④応永三十年俱舎・世親両講所作人交名・入物支配（論義書）、諸荘所出入物（執行慶実）。応永十二・十七・三十年入物支配

論義書は講師他の所作人僧侶の名簿を執行に提出する。その実例である。また饗料の分配や、負担する荘園の先例が記される。断片的な記事の寄せ集めの観があり、撰者延営が入手した断片的な資料を掲載したものであろう。

⑤嘉吉二年俱舎三十講日記（学侶方延営力）、嘉吉三年捧物・饗料支配（延営）

奥書はないものの、本書全体の撰者である延宮撰と見るのが自然だろう。本文によれば嘉吉二年（一四四二）の論義書は、経覚なる学侶とおぼしく、その人選に記主は批判的であるから、論義書ではないが、俱舎三十講・世親講の運営に強い関心をもつ一学侶としての記録と推察される。論義書の行為に主眼をおいた記述となっている。正月、寺務尊勝院持宝の提起、事前準備の談義、十一月二四日開催当日の論義書所作・道場設営・所作人僧侶他交名・饗料、世親講講師交名などの記述がある。特に講師を選定する手続きである「入不」で使用する文書の雛形がある点は特筆される。

⑥ 康正二・応仁二・文明七年俱舎・世親両講先例、文明七年請定雛形（延宮）

出世後見延宮がこれらの年の俱舎三十講に携わったことがわかる。末尾の請定は、講師・問者の割り当て告知であり、荒請定は一種の仮割り当てで、本番の正式なものが手番請定となる。荒請定は大湯屋に掲示されたから、俱舎三十講実施自体の告知の機能も持ったのであった。

六 俱舎三十講愚記（寺務尊勝院光経、応永三十年）（一四一・五四八号）

奥書はないが、1才の「別当予」と、表紙ウワ書の「尊勝院」から、別当尊勝院光経撰と判断する。応永三十年（一四二三）八月に别当自ら提議し、十一月七日開始の俱舎三十・世親両講の記録。13才には光経と考えられる花押がある。講問実施後に備忘としてまとめたものであろう。

同講は十余年中絶していたとある。道場别当房尊勝院の設営、座席の配置（指図あり）、論義次第、所作人交名、荘園への用途割り当てなど、簡略だが全体的を俯瞰し、整った印象がある。元亨二年（一三二二）（寺務代）隆恵法印記（東室光海所持）の引用がある。あわせて開催された世親講の記述は末尾に敷衍記述されるに止まる。世親講への寺務別当の関わり方の程度を示す。

七 俱舎三十講日記（学侶方定弘、応永三十年）（一四二・五一九号）

第六号と同じく、応永三十年の别当房尊勝院で行われた際の記録。表紙ウワ書に外題同筆の「大法師定弘」と異筆の「英訓」がある。「英訓」の書名は本文末尾にも見える。これは、一六世紀中頃に年預五師・寺務代として活動が確認される観音院英訓であり、この時点の所持者である。英訓は第十二号③の撰者でもある。また天文三年に寺務代ともなっており、俱舎三十講に関与する必要性から所持したのであろう。

定弘は応永三十年時点の撰者と判断される。残念ながら未詳である。内容的には論義書へ言及が目立ちあるいは論義書の可能性もあるが、本文中に論義書は光真と見える。定弘は臨席した学侶方僧侶のひとりであり、将来に備えて書き残したものではないか。

当日の様子に限定した記述で、俱舎三十講では、道場の配置、所作人僧侶の座次、読師・論議書の作法、饗料受給者、捧物の引き替え用の札の受け取り作

法などの記事がある。世親講にも詳しく、学侶年預の沙汰であることを明記し、「入不」の仕方にも及んでいる。

八 俱舎三十講(執行叡実、永正十五年)(一四二二五二二号)

永正十五年(一五一八)十月十六日からの八幡宮新造屋での記録。末尾の署判から執行叡実の撰である。本来は薬師院文庫史料にあるべきものである(『中世東大寺記録執行関係史料』参照)。記録部に編入された経緯は不明。江戸時代に遡及する可能性もある。

内容は俱舎三十講の執行の役割である饗料・捧物が中心で、分配先や負担する荘園とのやり取りに関する記事がある。用途の不足は、年預五師への借錢にて賄うなど寺内融通が窺える。紙背には捧物請文がある。所作人僧侶側から執行のもとにもたらされたものである。

九 寺務方(諸荘)納下(帳)(寺務方納所英訓、永正七・八年)(一四二二五二五号)

これは厳密には、俱舎三十講の記録ではない。表題と本文の一部に言及があるに過ぎない。一見すると、記録ではなく帳簿に感じられる。所領からの収入とそれらの支出が記載されている。

奥書はないが、表紙ウワ書から英訓撰と判断する。第七号で触れたように、英

⁵ 永村眞『中世東大寺の組織と経営』第四章「東大寺油倉の成立とその経済活動」(塙書房、一九八九年)六七八ページ、遠藤基郎「近世東大寺の組織に関する

訓は一六世紀中頃の寺務代・年預五師である。ただしこの永正七(一五一〇)・八年には英訓は「寺務方納所」と考えられる。

「納所」とはある財源の管理運営者であり、寺内諸活動に対して財務負担を負う役職である。財源は主に荘園・料田である。納所の名称は、財源を冠する場合もあれば、支出先の組織・行事を冠する場合もある。様々な経緯により適宜追加されたものであろう⁵。

内容は、「寺務方」(1オ〜7ウ)は寺務別当領である御油荘・燈油田負所(櫛本荘内)・長屋荘・大井荘、「上人方」(8オ〜9才途中)、「国中東大寺領」(9才途中以降)の三構成である。

「寺務方」の支出分は、永正七年(一五一〇)から同九年まで単年度ごとに区分して記述している。過去三年分の収支を総括している訳で、単年度ごとの現業帳簿ではなく、記録としての性格が濃い。また支出には、「三十講用意」(5ウ)とある。表紙の「卅講所下ノ事在此」はこれを指すのだろう。

なお「上人方」は未詳である。

一〇 (俱舎)三十講(等)日記(付維摩会日記・手搔会支配)(寺務方納所浄観、

る試論)(『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』科学研究成果報告書、二〇〇五年)

天文八年(一四二一五二四号)

奥書はなく、表紙ウワ書から、浄観撰と判断される。「権律師」については、おそらく後年、浄観が「権律師」になって以降に本人あるいは伝領者がつけたものであろう。表紙外題に「三十講日記」とはあるものの、俱舎三十講のみではない。1才の首題「三十講日記」から9才までは、天文七年(一五三八)十二月の俱舎三十講の記述。9ウから天文八年興福寺維摩会日記、二ウから東大寺八幡手搔会、そして15ウの天文八年納下の記述で終わる。おそらく、俱舎三十講の記述用に冊子を綴じ、同表題で書き始めた後、その余白を別件に利用したものであろう。ノートとしての活用方法としては十分あり得る。

俱舎三十講の記録はやや複雑で、学侶方の構成員、別当領の財務管理者の寺務方納所(大井莊・後川莊・長屋莊の管理)、周防国衙の「西国納所」、そして「三十講方」という納所(未考)の立場が交じっている。複数の立場を兼ねる浄観という一人格の視点での記述である。

冒頭に「寺務方納所」に「落書」により選任されたとの記述がある。あるいはそもそも俱舎三十講を行うことが選任の契機であったのかもしれない。以後の記録は、請定伝達、論義書選定、世親講講師交名などであり、学侶方僧侶としての関心が見える。同時に過去の寺務方納所かと推測される「英憲日記」から寺務方納所が負担する「三十講入目注文」がある。英憲は、一五世紀末・一六世紀前半に活動が見え、寺務代にもなっており「寺務方納所」に相応しい。「三十講

入目」は、第九号にも同様の記述がある。

寺務方納所以外に、西国納所・「三十講方」への言及があるのは、執行方の正法院・薬師院での財源不足分を、これらの納所から借錢することで賄ったためであった。すなわち浄観は債権者であった。

維摩会の記事は、興福寺に出仕する聴衆関連のみであり、学侶方の関心による。

手搔会は、再び用途を負担する寺務方納所としての記述で、長屋莊・鳥羽谷反銭の負担で賄った掃除人夫、飼料、諸物品が書き上げられる。

なお表紙見返しの記述は、浄観付きの童三名と、それへの支給物品であろうか。脇道に逸れるが「鼻紙」は「若気紙」を使用するとある。「若気」(にやけ)には、「男色の相手」、転じて「肛門」の意味となる(日本国語大辞典)。肛門用を揉みほぐすことで柔らかくして、鼻紙に転用していたのであった。ただ相手が童子ということで多少勘ぐりたくはなる。

紙背文書の多くは中証院宛であるが、同院と浄観との関係は未考。

一一(「俱舎」三十講日記(天正八年実英写、明応七年他)(一四二一五二二号)実英による写本(表紙ウワ書)。二種類の奥書から天正八年(一五八〇)六月成立、同年十二月実施の俱舎三十講に備えてのものであったことがわかる。なお第一二号によれば、実英はこの時の論義書となっている。表紙見返の、論義書に

ついでに記述は、論義の書記役としての作法を記したものであり、論義書であったことに由来するであろう。

本記録は、大きくふたつから編成される。

第一は、①第七号の写である、応永三〇年(一四二三)定弘撰の記録(永祿四年浄実写、14オ)と②天文二十三年(一五五四)執行正法院撰(永祿四年浄実写、23オ)ともに永祿四年の浄実の本奥書がある。浄実は、第一二号の撰者でもあり、①の永祿四年の本奥書(14オ)によれば、論義書であることが書写の動機であった。①②にかかる「天正八年林鐘」の実英の書写奥書(23ウ)があり浄実本を写したとする。俱舎三十講開催の風聞があることを書写の理由とする。

解題

第二は、③明応七年(一四九八)頃力頭円撰(天文七年力英訓写、24オ)と④天文二十三年浄実撰力。③④にかかる「天正八年六月二十六日」に浄実本を写したとする所作人「先途者」実英の奥書があり(14ウ)、三十講開催につき学侶方の許可があつたためとする。俱舎三十講開催が決定し、所作人選任時点での書写であった。

次に個別の内容である。

①俱舎三十講日記写(学侶方定弘、応永三十年)

第七号の写本だが、一部、永祿四年(一五六一)の浄実撰?の記録の一部が竊入する。実英が書写する際に、親本の記述と浄実の書き込みを区別しなかったためであろう。同様のことは、②の8ウの「永祿四(西)卅講之時、」の部分があ

てはまる。

②天文二十三年俱舎・世親両講講用途納下記録(執行正法院撰)。

天文二十三年(正月度(八幡宮新造屋)。執行方の記録であるから、第八号と同じく、饗料・捧物が中心で、分配先や負担する荘園とのやり取りに関する記事で構成される。

③明応七年「俱舎」三十講私覚日記(学侶方? 頭円)

首題の割書の「英訓之自筆写之、頭円之日記ト在之、」は、英訓自筆本で、表紙ウワ書に「頭円之日記」とあるとの意味である。英訓と頭円のこの私覚日記に対する立場は、判然としないが、おそらく頭円撰、英訓写となろう。記述中には、明応七年(一四九八)(28ウ・32ウ)と天文七年(一五三八)(28オ)の年紀が併存する。

頭円は一五世紀初頭に年預五師・寺務代などとして見えるが、天文七年頃の活動は見えない。一方、英訓は第七号の伝領者としてあり、そこで述べたように一六世紀中頃に寺務代にもなっている。明応七年は頭円、天文七年は英訓による記述となる。この場合、天文七年頃に英訓が、頭円の日記を写し、天文七年の例を追筆したものであろう。そしておそらく当初は区別がつくような工夫(たとえば小さめの字での筆記)であったが、その後の書写により、区別がつかなくなると推測する。奥書の類いはないが、次の④の実英奥書によれば、③④とセットで浄実本であるから、浄実の書写と見るのが自然だろう。

その内容は、明応七年の俱舎・世親講の克明な記録ではない。その時の作法や決まり事について撰者の気づいたことをまさに覚え用に書き付けたものという印象を受ける。世親講の記事も多いから、俱舎三十講の論義書といった限定的な関心ではなく、学侶方構成員として視点で記述されたものであろう。また莊園の負担への記述も目立つ。英訓は寺務代経験者であるから、そうした関心に由来するものかもしれない。

また俱舎・世親講と直接関係のない記事もあつて、明応七年に下笠間から東大寺八幡宮へ神楽が奉納された際のことが見える。もしかするとこの時、頭円は年預五師だったのかもしれない。

④天文二十三年（一五五四）〔俱舎〕三十講日記（学侶方浄実力）

奥書がない。末尾の天正八年実英奥書にて「浄実擬講之本」とあるから、何らかの形で浄実が関わっていることは間違いない。本号①でも述べたように浄実は、俱舎・世親講に関わる記録の撰者でもある。③と違い、親本への言及ないことから、浄実が撰者と見られる。その場合、世親講師にある「予」（43ウ）は浄実となる。学侶方としての関心でまとめたものと言える。

記述は、実施決定の経緯からはじまり、事前準備の談義・請定・莊園への割り当て・世親講師選定にいたる。他の記録が重点をおく当日の様子は少ない。特に談義で使用された聖教やその際の給付物への記述が特徴的である。浄実の活動は天正年間まで及ぶから、本書は比較的若い時期のものであり、その故である

うか。

一 俱舎三十講記（寛文三年英性写、天正八年他）（一四一・一五三・三三）
 寛文三年（一六六三）惣読師英性の写本三冊本の内のひとつである（表紙ウワ書・奥書）。他の二冊は親本が残る（同一号は一四二・五二〇〔本報告第五号〕、同一号は一四二・五二二〔第一号〕）。しかし本冊は親本（奥書によれば実英所持本）あるいは祖本が現存しない。内訳は、①実英写の天正八年論義書英定撰。②慶長六年論義書実英撰。③寛永三年惣読師実英撰（翻刻省略）である。

①天正八年（一五八〇）〔俱舎〕三十講日記（論義書英定）

撰者とその年紀は奥書（5ウ）による。書写年記はないが、慶長六年に実英が論義書となった際に、参考のために書写した可能性があろう。

俱舎講当日の記録である。具体的な作法（交名・入不の書き方、開白時の発声など）、細かな記述がある。道場である新造屋の指図を載せる。また莊園の記事がわずかながら見える。ここでも論義書としての役割とは直接関係のない世親講への記述があり、学侶方としての関心の高さを示す。

②慶長六年〔俱舎〕三十講私日記（論義書実英）

慶長六年（一六〇一）十二月の俱舎・世親講終了後に論義書実英がまとめたもの（奥書、10ウ）。

同年年六月の開催提起、準備期間の談義、十二月十五日からの当日の記事が

ある。全体として流れを押さえた整理された記述となっている。天正八年以来の開催であつて、経験者や人材の不足に苦労している様子が窺える(6ウ)。道場である新造屋の整備、また饗料・捧物の記事もある。

③寛永三年(一六二六)「俱舎・世親両講記録」(惣読師実英撰)

丁替や、見出しがなく、②より続く。おそらく②の余った丁にそのまま書き継いだものであろう。今回は翻刻を省力したが、準備期間中に惣読師が所作人を労うための饗応(「振舞」)の用意物品の一覧がある。惣読師の経験を記録することが撰述の目的であつた。

寛文三年に惣読師英性が実英写本を書写した最大の動機は、この先例を学ぶことにあつたと見てよい。

一三「俱舎」三十講日記(付慶長六・十八年追記)(学侶方浄実・浄観、天正八年他)(一四二・五二三号)

擬講浄実が天正八年(一五八〇)十二月の俱舎・世親講終了後に撰述(表紙ウワ書)したのもの。浄実より上生院を継いだ浄観が伝領した(表紙ウワ書、異筆書き)。

外題が示すように浄実は天正八年の俱舎三十講の記録用として本冊子を用意し、3ウの奥書までを書き上げ、さらに浄実が受け取った捧物について貼り紙を付した。それに続け、浄観は慶長六年(一六〇一)十二年度の記録を、さらに了息が慶長十八年(一六一三)十二年度の記録を追加した(浄観の署判あり、

5ウ)。

天正八年は全体的には簡略な記述で、用途に関する記述が目立ち、莊園名や「反銭」の文字が見える。前述のように、浄実は自らも「擬講」「講師」「問者」として出仕しており、役得として受け取る捧物の請文を引用する。

慶長六年分はごくごく簡略である。なお浄観は第一二号②に「三十講沙汰人」のひとりと見えている。慶長十八年分については今回翻刻を省略した。なお了息は先途者の一人として勤仕している。

紙背には上生院宛ての書状が多数ある。

一四 俱舎三十講日記(付文禄二年・慶長十八年)(学侶方訓秀、慶長六年他)(一四一・五四九号)

表紙ウワ書から訓秀が撰者と判断する。訓秀は、慶長六年(一六〇一)度の先途者であつた(第一二号②)。

表紙と4丁以下が料紙サイズを同じくし、途中1・2・3丁はひとまわり小さい。最初に表紙・4丁以下を綴じていたが、一旦紐をはずし、1・2・3丁を差し挟み綴じ直したものであろう。

1丁は年次不明だが、順番からいって天正八年度のもの可能性がある。学侶年預の不在により、新たに選任されたことなどが見える。この丁のみは異筆である。

2・3丁は、文禄二年度の講衆と「未講衆」（新講衆を指すか？）との書状あるいは先途者から学侶年預宛の書状の引用である。

4丁以下の慶長六年度がそもそもこの日記の対象である。春に開催が提起され、請定・所選人選定・事前準備「加行」開始・談義・道場新造屋修理までの記述が中心。当日については、断片的に惣読師など諸役は、辞退者分の穴埋めなど、断片的な記述の印象がある。

慶長十八年分はわずかに訓秀が講師などの所作を努め、捧物の札を渡されたという記事のみである。

〔論考1〕

出世後見からみる中世後期東大寺の別当と惣寺

西尾 知己

はじめに

中世後期の顕密寺院に関する研究は近年次第に検討が進みつつあるが、いまだ残された課題は多い*。課題を解決していく上で壁となるのが、複雑な寺院組織の構造をいかに理解するか、という点である。この点の解明は寺院を当該期の政治・社会のなかに的確に位置づけていく上で不可欠の作業である。本稿は以上のような問題関心にもとづき、中世後期における東大寺寺家組織の特質の一端を明らかにしようとするものである。

中世東大寺の組織に関する研究は、一九七〇年代から八〇年代にかけて稲葉伸道氏³³・永村眞氏³⁴・久野修義氏³⁵らの検討により大きく前進した。そのなかで大きな論点となったのが、鎌倉後期から南北朝期にかけて、学侶衆中（衆議とも言う。以下衆中に統一）の決定を背景に年預五師を中心とする年預所が主導した惣寺を寺院組織のなかでどう位置づけるか、という点であった。特にそれまでの寺家運営を主導した別当（寺務ともいう。以下別当に統一）政所との関係をどのように考えるかという点は議論的となり、稲葉氏は別当から惣寺への権力移行の側面を強調したが、それに対して永村氏・久野氏は別当側も一定の権限を留保していた点を強調した*。以上の論争を経て、現状では、

「寺家経営に関わる問題について、衆議に基づき実質的に決断を行う年預所と、その決断に最終的な裁可を下す別当との、機能分掌の体制が維持されてきた。（中略）平安時代以来、寺家別当のもとで、その実務を支えた公文所・執行所は、年預所による寺家経営にわたる諸機能の掌握により、実質的には年預所の配下に置かれ、その実務を支えることになった。」*とする永村氏の指摘がその到達点を示していると言えよう。筆者も以上の評価自体に異論はない。

ただ近年、三輪眞嗣氏は鎌倉中期の段階における別当と惣寺の關係に注目し、鎌倉後期から南北朝期とは若干異なる段階性を見出している*。三輪氏の見方は室町期以降の寺家運営における惣寺と別當の關係を見ていく上でも重要な視点であると考ええる。室町期以降の惣寺と別當の關係については、公人の補任権をめぐる稲葉氏と平澤氏の見解の対立がある。すなわち稲葉氏が鎌倉後期以降の惣寺権力の手先として公人が登場するとの対して、平澤氏は戦国期に政所系列の執行（公文所）が公人職を補任していることから批判を加えた。さらにその平澤氏の指摘に対して、稲葉氏は執行（公文所）が惣寺の支配下にあつたことからその執行から補任された公人は惣寺支配下にあつたと反論した*。このように室町期以降においてもわずかに惣寺と別當の關係に関する検討は見られるが、いまだ十分とは言えないのが現状である。ゆえに本稿では、当該期の別當と惣寺の關係について考察する。

その際、本稿では出世後見と呼ばれる役職に注目する。「出世」とは一般に浄

行僧（学問僧・学侶）を指す言葉であり、寺家運営の事務を扱う三綱・承仕層を指す「世間」に対応する言葉である*。遠藤基郎氏が運営するウェブサイト

*¹⁰では東大寺の出世後見に補任された人物が確認できるが、たしかに学侶から任命されている。また出世後見に関する先行研究としては永村氏の検討を

あげることができる。氏によると、出世後見は別当の就任にあたり補任され、寺内の法会・仏事において学侶が補任される僧職の差配に関与したという*¹¹。

以上の検討から、出世後見という役職が別当や学侶（惣寺の構成員）双方に関わりを持ち、両者の関係を考えるうえで無視できない役職であることがわかる。ただ永村氏の検討は諸論考での断片的な指摘にとどまっており、いまだその性格については検討の余地を残している。そこで本稿ではこの出世後見の性格を追究する作業を通じて右の問題に取り組みたい。

なお出世後見について検討を加えるためには、もう一つ類似する役職に触れなければならぬ。それは寺務代（別当代・寺務奉行ともいう。以下寺務代に統一）と呼ばれる役職である。両役職を並べて考えるのは、たとえば次のような史料が見られることによる。

【史料1】*¹²

補任 大仏殿有職阿闍梨事

某阿闍梨補任料三百五十文

或ハ別当未補之間、依寺門評定、所補任

右依別当之仰、補任状如件、

年月日

寺務代法印權大僧都英訓

出世御後見 実名判

この史料は大仏殿有職阿闍梨補任状の文例であり、そのほかの文例から戦国期のものであることがわかる。注意したいのは――部分と……部分である。――部分では「別当の仰せ」によつて「出世御後見」が署判するよう記されているが、部分では「寺門」すなわち惣寺の「評定」により、「寺務代」が署判するよう記されていることがわかる。つまり別当がいる場合、補任主体は「出世後見」であり、別当が不在の場合、補任主体は「寺務代」と呼ばれることをこの文案は示しているのである。ここからは出世後見と類似する役割を果たす寺務代の存在を見出すことができる。ただ本論で後述するように、ほかの史料をたどっていくと、出世後見と寺務代を同一視できない場合もある。ゆえに出世後見の性格を理解するためには、あわせて寺務代の性格も理解し、両役職の区別を明確にしておかなければならないのである。

よつて以下では、まず出世後見と寺務代の基礎的な考察として、第一章では補任者の顔ぶれ、第二章では寺内での役割を検討する。そして第三章で出世後見を寺家組織のなかに位置づける作業を通じて、室町期以降の別当と惣寺の関係について新たな知見を加えたい。

第一章 出世後見・寺務代の顔ぶれ

出世後見・寺務代はともに鎌倉中期以降に史料上で動向が確認されるようになる^{*10}。そこで本章では、両役職の基礎的な考察として、その鎌倉中期以降に補任が確認される僧の顔ぶれを検討する。先述のように出世後見・寺務代の顔ぶれについては遠藤氏ウェブサイトで知ることができるが、これに筆者で確認した事例を加えて整理したのが表1である。表を見ると、出世後見・寺務代の補任傾向はA・B・Cの三つの時期に分けることができる。そこで以下それぞれの時期の特徴を掘り下げていく形で検討を進めたい。

1、A期Ⅱ鎌倉中期から南北朝期

この時期は寺務代・出世後見両方が確認できるが任命された僧の傾向に違いが見える。まず寺務代の顔ぶれを見てみると、貴族子弟が入室する院家出身の僧が多い。たとえば、定親は源通親息^{*11}、良禎は九条良平息^{*12}、定済は土御門定通息^{*13}である。そのほか時宝は貴族子弟ではないものの幕府北条氏一門の赤橋久時息であった^{*14}。この時期の寺務代は貴族子弟かそれに準じる家柄の僧から選ばれた可能性が高い^{*15}。また院家のなかでは尊勝院・西室・普門院といった東大寺の院家出身の僧が比較的多い。

寺務代と別当の関係をしてみると、寺務代が任命された際の別当は仁和寺・随心院・勸修寺といった東大寺に主要な拠点を持たない他寺僧であった例が多

い(表1中の☆印参照)。また別当と寺務代の関係を見ると、表2で見られるように、寺務代は別当との間に法流上の関係があることが多い。

以上より、A期の寺務代は他寺僧別当の治世に別当と法流上のつながりがある貴族子弟(あるいはそれに準ずる家柄)の僧から選ばれる傾向が強かったと言える。

次に、出世後見の顔ぶれを見ると、頼覚・栄源・乗信はいずれも学侶の連署起請文に署判を加えており^{*16}、栄源は五師であったことも確認される^{*17}。これらの点から出世後見は学侶衆中の構成員で、貴族子弟の僧と異なる階層に属した学侶から選ばれていたと言えよう^{*18}。つまりこの時期の出世後見と寺務代は補任者の傾向が全く異なるのである。

少し後の史料となるが、文明十三年(一四八三)に随心院厳宝が東大寺別当に補任された際に厳宝の兄興福寺大乘院尋尊が書き残した「東大寺別当職事条々」^{*19}には、「寺務代事良家仁御沙汰也」「出世後見事僧綱分躰可沙汰事」と両職を区別しているが、このような寺務代と出世後見の区別はこのA期における両職の補任状況をふまえた指摘だったと考えられる。ともあれ、ここでは寺務代と出世後見という職の補任者が明確に区別されていた点を確認しておきたい。

論考1 西尾知己「出世後見からみる中世後期東大寺の別当と惣寺」

時期 区分	別当		寺務代・出世後見		出典
	名前	就任年	寺務代	出世後見	
A	定豪(仁・華嚴院/関東)☆	安貞2(1228)	定親(仁・威徳寺/関東)	—	続要302頁
	頼惠(東・西室)	天福2(1234)	—	頼覚	平次第204頁上段
	親嚴(随心院)	文暦2(1235)	—	頼覚	平次第204頁上段
	良恵(仁・上乘院)☆	延応元(1239)	良禎(東・尊勝院)	榮源(五師)	平次第205頁下段・206頁下段ほか
	定親(仁・威徳寺/関東)☆	仁治2(1241)	定濟(醜・三寶院/東・西南院)	兼信	東葉1-12・続要327頁ほか
	聖忠(東・東南院)	正応元(1288)	「尊勝院」(東・尊勝院)	—	狩野亨吉氏蒐集文書
	頼助(仁・真乘院/関東)☆	正応5(1292)	定春(東・尊勝院?)	—	葉次第328頁ほか
	信忠(勸修寺)☆	延慶3(1310)	公暎(東・尊勝院)	—	葉次第328頁・鎌遺24531号
	実海(仁・五智院)☆	正和2(1313)	隆恵	—	葉次第328頁
	教寛(勸修寺)☆	元応2(1320)	時宝(東・尊勝院)	—	葉次第329頁
	教寛(勸修寺)☆	元弘元(1331)	時宝(東・尊勝院)	—	葉次第329頁ほか
	寛胤(勸修寺)☆	暦応元(1338)	時宝(東・尊勝院)	—	葉次第330頁
	聖珍(東・東南院)	康永2(1344)	隆恵	—	練行康永3年条
	寛胤(勸修寺)☆	観応元(1350)	顕誉(東・西室)	顕誉(東・西室)	葉次第330頁・統譜
	寛胤(勸修寺)☆	貞治6(1367)	義宝(東・普門院)	—	—
	尊信(勸修寺)☆	応安6(1373)	経弁(東・尊勝院)	—	葉次第330頁
B	観海(東・東南院)	至徳2(1385)	—	快尋	統譜、東図142-520
	経弁(東・尊勝院)	応永9(1402)	—	暁円	東図142-75
	観覚(東・東南院)	応永14(1407)	—	兼俊	統譜、東図142-520
			—	賢春(年預五師)	東図141-153
	光経(東・尊勝院)	応永21(1414)	—	賢春(年預五師)	東図141-154・155
			—	寛英(年預五師)	統譜
	房宣(東・西室)	応永35(1428)	—	憲延	統譜
	公顕(東・西室)	永享4(1432)	—	憲延	東葉1-44
			—	盛賢	東図142-74
	持宝(東・尊勝院)	嘉吉2(1442)	—	英真(学侶年預)	統譜
	珍覚(東・東南院)	文安元(1444)	—	延海(年預五師)	統譜
	隆実(東・東室)	文安4(1447)	—	延海(年預五師)	東図142-439
	恒弘(勸修寺)☆	宝徳3(1451)	—	順実	東大寺別当職事条々
	公恵(東・西室)	享徳4(1455)	—	延當(年預五師)	仏次第450頁
	公深(東・尊勝院)	寛正2(1461)	—	経真(年預五師)	仏次第450頁、東葉1-56
			—	英憲	統譜
覚尋(東・東南院)	寛正5(1464)	—	延當(年預五師)	仏次第450頁	
		—	聖口	東葉1-59	
覚尋(東・東南院)	応仁2(1468)	—	延榮	統譜	
C	覚尋(東・東南院)	文明5(1473)	延當(年預五師)	—	仏次第451頁
	光任(東・東室)	文明7(1475)	—	順助	東図142-74
	嚴宝(随心院)☆	文明13(1483)	—	英祐	大乗院寺社雜事記文明13・10・24条
	公恵(東・西室)	文明14(1484)	—	延忍	仏次第451頁
	実誉(東・尊勝院)	延徳3(1491)	—	延當(年預五師)	東葉1-143・146
	秀雅(東・普門院)	明応5(1496)	—	秀海	仏次第451頁ほか
	公順(東・西室)	明応8(1499)	—	英祐	東葉1-179-1
	実真(東・尊勝院)	永正2(1505)	—	秀海	一乗院文書53-6
	忠嚴(随心院)☆	永正5(1508)	秀海	英憲(年預五師)	仏次第451頁
			英憲(年預五師)	—	仏次第451頁
	常弘(勸修寺)☆	永正8(1511)頃	—	秀海	仏次第451頁
	光通(東・東室)	永正10(1513)	—	秀海	仏次第451頁
	公怡(東・尊勝院)	永正14(1517)	秀海	英順(年預五師)	葉1-111・1-173ほか
	公順(東・西室)	天文3(1534)	英訓(年預五師)	英順(年預五師)	東図142-439ほか
	(未補)	天文11(1542)	英訓(年預五師)	—	葉1-122・123ほか
	(未補?)	永禄4	隆賢?	隆賢(年預五師)	仏次第451頁
三条西殿息(東・西室)	天正2(1574)	訓藝(学侶年預)	—	仏次第451頁	

表1: 中世東大寺寺務代・出世後見一覧表

註1: 院家の略称は以下の通り。東: 東大寺/仁: 仁和寺/醜: 醜翻寺

註2: 出典欄の略称は以下の通り。続要: 筒井寛秀監修『東大寺続要録』(国書刊行会) / 平次第: 遠藤基郎「平岡定海氏所蔵『東大寺別当次第』について」(『東京大学史料編纂所紀要』13 2003年) / 東葉: 東大寺図書館所蔵薬師院文書 / 大古: 『大日本古文書 家わけ第18 東大寺文書』 / 葉次第: 薬師院文書東大寺別当次第(堀池春峰「東大寺別当次第」『新修国分寺の研究』吉川弘文館) / 鎌遺: 『鎌倉遺文』 / 練行: 「二月堂修中練行樂日記」(『東大寺二月堂修二会の研究』中央公論美術出版) / 統譜: 『東大寺別当統譜』(東大寺図書館所蔵記録聖教類(雑部)374) / 東図: 東大寺図書館所蔵史料 / 仏次第: 『大日本仏教全書』東大寺叢書一所収「東大寺別当次第」(第一書房)

寺務代名	在任時の別当	別当との関係
定親(仁・威徳寺/関東)	定豪(仁・華嚴院/関東)	定豪門弟(前掲註14諸論文参照)
良禎(東・尊勝院)	良恵(仁・上乘院)	良恵門弟(「血脈類集記」+『大日本史料』仁治2年雜載)
定濟(醜・三寶院/東・西南院)	定親(仁・威徳寺/関東)	定親門弟(『醜翻寺新要録』座主次第、前掲註7三輪論文)
定春(東・尊勝院?)	頼助(仁・真乘院/関東)	?
公暎(東・尊勝院)	信忠(勸修寺)	勸修寺門弟(「東寺門流東大寺別当経歴先例」東寺観智院29)
隆恵(東・?)	実海(仁・五智院)	後宇多院灌頂で東南院聖忠に実海とともに扈從(「後宇多院灌頂記」東百丙号外14) 東寺長者東南院聖忠の奉者として御教書発給(高野山宝簡523)
	聖珍(東・東南院)	正和3年後七日御修法で導師実海に扈從(東百ろ3-3)
時宝(東・尊勝院)	教寛(勸修寺)	勸修寺門弟(「東寺門流東大寺別当経歴先例」東寺観智院29)
	寛胤(勸修寺)	
顕誉(東・西室)	寛胤(勸修寺)	?
義宝(東・普門院)	寛胤(勸修寺)	?
経弁(東・尊勝院)	寛胤(勸修寺)	勸修寺門弟(「東寺門流東大寺別当経歴先例」東寺観智院29)

表2: 寺務代と別当の関係一覧表

註: 寺院名の略称は表1の註1参照。

2、B期Ⅱ室町期

室町期に入るとこれまでの傾向から大きく変化する。管見の限り寺務代の補任を確認することができなくなり、出世後見の補任例しか確認できなくなるのである。その理由として、一つにはそもそも他寺僧別当の就任する例自体が激減したことがあげられよう。先に寺務代は他寺僧別当の際に在任していることが多いことを指摘したが、室町期に入ると、その他寺僧別当がわずかに勧修寺の興胤・恒弘と二例を数えるにとどまるのである³⁰⁾。またそのうち恒弘の時代について、先述の「東大寺別当職事条々」では「去宝徳年中勸修寺恒熙御当職宣下、其時寺務代無之、出世後見事、故安楽坊順実蒙仰致奉行了」と、寺務代がいなかったことを明記している。室町期になると、これまで寺務代として見られた尊勝院・西室・普門院の院主が別当に就任する例が見られるようになるから、別当就任者の変化が寺務代の消滅と関係したのかもしれない。ともあれここでは当該期に寺務代の補任が見られるなくなる点を確認しておきたい。次に出世後見に目を向けると、この時期には就任した僧の名が多く確認できるようにになる。そこでその顔ぶれをさらに見てみると、年預五師・学侶年預といった学侶衆中のなかでの要職を経た人物が補任されていることがより一層明確になる。この点も再度確認しておきたい。

3、C期Ⅱ戦国期

戦国期も依然として出世後見の所見が目立つが、一方で寺務代の所見も再

度確認できるようになる。ただ注意したいのは、その寺務代に就任する僧の階層がAの時期とは異なる点である。先述のようにA期の寺務代は、出世後見の補任者と明確に区別できたが、戦国期には出世後見と同様に学侶衆中の要職経験者から補任される傾向が強い。先述の【史料1】からわかるように、別当が在位し「別当の仰せ」にもとづき活動する場合には「出世後見」、別当が不在で「寺門」（学侶衆中）評定の決定に基づき活動する場合には「寺務代」と呼び分けられていたにすぎない。このようにこの時期の寺務代はA期と呼び名は同じであつても、その内実は大きく変化し、出世後見と同質の役職となっていた点に大きな特徴がある。

以上、出世後見と寺務代に就任する僧の変遷について検討を加えた。その結果、①出世後見は鎌倉中期の初見以降、非貴種の一般東大寺僧で年預五師や学侶年預を勤めるような学侶衆中のリーダー的な立場を経験した僧から任じられる点で一貫していたこと、②一方、寺務代は、南北朝期までは別当と法流上の関係を持つ貴族子弟かそれに準じる家の子弟の僧が多かったのに対して、戦国期には出世後見と同じ階層の僧が任じられるようになっていたこと、がわかった。このような出世後見と寺務代の関係性は、次に見る寺内での役割という点においても同様の傾向を示す。よって以下では「寺務代」という場合、A期の寺務代を指すこととし、C期の寺務代は特に断らないかぎり出世後見と同

質の役職として扱うこととする。

第二章 出世後見・寺務代の寺内における役割

大乘院尋尊は実弟嚴室の東大寺別当就任に際して「寺務代・出世後見事、寺家御請以後早々計略勿論也」²⁹⁷と述べたように、寺務代・出世後見はともに別当の就任に連動して任じられるものとされた。その寺務代は「寺門事、為御寺務御代官、可令奉行之由蒙仰候」²⁹⁸と別当の代官として寺家のことを奉行する役割を果たす役職と認識され、出世後見（戦国期の寺務代）もときに「寺務奉行」²⁹⁹と記されたように、別当の職務を「奉行」する役職とされた。この点からすると寺務代と出世後見には類似する要素を見出せるのだが、一方で詳細に見ると寺内での役割に違いもある。ここでは寺務代と出世後見それぞれの寺内での役割を検討するなかで、両者の性格の微妙な違いを明らかにしたい。

1、寺務代の役割

寺務代については、関連する史料が十点あまりではあるが確認できる。ここではそれらの史料によりつつ、寺務代の寺家運営における役割を四つに分けて示しておこう。

(1) 寺内の法会・儀式の運営

寛喜二年（一二三〇）七月、東大寺正倉院勅封蔵が修理のため開封された。

同年十月にも勅封蔵に盗人が侵入したため検使が派遣された。開封では、朝

廷から勅使や造東大寺長官らが派遣され、東大寺側では別当・三綱らがこれを迎えて儀式を行うことになっていた³⁰⁰。しかし七月の開封では、別当定豪が未だ拝堂を遂げていなかったため、定親が寺務代として儀式に参列した。開催に際して、定親は勅使・造東大寺長官や東大寺執行らと儀式の運営について協議して下知を加え、儀式の運営を主導した³⁰¹。

延応元年（一二三九）六月、東大寺鐘楼の大鐘の釣り金が切れて落下したため、大勸進行勇によつて十月に新たに鐘がかけられた³⁰²。その際、九条道家の命で鐘の撞き始めの儀式が行われたが、その儀式を取り計らったのは、寺務代良禎であつた³⁰³。

正安元年（一二九九）成立の「東大寺年中行事用途帳」³⁰⁴では、別当頼助の時代に「法花会無官并凡絹代」の下行を「無官布代三貫文、凡絹代一貫文八折中儀被沙汰了」とあるが、この措置は「寺務代尊勝院」定春の「御計」とされた。

応安四年（一二七一）、「勸修寺新宮」の「御受戒」のため「御座之半疊五帖并差筵三枚」を用意するよう「御寺務代」（尊勝院経弁）から学侶衆中に命令が出ている³⁰⁵。

以上のように、寺務代は別当にかわり、寺内の法会・儀式に関して、寺外の人々と協議したり、寺内の学侶・所司らに下知したりして、運営を主導したことが確認できる。

(2) 寺内紛争への関与

正応二年（一二八九）、東大寺執行慶舜と東大寺鎮守八幡宮神官の掃部助延俊は弁寺主殺害事件に関連して争っていたが、その際に延俊は一昨年（弘安十年（一二八七））に、自らの「不審」を晴らすため起請文を「寺務代尊勝院」宗頭すけがらに提出した33。

永仁二年（一二九四）、東大寺は七ヶ条の訴訟で、東大寺鎮守八幡宮の神輿を入洛させていたが、その最中の同三年に東大寺八幡宮神人が巫女の「新儀」を訴えていた。それに対して「御寺務代」定春と「御寺」（惣寺）は神輿帰座以前は先例に違ふことないよう命じた34。

以上のように、寺務代は寺内諸階層間の紛争に際して、その訴えを受理し、判断を下す立場にあつた。これは本来、別当が惣寺とともに果たすべき機能であると考えられる。

（3）別当の意思を取り次いで寺内・寺領に伝える

正慶元年（一二三二）十一月、東大寺領伊賀国黒田荘の御封番頭職をめぐる訴訟について、東大寺別当勸修寺教寛は、堯順法師にこの職を宛行う旨、別当奉行の奉書形式で同荘に下知し、同荘預所はその奉書をうけて宛行状を発給した35。のち、この二通は延元元年（一二三六）に相論が再燃した際、「正慶」の「政所御気色」を示す証拠文書として東大寺に提出されたが、申状のなかでは「二通 尊勝院御寺務代之時御奉行御下知并預所御下知状案」と記されていた36。おそらく正慶年間に別当教寛の意を奉じて預所にその意向を伝えた

奉行が寺務代尊勝院時宝であつたためにこのような書き方になつたのだろう。ただ別当の意を奉じたとはいへ、訴訟当事者から「尊勝院御寺務代之時」と認識されている点から、寺務代の時宝が意思決定に際して果たした役割の大きさがうかがわれる。

康永三年（一二三四）、東大寺二月堂修二月会で供料の下行が滞り、その補填をだれが行うかで紛糾した。惣寺では別当政所が無沙汰に及んでいることを問題視して問いつめたところ、寺務代隆恵が「政所としては供料を沙汰することはできない」と返答してきた37。

以上のように、寺務代は別当の意向を奉じるという形はとっているものの、寺内や寺領に対して命令する立場にあつた。

（4）学侶の行動規制

暦応三年（一二四〇）十月二十三日、学侶衆中のうち「若輩」が伊賀国東大寺領の悪党問題をめぐる幕府の対応に不満を持ち、東大寺八幡宮神輿を大仏殿に移して抗議した。その際「寺務代」尊勝院時宝は「宿老」僧と「次第の沙汰を経る」よう「制止を加え」た38。このように寺務代は学侶衆中主導の強訴に対してそれをなだめる役割を果たしていた。

以上、寺務代の役割を大きく四つに分けて示した。活動がうかがわれる史料は限定されているが、そのなかでも寺務代は法会・儀式の統括者としての役割のほか、寺内での諸階層の紛争処理への関与や行動規制、寺領への指示など別当

が持つ諸権限をかなり幅広く代行していたことがうかがわれる。

2、出世後見の役割

「はじめに」で示したように、永村氏は出世後見の役割について寺内の法会・仏事において学侶が補任される僧職に関与したと指摘した。ここではその永村氏の指摘もふまえつつ、出世後見が寺内で果たした役割を整理してみよう。出世後見の活動を知る上では、以下のような東大寺所蔵の記録が有用である(全て東大寺図書館所蔵、史料名下の番号は東大寺図書館の所蔵番号である。なお本報告書の史料翻刻編に所載されているものについては所蔵番号の下に★を付しておいた)。

a「出世後見暁円記」(松田福一郎旧蔵・一四二―七五)★一号

出世後見暁円の記録で応永九年〜同一四年にかけてである。一部原本は松田福一郎旧蔵であり、欠落部分は写本一四二―七五で補う。同写本は明和年間(一七六四〜七二)頃の東大寺学侶栄憲書写である。aに加えてb出世後見賢春の写本がある他、年預五師宗藝の記録がある。

b「出世後見日記」(一四一―一五三)★二号

撰者は出世後見賢春で応永二〇年(一四一三)〜応永二二年の記録である。大永・天文年間の東大寺学侶澄藝が伝領した。

c「出世後見之日記」(一四二―七四)★四号

撰者は文明年間頃の東大寺学侶順助。過去の出世後見の先例として、賢春

(応永年間)・憲延(永享年間)・盛賢(永享末年)・賢海(就任時期不明)などの例が示されている。順助もまた出世後見と判断できる。その就任時期は、本書成立直前の別当東室光任が補任の文明七年(一四七五)であろう。

d「法花会日記」(一四二―四三九)

撰者は慶長・元和年間頃の東大寺学侶訓憲。主題は法花会に関する先例を書き留めたものと言えるが、随処に前出の賢春、宝徳年間の出世後見延海、天文・弘治年間の出世後見(寺務代)英訓の発給文書が書き写されている。

このようにこれらの史料からは主に室町期以降の出世後見の役割を詳細に把握できる。一方それ以前の動向については必ずしも史料が多いとは言えないが、鎌倉期の動向は諸史料から断片的につかめる。よって以下では、それらの諸史料に依拠し、出世後見の活動について整理を加えていきたい。

(1)法会における僧職(学侶就任の諸職)の補任・差配

東大寺や南都諸寺院では一年の間に多くの法会が開催された。それぞれの法会では、多くの僧侶がさまざまな役割を分担して法会の運営に関わっていた。東大寺でそれらの各法会における寺僧(学侶)の役割分担をとり仕切ったのが出世後見であった。以下、東大寺法華会・八幡宮御八講・興福寺維摩会の例から具体的な活動を見ていこう。

①東大寺法華会

奈良時代に良弁が創始した東大寺の法華会は、当初講師が経題を読み講義

する形式だったが、平安時代には良弁追善を目的として法華八講と変わらな
い問答形式の法会となり、中世には華嚴会とともに寺内諸法会のうちでも重
視される法会とされた^{*30}。鎌倉期以降の記録を見ると、法会は講堂で行わ
れ、開催時期は概ね十二月から二月頃にかけてであり、五日間にわたって行わ
れた。その内容は四日間で行われる堅義論義が中心であり、最終日の五日目に
は竈殿亭に場所を移して三双の論義が行われた^{*31}。このような法会の構成は興
福寺維摩会とも類似しており、それは僧侶の昇進と密接に関わる法会であった
ことを示している。ゆえに寺内学侶は華嚴会以上に法華会への出仕を重視した
^{*32}。その諸役の補任・差配に関わりを持ったのが出世後見であった。

まず出世後見が補任状を遣わしたのは堅義論義で問答を繰り広げる堅者で
ある。「法花会已後、堅者方へ御八講之補任状可送、」(c・第四丁表)とあるよ
うに、法華会が終わると、出世後見は早速次年の堅義者に補任状を送付して
いる。会期が近づくと「十一月廿七日、法隆寺・薬師寺へ法花会参事相触畢、」
とあるように他寺の聴衆に対して会参を求める書状を遣わしている(b・第六
丁裏)。亭論匠衆についてもすでに鎌倉期の頃から出世後見によって差配され
ていたことが確認できる^{*33}。またこれらの諸役が定まると、注記方や会行事ら
に探題・堅義者・亭論匠衆といった諸役者の名前が注進されたが、その交名を
発給したのも出世後見であったことが史料d所載の注進状の文案よりわかる。

② 東大寺鎮守八幡宮御八講衆

八幡宮御八講は東大寺鎮守八幡宮で春秋の年二度開催された論義会であ
る。「東大寺年中行事用途帳」によると「請僧百人」とされ、僧綱のみが補任さ
れたという^{*34}。この八幡宮御八講では、すでに鎌倉期から出世後見が請僧補任
に関与していた例が知られている^{*35}。室町期にも「御八講 定懷 相模君二補任
使者七郎」(b・第四丁表)とあるように、出世後見による請僧補任の記事が多
く確認できる。なおこのほか同様の諸役差配が俱舍卅講・世親講・大仏殿月並
大般若供など他の東大寺家諸法会でも確認できる^{*36}。

③ 興福寺維摩会

興福寺維摩会は藤原氏祖鎌足の忌日法要として勤修された興福寺の法会で
あり、南都諸寺の寺僧が参仕する大会と認識された。興福寺の講堂を会場と
して十月十日より七ヶ日を式日として執り行われた。七日間の式日のうち、初
日から結日までは講・読師による講経、初日から第六日までは朝夕両座で講師
・問者の役をつとめる講問論義、初夜より第五夜までは堅者・問者により勤修
される堅義論義といった例時の法要が行われた。またこれらのほかにもさまざま
まな付加的な法要・作法が行われた^{*37}。この興福寺維摩会には東大寺僧も講
師や堅義論義における堅者・聴衆(問者・精義者)として参加していた。このよ
うな維摩会における東大寺からの参加者の人選に関わったのも出世後見であっ
た。次に示すのは、史料aに見られる応永九年の興福寺維摩会に関する史料で
ある。

【史料2】

一、維摩会聴衆交名、十月十四日可注進仕、蒙仰之間、持参仕了、則出御

点了、

〱俊尊弁得業 〱良俊大式五師 〱英重筑前得業

〱寛英伊予五師 〱経範帥得業 〱英玄少納言得業

一、堅義者 尊勝院御方 大納言得業御房

一、精義者 若狭擬講弁融 但馬擬講宗英

一、自注記方当年丁衆交名可給之由状到来間、即大式五師方ニ詔申遣之、

十一月十四日、

一、自注記方、堅者短尺可注給由令申間、即申入、注遣シ了、十二月十二

日、

史料より、興福寺維摩会の注記方からの要請に依じて出世後見が東大寺僧聴衆の交名を調べて五師僧に託し、返信している様子うかがえる。このほか堅義や精義の人名もあげられており、これらの人選にも出世後見は関わりを持ったものと思われる。このように維摩会に参加する東大寺僧の差配にも出世後見は関わっていたのである。

(2) 講衆・供僧への補任状発給

以上のような法会ごとに人選を行う場合だけでなく、次に示すように供衆・講衆といった一定期間の神事・仏事に奉仕する僧侶の選定にも出世後見は関わ

っている。

① 学生供衆

学生供は法会出仕の対価でなく学侶養成の財源とされた供衆である。百口学生供は僧綱以下中臈まで、五十口学生供は中臈・方広衆までを供衆としたが、この学生供衆に欠員が出た場合にそれを補い補任するのは出世後見であった。応永九年七月には、「学生供、西室大夫公御入之由承了」(a松田・第四丁表)と、西室大夫公が学生供衆に加わることが決まっております、それをうけて「学生供補任状詔大式五師、西室大夫公方へ遣了」(a松田・第四丁裏)と、出世後見が補任状を発給し、五師を通じて西室大夫公に渡されていることがわかる。同様の補任に関わる記事は史料bでも多数確認できる。

② 大仏殿長日最勝講衆・両界供僧職

大仏殿における長日最勝講と両界供養法は、平家の南都焼き討ち後に大仏殿が再建された翌年、重源によって創始された法会であり、顕教を代表する最勝王経の購読と密教の両界供養法とがセットになった「顕密供」である。東大寺年中行事用途帳によると、最勝講の参加者は「講衆三十人、此内二十九口僧綱・已講・成業勤之、今一口中臈一臈勤之、已上三十人」とされ、両界供養法の参加者は「密十二人 当寺九口 今三口末寺 光明山 笠置寺 崇敬寺」とされた。このうち長日最勝講衆については、「最勝講ニ賢弁大夫得業ニ補任ス、戊亥大夫得業闕云々」(a松田・第六丁表)といった記載がたびたび見ら

れるように、欠員が生じると出世後見が補任状を発給した。また両界供養法に従事する供僧については、例こそ多くないが次のような補任状が見られる。

【史料3】

補任 大仏殿両界供僧職事

行遍法師 経胤闕

右(尊勝院經弁)依別当之仰、所補任如件、

応永十一年五月二日

出世(曉門)御後見法印権大僧都判^{*50}

このように大仏殿長日最勝講衆・両界供僧職の補任状も出世後見が発給していた。

③大仏殿有職阿闍梨

大仏殿有職阿闍梨は、「大仏殿有職阿闍梨者、惣而六句也、此内三句ハ末寺分、三句ハ学業ノ内ニ頭密兼相依ノ仁、法華会遂業之仁躰ニ補任ヲ成スハ規模儀也」(d・第二五丁表)とあるように、六十日のうち三十日を末寺が、もう三十日を東大寺の頭密兼ね備えた僧侶のうち法華会を遂業したものが担当する役割であったという。ただし、どのような行法が行われていたかは不明である。すでに「はじめに」の【史料1】で示したように、この職についても出世後見が補任状を発給していた。

④中臈(准中臈)

中臈は東大寺における僧侶の階層の一つである。先に示したように百口学生供衆が僧綱以下中臈まで、最勝講衆が僧綱・已講・成業以下に中臈一臈が加わる、とされていたように、僧綱・已講・成業などと比較すると一ランク下に位置づく階層であったことがわかる。中臈とそれに準じる准中臈は次のような補任状で任じられた。

【史料4】

補任 成功准中臈事

宗秀法師

右祈雨成功准中臈一口、惣寺申請之間、可宛行之由、依 別当仰、所補

任如件、

応永十年卯月廿八日

出世(曉門)御後見法印権大僧都 判^{*51}

【史料5】

補任 寺務准中臈事

実名

右、自寺務准中臈一口被免畢、仍可宛行之由、依別当之仰、所補任如件、

応永廿年

出世後見法印権大僧都賢春^{*52}

【史料4・5】より、准中臈は出世後見の発給する補任状で任命されたことが

わかる。ただ出世後見が補任状発給に至る前の意思決定に着目すると、【史料4】では惣寺の申請に基づいて別当が仰せを出しているのに対して、【史料5】は寺務の「免」により任じられている。このように准中臈の人選に決定権を持ったのは、大仏殿有職阿闍梨同様に別当・惣寺であり、出世後見はこの両者の意思決定をふまえ補任状を発給した。また【史料4】のように中臈の任命は、祈祷などの功にともない任じられる例が多く見られる。この点に欠員を補う形で補任された学生供衆・最勝講衆との相違が認められる。

以上のように、出世後見は寺内・南都の法会諸役の人選に関わり、寺内の講衆・供衆の補任状を発給していた。ここまでみた諸法会を見ると、比較的経済規模の大きい寺内の中核法会・行事が多いことがわかる^{*50}。出世後見は、このような寺内の中核法会や仏事における僧職人事権に深く関わりを持っていたわけである。ちなみに同じく寺家の法会・仏事に深い関わりを持つ存在として東大寺の執行をあげることができるが、この執行は法会の供物・供料の差配、公人層の職の補任権を有していた^{*51}。この点で主に学侶の人事権に深く関わりをもった出世後見との間に相違があったと言える。

(3) そのほか寺職の補任

右のように、出世後見は主に法会や講・供に関わる学侶の補任に関与している例が中世を通じて確認できる。これらの役割は永村氏が指摘した出世後見のそれと一致するものと言える。ただ注意したいのは、出世後見の役割としても

一つ、特に中世後期において寺家の雑務に関わる寺職の補任に関与する例も見られる点である。それは次のような補任状の存在からもわかる。

【史料6】

補任 東大寺執行職事

英実上座

右、依 別当仰、所補任如件、

明応六年三月十六日

出世御後見擬講秀海(花押)^{*52}

【史料7】

東大寺

補任 寺主職事

大法師浄実

右官牒未到之間、且可有存知之旨、依 ^(西室公頭) 別当仰、補任状如件、

永享十年十一月十日

出世御後見大法師憲延(花押)^{*53}

【史料8】

宛行 大和国薬菌庄給主職事

実名

^(東室光任カ) 右依別当仰、所補任状如件、

文明八年三月日

出世御後見^{*57}

【史料6】は執行職、【史料7】は三綱層から選ばれる寺主職の補任状であり、いずれも別当の仰せをうけて出世後見が発給している。【史料8】は寺務領給主の補任状の文案であるが、やはり出世後見が発給することになっている。このように出世後見は寺家の雑務を統轄する執行・三綱層の諸職の補任状や別当が補任権を保持していた荘園給主職の補任状を発給していた。出世後見の関与が決して形式的なものでなかったのは、次の【史料9】【史料10】からもわかる。両史料は明応から永正年間にかけて争われた執行職をめぐる薬師院と正宝院の相論に関わるものである^{*58}。

【史料9】

明応五丙辰

親大夫法印快実去年十二月□□八十歳死去之間、当寺執行職之事、為三綱中臈職、任先例規式候、于時寺務普門院秀応^(准僧正)、茂井殿息、以出世御後見清涼院大夫已講秀海、当尾辰已豊前守之舎弟可被補任其職之由、伺申入之処、出世御後見挿別心之儀、正宝院中将都維那守藝取立、背先規之旨、寄事左右、種々無尽之構計略、於寺家被申入之間、寺家依御無案内之儀哉、其躰以器用競望次第之由被仰出、無左右不被補任、前代未聞事也、剩於寺門有御披露、可被補之由、内々被仰哉、猶以曲事云々、往代以来執行職之事者、以寺官中上首一臈之臈次、不能左右為寺務蒙仰事、度々儀、古来尤以

分明也、縦又正宝院事、雖為其臈次、一毛不通之仁也、於神事等法会、惣別儀不可叶、如此出世御後見、以別心掠被申入之間、一臈法印密乘坊英祐法印、山城山田之少田息、寺務辺へ事之子細、理運分明無其紛之由、度々被申入之間、事之子細被聞召開、急々大夫上座英実方へ、任理運之旨、可被補任由、出世後見方へ被仰付候間、英実上座事、三綱中一臈之上者、云理運至極、拙者マテ執行職六七代他家二不渡、補其職者也、(中略)今度正宝院中将、以新儀^(無力)其謂子細、於寺家披露之事之□哉、併出世後見沙汰次第、悪行之□太以不可然候、三綱中皆以可隨其意□者哉、依之、数通状共在之、為向後□記箱入置者也、(以下略)^{*59}

【史料10】

(叡実)

(前略)又其後永正元甲子九月九日、越智・今市没落之間、拙者令牢人、依之又正宝院、筒井成身院之扶持人二罷成、以彼威光、寺家并寺門之儀、色々寄事左右競望ス、又拙者之事へ、越智弾正忠方へ申談、寺門へ度々書状付、然処、無謂子細権門権勢之家二宿、依申掠神罰哉、永正二乙丑二月二日二疫病ヲヤミ、十七日ト云々二令死去畢、又其子二郎猶筒井成身院ヲ憑ミ、剩兄弟之者、彼料所之致奉公、重日弥於寺門致競望之条、以外之乱吹之至極也、如此越智・筒井二郎三郎ト相論二成間、為寺門加折中、三綱中各三ヶ年宛執行職可為各年之旨、仲人ヲ候、雖然、拙者此段不及覺悟、自類中為一臈上首居其職由、三綱中之掟旨、嚴重之処、今更於拙者代、可付

疵事、無覚悟之由、度々雖致返答、寺門之面々以内儀、色々無尽之色々(衍力)被加教訓之間、雖非本意、當時之儀、折節無力致領狀候、返々口惜無念之随

一也、(中略)当寺務尊勝院殿・出世後見清涼院大夫法印秀海、越度之至極

哉、如此兇躰得度之事、三綱中掟旨破申候、此方雖可致違乱、当寺以権門之勢 如此成下候間ハ、無力令堪忍者也、彼正宝院行末之儀、意懸可見者哉、神慮冥加之程、無心元者也、

永正二乙丑四月十九日書之、

執行大夫法橋叡実(花押)⁸⁰

【史料9】では、薬師院快実死後の執行職について、快実の子叡(英)実が補任を望んだところ、別当普門院81の下で出世後見を勤めた清涼院秀海が正法院守藝の補任を寺門(惣寺)に申し入れ、守藝の補任が一度は決定したという(傍線部)。しかし寺僧一臈の密乗坊英祐が別当にとりなしたため一転して叡実補任となったという。【史料9】のあとの記述によると、明応六年(一四九七)三月に叡実の補任が実現した旨が記されている。

ところが【史料10】によると、その後もこの抗争は解消しなかったようで、永正元年(一五〇三)に越智氏らが没落すると、越智と通じていた叡実は「牢人」となり、かわって筒井氏の後援を受けた正法院守藝が執行職を競望し、守藝が急死したのちも、子の二郎が執行職を望んだ。それをうけて惣寺では、折中案として薬師院・正法院で執行職を三年ごとに交代する案を提示した。叡実は

当然拒否したが、結局は惣寺の提案をしぶしぶ受け入れた。しかし、怒りは収まらなかったようで、まだ子どもだった二郎を得度させた別当尊勝院実真と出世後見秀海を非難している(傍線部)。叡実の非難からは今回の永正の抗争においても、出世後見秀海が正法院の執行補任の画策に深く関与していたことがうかがわれる。

叡実自身は競望相手である正法院の執行職補任を支持する出世後見秀海の関与に批判的であることは当然であろう。しかし、叡実の主観を排除した上でこの事件を見てみると、執行職補任の過程で、出世後見が別当や惣寺とともに深く関与していたことは疑いなくであろう。【史料6〜8】で見たような、出世後見の補任状発給は決して形式的な関与と片付けることはできず、出世後見は諸職補任への関与を深めていたと言えよう。

以上のように出世後見は、永村氏が指摘した法会・仏事における僧職の補任だけでなく、室町期以降になると、執行・三綱・寺務領預所のような寺家運営の雑務に関わる諸職の補任にも関わりを持っていた。このような役割を室町期以降に出世後見が果たすようになったことの意味については、のちにまた検討することにした。

以上、寺務代と出世後見の寺内で果たす役割を検討した。両役割を比較すると、寺務代は法会・儀式の進行・荘厳について指示する行動が確認でき、法会

・儀式全体の統括者としての色合いが強い。また法会以外でも寺内の運営に関する指示や紛争対応も行っている。一言で言えば、別当が寺内で持っていた決裁権を幅広く代行する傾向が強い。一方、出世後見は別当が有する法会・儀式の僧職補任権の代行を主な役割とし、一部寺家の雑務に関わる寺職の補任権に関与する程度であった。つまり、別当の諸権限のうち主に寺内の人事権について役割を代行する傾向が強い。このように機能の面から見ても、寺務代と出世後見（戦国期の寺務代）は別の役職と考えるべきであろう。

第三章 寺職補任権の変遷にみる中世後期の別当と惣寺

― 出世後見の位置づけについての考察から ―

（一）まで寺務代・出世後見の比較検討から両役職それぞれの特徴を明らかにしてきたが、検討をふまえた上で再度注目したいのは、中世後期の出世後見において執行・三綱・寺務領給主といった寺家の雑務に関わる寺職補任への関与が見られるようになる点である。なぜならこれら諸職の補任権は、鎌倉後期から南北朝期にかけての別当・惣寺の権限をめぐる先行研究の議論のなかで、寺務の人事決裁権に惣寺が介入した事例として注目されてきたからである。つまり鎌倉後期から南北朝期に別当と惣寺の間で争点となっていた権限に、室町期以降は出世後見が関与するようになったということになるのである。このことは別当と惣寺の関係が南北朝期から室町期にかけての期間にもう一つ展開を遂

げていたことを意味している。ではその変化とは具体的にどのような変化なのか。本章では、これらの寺職補任権の変遷をあらためてたどり、室町期に出世後見がこれらの補任権を行使するようになる意味を追究する作業を通じてその点を明らかにしたい。

1、鎌倉中期の寺職補任

前章では出世後見が室町期以降に執行・三綱・荘園給主の補任状を発給していたことを示したが、鎌倉中期には補任主体が出世後見でなかったことは以下の例からわかる。次の【史料11】は、新熊野法印定親が別当となった仁治二年（一二四一）に作成された「新熊野法印吉書日記」の一節であり、当該期における東大寺寺家の諸職・荘園預所補任の様相を示す史料としてよく知られているものである*20。

【史料11】

一、酒肴料

先被居酒肴菓子八種・肴四種役人格勤者但今度別人居儲之、（中略）其後庄々目代任符等持出、奉行人範宴寺主、人々賜之、各々退出、諸庄符任等定嚴寺主書之了、

（中略）

一、庄々目代任符

如元範慶
執行
勝寛律師
修理目代

範慶	隆嚴法橋
上司目代	下司目代
如元範慶(目代)	栄久勾当
御油□□	瓦目代
如元実禅大僧都	加納太郎元村
笠置寺座主	大井庄
乘信律師	勝寛律師
茜部庄	黒田庄
乘惠権上座	如元隆嚴法橋
湯船庄	薬菌庄
如元乘信律師	如元定嚴寺主
櫟庄	清澄庄
範慶法橋	如元慶快都維那
雑役庄	長屋庄
範慶法橋	如元俊快寺主
飛驒庄	賀茂庄
範宴寺主房人	宣弁若狭
猪名庄	長洲庄
兼俊上座	
水無瀬庄	玉井庄
助五師貞円	
後河庄	
大井庄三所	
榎戸郷土用公殿	高橋定命律師
	楽田 和泉房

史料では別当が補任権を有する、執行をはじめとする諸目代、寺家領諸荘園の荘目代(預所)といった寺家の雑務を扱う諸職に「任符」(補任状)を渡したことが記されている。そのなかでは所司の範宴寺主が補任状を手渡したこと、補任状を執筆したのも所司の定嚴寺主であることが明記されており、補任状の作成に学侶から任じられる出世後見が関与した形跡は見られない。実際、鎌倉後期には次のような補任状がある。

【史料12】

「寺主職補任」
(端裏書)

東大寺

補任 寺主職事

大法師円忠

右人補彼職、官牒未到之間、宜勤仕寺役者、

正和三年十二月廿三日

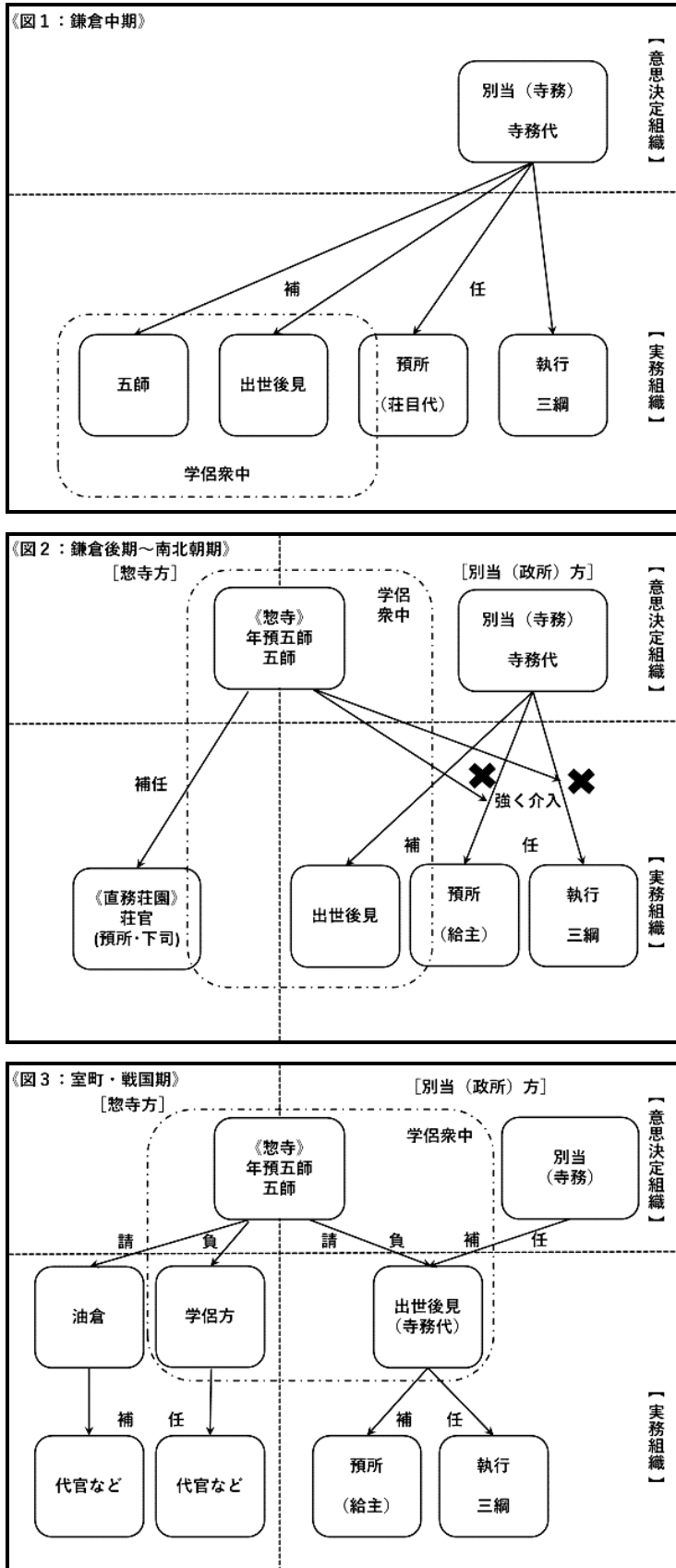
別当僧正実海

本云
日来為都維那者也⁴⁰³

【史料12】は正和三年(一一三二)の寺主職補任状である。別当実海本人が名前を出して補任状が作成されている。なお末尾の「本云」以下の部分は意味がとりづらいが、「日ごろは(別当本人ではなく)所司の都維那が署判者となつた」との注記であろうか。そうであるならば、鎌倉中期に所司層が補任状発給に関わつたとする【史料11】の記事と符合すると考えることもできよう。その意味では別当実海本人の名が見えるこの補任状は形式としては例外に属するものなのかもしれない。ただいづれにしても、【史料11・12】からは、室町期のように別当の仰せをうけて出世後見が補任者として見えるような【史料6〜8】と全く異なっていることは確認できよう。

なお【史料11】の省略した部分では当時の出世後見や五師の名前も見える。

図：別当・惣寺をめぐる関係変遷概念図



先に述べたように、永村氏によると出世後見は別当から補任され、五師の場合も寺内における選任を追認する形であったものの別当が選任する例があるとされる^{*)}。これらの先行研究もふまえて諸職の関係性を図式化したのが図1である。稲葉氏は【史料11】の検討から「別当は補任権を通して、いまだ東大寺の中心であったといえよう。寺内の寺官の編成においては、執行―三綱―下所、荘園経営においては、預所―下司―名主という、いわゆる「職の体系」の頂

点にあった。」^{*)}と結論づけたが、この図1からもその点を再確認できよう。一方、前章で確認したように室町期以降には出世後見は寺職補任にも関与するようになっていた。この点を図式化したのが後掲の図3(別当(政所)方の部分である。その意味で出世後見は、室町期にいたって寺職補任への関与を強めていたわけである。戦国期に出世後見が「寺務代」と呼ばれたのも、一つには出世後見が寺務の寺職補任権に関与を深めたことが関係したのではないか。

2、変化の背景―鎌倉後期から南北朝期の別当・惣寺の動向から―

では鎌倉中期までと室町・戦国期で寺職補任において見られた変化をどのように解釈すべきであろうか。次にその点について考察するため図1と図3の間にあたる、鎌倉後期から南北朝期の状況に注目してみたい。この時期の寺職補任をめぐる状況を考えるうえで、まず注意すべきは当該期の寺家権力をめぐる別当と惣寺の葛藤に関する先行研究である。

「はじめに」で述べたように、この時期には惣寺（年預所）が寺家経営に関する諸機能を掌握したのであるが、この点は執行・預所の地位や権限についても同様であった。たとえば執行について言えば、久野氏が検討した「東大寺年預所記録」において執行の改替を別当に求める学侶衆中の動向が見出せる³⁰。惣寺自身が執行を自由に改替できない点で限界はあるものの、執行の地位に介入している点は重要である。また預所について言えば、鎌倉後期の伊賀国黒田荘において預所に対して「契約」という形で荘務に介入していたことが稲葉氏によって指摘されており³¹、南北朝期になると預所職が惣寺から宛行われている例も確認できるようになる³²。このほかの荘園でも寺家領の荘務を惣寺が掌握して荘官を自ら補任したり、補任権の行使にまではいたらないものの荘務に深く介入したり、寺家領支配への関与を深めていった。

以上のように鎌倉後期から南北朝期には惣寺の寺家運営における発言権が増すなかで、執行・三綱・預所の地位や権限への介入を深めていったのである。こ

の点を図式化したのが図2になる。さきに【史料9】【史料10】では戦国期の執行職補任をめぐる別当だけでなく惣寺も関与していたが、その淵源はこの鎌倉後期以降の動向に求められよう。ただここでもう一つ注意したいのは、この鎌倉後期から南北朝期の段階では、いまだ出世後見の関与は確認することができない点である。つまり出世後見による寺家の雑務を扱う寺職補任の場への関与を考える上ではもう一つの転機を探す必要がある。

その転機として注目されるのが、惣寺の一元支配の志向が後退していく動向が見られる南北朝後期である。拙稿では南北朝後期になると惣寺が寺家を一元的に支配しようとする志向が薄れ、惣寺が荘務権を握っている諸荘園では荘務を油倉や学侶方といった下部機関に請け負わせるようになったことを指摘した³³（図3〔惣寺方〕部分参照）。このような南北朝後期における惣寺の動きをふまえるならば、惣寺が関与を深めていた執行・三綱・寺務領預所（給主）への人事権もまた請負の対象と捉えられたと考えることは決して無理な推測ではないだろう。出世後見がこのような惣寺の寺家における人事権の行使を請負った理由は残念ながら史料上で明確に示されることはないが、出世後見が惣寺（学侶衆中）の構成員であったこと、そして寺家においてもともと法会・儀式の僧職補任に関与していたことによるのではないか。

寺家の雑務に関わる寺職補任は別当の権限だった鎌倉中期までの時期から、惣寺が関与を深めた鎌倉後期から南北朝期、惣寺が一元的な支配を放棄して

請負に任せるようになった南北朝後期を経て、室町期以降に出世後見が補任状を発給する体制に至ったのである。

なお以上の結論を別当と惣寺の関係という観点からまとめ直すと、鎌倉後期から南北朝期の惣寺による別当の人事権への介入にともなう両者の葛藤は南北朝後期に進んだ惣寺方の分業体制整備の過程で、別当・惣寺の意向を受けて出世後見が執行・三綱や預所（給主）といった寺家運営の実務担当者を任命する体制が生まれたということになる。

「はじめに」では中世後期の東大寺における執行・公人の補任権をめぐる稲葉氏と平澤氏の議論を紹介したが、以上の室町期以降における別当・惣寺の関係性をふまえると、執行から補任される公人層だけでなく、補任する側の執行も惣寺・別当双方の意向を受けて行動する出世後見から補任されているのだから、完全な別当系列でもなく、また完全な惣寺の系列とも言えないということになるだろう。室町期以降の東大寺寺家組織は、鎌倉後期から南北朝期の別当と惣寺の間での葛藤を経て、一方で惣寺方独自の組織形成（図3「惣寺方」）をともしつつ、寺務執行機関については両者が共同で指揮する体制（図3「別当（政所）方」）を整えつつあった点に特徴があり、その「共同」の結節点に出世後見や執行が位置づくようになったのである。

おわりに

本稿ではまず鎌倉中期から南北朝期にかけて見られる寺務代が別当と法流上の関係を持つ貴族子弟の僧から選ばれ、別当の最終的な決定権を広く代行したこと、それに対して出世後見（戦国期の寺務代）が年預五師や学侶年預を勤めるような惣寺の主要構成員である一般学侶から選任され、法会・儀式の僧職や寺家の雑務に関わる寺職といった寺内の補任権に限定して代行する傾向が強いことを明らかにした。またその検討の過程で、出世後見が法会・儀式での僧職の補任という役割だけでなく、室町期以後に寺家の雑務に関わる諸職や寺務領給主の補任に関与を深めていたことも明らかにした。このように、これまで明確にされていなかった出世後見（寺務代）の性格を示した点に本稿の第一の意義を見出すことができる。

そして右のような出世後見の性格規定をふまえた上で、出世後見が寺家の雑務に関わる諸職補任に関与するようになった背景として、①鎌倉後期から南北朝期における惣寺の寺家運営への介入、②南北朝末期に進んだ惣寺権力の分業化、といった動向が関わっていた点を指摘した。その結果、室町期以降の惣寺と別当は鎌倉後期から南北朝期の葛藤を経て寺務組織において共同で指導する体制へと移り変わっていったことが明らかになった。

なお、東大寺にはほかにも執行・堂衆・公人といったさまざまな寺職が存在する。それら諸職についても室町期以降に特有の性格を追求していくことで中世後期の東大寺寺院組織の特質をより明確にできるだろう。この点は今後の課題

である。また東大寺の出世後見と同じような役割を果たす役職は東寺の凡僧別当や興福寺の出世奉行など他寺でも見られる。これらの役職との比較検討なども今後の課題としたい。

〔論考1〕注

*1拙稿「中世後期顕密寺社の構成と機能」(同『室町期顕密寺院の研究』吉川弘文館二〇一七年、初出二〇一六年)で課題を整理している。

*2稲葉伸道『中世寺院の権力構造』(岩波書店 一九九七年)。

*3永村眞『中世東大寺の組織と経営』(塙書房 一九八九年)。

*4久野修義『日本中世の寺院と社会』(塙書房 一九九九年)。

*5稲葉「東大寺寺院構造研究序説」(前掲註2稲葉著書、初出一九七六年)、永村「寺内僧団の形成と年預五師」(前掲註3著書)、久野「鎌倉末く南北朝期における東大寺別当と惣寺」(前掲註4著書、初出一九八八年)。

*6前掲註3永村著書三三四頁。

*7三輪眞嗣「鎌倉中期東大寺の学侶集団と「惣寺」」(『年報中世史研究』四三 二〇一八年)。

*8稲葉伸道「中世の公人」(前掲註2稲葉著書、初出一九八〇年)、平澤悟「中世の公人に関する基礎的考察」(大阪教育大学歴史学研究室『歴史研究』二六一 一九八九年)。

*9鈴木智恵子「「出世者・世間者」考」(醍醐寺文化財研究所『研究紀要』三一 一九八一年)。

*10遠藤基郎「編集と研究のノート」(<http://www.hi-u-tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html>)。

*11前掲註3永村著書二七八頁、三〇五頁、四一二頁、四八一頁、四八五頁、四八八頁、五四一頁参照。

*12「法花会日記」(東大寺図書館所蔵(以下「東図」)一四二―四三九)。なお本文では合点が付されていたが、史料掲出にあたって合点は省略した。

*13なお鎌倉中期という時期に寺務代・出世後見がともに出現すること自体興味深い事実であるが、その背景の検討は本旨から外れるので深く追求しない。ただこの点に関連して注意したいのは、同じ頃から出現する東大寺執行について、別当の離寺化にともなう組織の再編という背景を見出している稲葉氏の指摘(前掲註5論文)である。この動向は寺務代・出世後見の出現とも無関係ではないと思われる。とりわけ寺務代は、幕府僧の定豪と仁和寺御室道助・道深の間で、伝法院座主・広隆寺別当・東大寺東南院主・金剛峯寺検校職といった諸職をめぐり対立していた時期に初見事例が確認される(海老名尚「鎌倉の寺院社会における僧官僧位」(福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館 一九九四年)、同「定豪」(平雅行編『中世の人物 第三卷 公武権力の変容と仏教界』清文堂 二〇一四年)、湯山学「定豪とその門流」(同『鶴岡八幡宮の中世的世界』一九九五年)、上田叙代「鎌倉止住僧定豪について」(『学習院史学』三三 一九九五年)、平雅行「定豪と鎌倉幕府」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂 一九九八年)、遠藤基郎「鎌倉中期の東大寺」(G B S実行委員会編『鎌倉期の東大寺復興』法蔵館 二〇〇八年)、曾我部愛「承久の乱後の王家と法親王」(『人文論究』五九―四 二〇一〇年)、横山和弘「鎌倉期の法親王と寺院社会に関するノート」(『朱雀』二三 二〇一一年)、前掲註7三輪論文)。この点は決して偶然ではないように思われる。実際に初期の寺務代補任事例を見ると、定豪(寺務代定親)以後も定親(寺務代定済)・頼助(寺務代定春)と幕府に関わりの深い僧が別当の時には寺務代が確実に確認できる。幕府僧の別当は東大寺に寺住する機会に限られたはずだから、寺内での影響力を維持するため寺務代の存在が必要とされたのかもしれない。

*14定親については、前掲註13湯山論文、海老名論文、平論文、前掲註7三輪論文など参照。

*15「東大寺尊勝院院主次第」(『大日本仏教全書 東大寺叢書二』第一書房 一九七

八年)。

*16前掲註7三輪論文参照。

*17時宝については、稲葉伸道「建武政権の寺社政策」(同『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川弘文館 二〇一九年、初出二〇一七年)参照。

*18院家・俗縁ともに不明なのは隆恵である。隆恵については、徳治三年正月二十六日「後宇多院灌頂記」(東寺百合文書丙号外一四)に「東大寺三位得業隆恵」とあることから東大寺僧であったことはわかる。なお隆恵については、高橋敏子「隆恵書状」(東京大学史料編纂所編『平安鎌倉古文書集』八木書店 二〇〇九年)も参照。

*19鎌倉前期のものとされる「東大寺学侶連署断簡」(筒井寛秀氏所蔵文書、同文書の翻刻は、西尾知己・遠藤基郎「史料紹介」筒井寛秀氏所蔵文書「科研費報告書(研究代表者近藤成一)『未刊古文書釈文作成のための協調作業環境の構築』二〇一七年(参照)に「伝燈大法師頼覚」「伝燈大法師乗信」「伝燈大法師榮源」として署判している。

*20東大寺統要録研究会編『東大寺統要録』(国書刊行会 二〇一三年)一五〇頁参照。

*21なお唯一の例外は西室顕誉の例である。顕誉は「東大寺別当統譜」(東図、東京大学史料編纂所所蔵「東大寺図書館所蔵記録聖教類(雑部)」三七四)において出世後見とされているが、「東大寺別当次第」(東図薬師院文書(以下「薬師」)二一九〇、翻刻は堀池春峰「東大寺別当次第」(角田文衛編『新修国分寺の研究 第一巻』吉川弘文館 一九八六年)参照)では「寺務代」と記されている。「東大寺別当統譜」は近世の成立、「東大寺別当次第」は室町中期の成立とされる(前掲註3永村著書二二〇二二三頁)。後述するように戦国期以後になると出世後見と寺務代の性格が同質化していったから、「東大寺別当統譜」は戦国期以後の両職の同質化に引きずられて誤記した可能性が考えられる。

*22『大乘院寺社雑事記』七卷一八三〜一八五頁、同十二卷三〇五〜三〇六頁所収。

*23他寺僧の別当が減少していく背景については、拙稿「東大寺衆中の本寺意識高揚と

弘安德政」(前掲註1拙著、初出二〇〇七)参照。

*24『大乘院寺社雑事記』文明十三年六月二十二日条。

*25(永仁二年)九月二日「定春書状案」(東図未成卷文書(以下「未」)一一三一四、『大日本古文書家わけ第十八 東大寺文書』(以下『大古』)一一卷三八四号六)。

*26天文九年十月日「東大寺法華会注記方日記」(帝塚山大学奈良学総合文化研究所蔵「奈良大乘院院家南院家資料」)。本史料は、大乘院寺社雑事記研究会編『大乘院寺社雑事記研究論集 第五巻』(和泉書院 二〇一六年)において田中香織氏が翻刻を紹介している。

*27勅封蔵開封の概要については、橋本義彦「正倉院の開封記録」(『正倉院紀要』二〇一九八年)参照。

*28前掲註20『東大寺統要録』巻第十「宝蔵編」。

*29前掲註21「東大寺別当次第」良恵項。

*30平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」(翻刻は、遠藤基郎「平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」について」『東京大学史料編纂所研究紀要』十三 二〇〇三年)参照)。

*31東図薬師二一一二〇、『鎌倉遺文』二〇三〇八。

*32応安四年二月二十九日「年預五師等連署借錢状」(京都大学文学部博物館所蔵東大寺文書、『兵庫県史 史料篇 中世五』播磨国大部荘補遺二)。

*33(正応二年カ)「某申状断簡」(狩野亨吉氏蒐集文書)。なお、正応二年「慶舜起請文」(東図未三一三一―二九四、『鎌倉遺文』一七〇七九)、(正応二年カ)「慶舜起請文」(東図未三一三一―一三三、『鎌倉遺文』一七〇七八)、正応二年八月三日「延俊起請文」(狩野亨吉氏蒐集文書、『鎌倉遺文』一七〇九二)は関連文書と思われる。

*34永仁三年後二月十一日「東大寺八幡宮神人等言上状」(内閣文庫所蔵東大寺文書、『大古』五卷四九号)。

*35正慶元年十一月三日「東大寺別当教寛下知状案」(東図未一一一六六(四))。一一一五―一五二三、『大古』一一卷一六九号5)、正慶元年十一月四日「黒田莊御封番頭職宛行状案」(東図未一一一六六(三))、『大古』一一卷一六九号4)。

*36延元元年三月日「黒田莊住人大江兵衛五郎申状」(東図未一—一三一九、『大古』一—巻一六九号)。

*37「二月堂修中練行衆日記」康永三年条(翻刻については、今里英三『東大寺二月堂修二会の研究 史料篇』(中央公論美術出版 一九七九年)参照)。

*38暦応三年十月二十五日「東大寺離散宿老等会合事書土代」(東図未一—一五六、『大古』一〇巻一三八号)。

*39古代における東大寺法華会の変遷については、川村知行「法華堂根本曼荼羅と東大寺法華会」(町田甲一先生古稀記念会編『論叢仏教美術史』吉川弘文館 一九八六年)、古川攝一「大英博物館所蔵不空羂索觀音二神将像試論」(『美術史』一六四—二〇〇八年)参照。

*40鎌倉期の開催状況は、前掲註31「東大寺年中行事用途帳」参照。なお史料cでは応永十三年の法華会が二月二十一日に始まり、同二十五日の亭論匠で幕を閉じたことが記されている(a松田・第三丁裏)から、室町期においても開催期間に変わりがなかったことがわかる。

*41以上の鎌倉期における法華会の開催状況については、遠藤基郎「東大寺関係指図をめぐって」(『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的推移に関する研究』科学研究費報告書(研究代表者加藤友康)二〇〇八年)、三輪眞嗣「東大寺「十二大会」をめぐって」(『仏教史学研究』六〇—二二〇一八年)など参照。

*42前掲註31「東大寺年中行事用途帳」。

*43前掲註3永村著書、前掲註7三輪論文参照。

*44仁治二年九月二十三日「出世後見・五師等置文」(東図成巻五七巻四一八号、『大古』七巻四一八号)。

*45前掲註31「東大寺年中行事用途帳」、「俱舍卅講日記」(東図一四二—一五二〇)など参照。

*46以上の興福寺維摩会の基本的な性格については、高山有紀『中世興福寺維摩会の研究』(勉誠社 一九九七年)、永村眞「法会と文書—興福寺維摩会を通して」(同『中世

寺院資料論』吉川弘文館 二〇〇〇年、初出一九九四年)など参照。

*47a一四二—一七五・第四丁裏・第五丁表。

*48なおこの点については、前掲註3永村著書四八一頁参照。

*49横内裕人「南都と密教」(同『日本中世の仏教と東アジア』塙書房 二〇〇八年、初出二〇〇〇年)。

*50a一四二—一七五・第一〇丁表。

*51a一四二—一七五・第八丁裏・第九丁表。

*52b・第一丁裏。

*53三輪眞嗣「中世前期東大寺の財政構造と鎮西米」(『史学雑誌』一二七—一四二一八年)。

*54前掲註3永村著書、遠藤基郎「室町期東大寺執行の記録から」(『秋田史学』六六一〇—一〇一〇年)参照。

*55明応六年三月十六日「東大寺執行職補任状」(東図薬師一—一八四)。

*56永享十年十一月十日「東大寺寺主職補任状」(東図薬師一—一四四)。

*57c・第一五紙表。

*58本相論については、前掲註3永村著書一四〇頁で言及されている。

*59明応五年「執行職私記」(東図薬師二—一四三—一)。本史料の翻刻は遠藤基郎ほか『中世東大寺記録執行関係史料』(科研費報告書(研究代表者遠藤基郎)二〇二一年)参照。

*60永正二年四月十九日「東大寺執行職折中之記(私)」(東図薬師二—一四三—一)。翻刻は前掲註59『中世東大寺記録執行関係史料』参照。

*61なお【史料6】で叡実が普門院を秀忠としているが、前掲註21「東大寺別当統譜」によると、「前大僧正秀雅再任 普門院/明応五年十二月十八日 宣下」とあり、明応五年に普門院秀雅が東大寺別当に補任されたことある。同書によると秀雅再任の女房奉書が「滋野井殿」に下されたことあるから、秀雅は滋野井氏の縁者であった可能性が高い。この点は【史料6】で「茂井殿息」とある記載と符合する。「東大寺別当統譜」は近世

に編纂された史料であるため、なお慎重な検討を要するが、『実隆公記』明応七年十一月条でも秀雅が当時存命であったことは確認できるから、おそらく「別当統譜」の記述が正しいものと思われる。

*62 東叟葉師一―一一。この史料については前掲註5 稲葉論文参照。

*63 正和三年十二月二十三日「東大寺寺主職補任状案」(東叟葉師一―二〇)。

*64 前掲註3 永村著書二七七―二七八頁参照。

*65 前掲註2 稲葉著書四一頁。

*66 前掲註5 久野論文。

*67 稲葉伸道「鎌倉期の伊賀国黒田庄と惣寺」(前掲註2 稲葉著書、初出一九八二)。

*68 前掲註3 永村著書三一九頁参照。

*69 拙稿「室町期東大寺の寺家運営と学侶方」(前掲註1 拙著)。

〔論考2〕

俱舎三十講の変遷とその指図

遠藤 基郎

はじめに

この論考は、遠藤「東大寺関係指図をめぐって」付俱舎三十講・世親講・法華会講堂指図の紹介〔『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』科学研究成果報告書、二〇〇八年〕より、俱舎三十講に関わる章を抜き出し、一部改稿したものである。

注は本文に繰り込んだ。史料引用については、本報告史料翻刻編と重複するが、そのまま掲載した。本報告での史料番号□内に示した。指図は□内の史料番号の末尾にある。

また現時点で修正が必要であるための改稿した部分は、その範囲を明示するとともに、脚注でコメントした。

俱舎三十講とは、東大寺寺中論義会のひとつ。その名の通り俱舎論、そして法華経の講問論義である。

『東大寺要録』（原型は一二世紀初頭成立）の「諸会章卷第五」中、十一月行事として、「卅講（於政所房）、選吉日、諸宗学徒相共修之、」とある。東大寺別当が寺内止住の場合は、その院家にて行われることになっていったと思われる。

一方、寺外別当の場合は、その院家で行われたのではなかった。

『東大寺雑集録』卷九、「当寺三十講之事」には、いくつかの例が記されている。

「久寿二年十二月十二日於東南院院主、俱舎第二第三」「寿永二年十二月十日於羅索院被始行、俱舎論第廿八九卷」「寛元二年十二月一九日、於新院、第二三」「永久五年（ママ、あるいは四年の誤か）後正月十七日、於西室貞元坊、第一四五」「康永元十二月廿二日、恒例卅講、於八幡宮被講法華経、開結二経、論第二三」などがある。最初にある久寿二年の別当は寺外仁和寺寛暁。そのために、寺内東南院にて実施されたのだろう。

室町期以後の実例では、俱舎三十講の期間は六日間であるが、それに引き続き第七日目に世親講が行われることとなっていた。

世親講は教学復興を志す寺内学侶有志によつて置かれた講問仏事であり、建久七年（一一九六）開始である。その名は、俱舎宗の祖師世親にあやかつたものである。教学上の共通性はあるものの、当初、俱舎三十講と世親講とは別々に行われたと考えられる。永村真によれば、両者が前述のように一連のものとなるのは、世親講が活力を失う鎌倉末期であった（永村真『中世東大寺の組織と経営』第三章「中世東大寺の諸階層と教学活動」塙書房、一九八九年）。しかし実際には、鎌倉中期頃より両者の一体化は進んでいた。

【史料1】（平岡定海氏所蔵『東大寺別当次第』（遠藤基郎「平岡定海氏所蔵『東大寺別当次第』について』『東京大学史料編纂研究紀要』一三〇号、二〇〇三年）

文暦元年（一二三四）十二月於別当坊、俱舎三十講被始行、出世後見頼

(○以下四文字分欠) 同世親講被行之、而世親講饗膳□者小威儀供也、而

此任始被(○以下三文字分欠) 如卅講饗

この記述を見る限り、両者は一連のものとして実施されたと見るのが妥当だろう。さらに、次の史料も両者を一連のものとして記述している。

【史料2】正安元年十一月日(一二九九)東大寺年中行事(東大寺図書館所蔵

薬師院文書、『鎌倉遺文』二七卷二〇三〇八号)

一 吉日(一二月)別当坊御三十講六ヶ日被行之、「俱舎卅講是也、」
饗膳寺家庄々勤仕之、

初日「笠間 薦生」第二日「薬菌 清澄」第三日「櫟庄 賀茂別符官省

符」第四日「雑役 長屋 飛弾」第五日「北伊賀庄々」第六日「黒田庄」

御捧物雑紙

大井庄二千帖 豊田庄六百帖 猪名庄四百帖 長州庄四百帖 玉井

庄四百帖 後河庄二百帖 水無瀬庄結緒色革十五枚

一 捧物所下事

僧綱已講各五束「草十二文」先達并成業各三束「二文」講師各三

束「二文」問者各二束「二文」開白結願各五束「二文」論義書五

束「二文」承仕六人各三束「二文」論匠衆「各分二束、但有無隨

時、」読師捧物六ヶ日引「各一束二文」筆師二束「二文」

『一世親講饗膳事 如三十講庄々當之、』

捧物雑紙一千帖「大井庄役」結緒帯絹「同庄役」

一 捧物所下事

前達并講衆各二束 承仕二口「同前」講師・問者同前之處、聖懷法
眼執行時等分二束外、講師三束問者二束加増之事、

本来別々であった俱舎三十講と世親講が一体化する時期は明確にできないけれども、世親講の衰微とは関係なく、俱舎論という共通の接点故に両者の一体化は、早い時期に果たされたのであった。そもそも世親講に関わる財務は寺官である執行・三綱が担っていたのであるから、当然の結果と見なくてはならない(永村真『中世東大寺の組織と経営』第三章「中世東大寺の諸階層と教学活動」塙書房、一九八九年)。鎌倉中期には、世親講以外に、教学振興を至上とするあらたな講問仏事が設置されている。そこには世親講の形骸化があった訳で、その背景は、俱舎三十講と世親講の一体化による「儀礼化」が強く影響していたと思われる。

俱舎三十講は毎年の恒例行事であったが、南北朝期以降は臨時の行事に変化している。

【史料3】記録部一四二・五二〇(第五号③) 康正二年十二月俱舎三十講日記(出世後見五師延宮写)引用応永一七年延海日記

十月二日於荒室学侶集会云、近年久俱舎卅講不取行条、返々無勿体、
仍学侶分人数以外減少、所詮今年被始行於彼講經者、尤可目出由、御

寺務可申入旨、評定事切畢、仍此分年預以経頭雖可申入、不案内間、某

イソキ参申、此分可申入旨一同評定之間、無力、御寺務東南院殿ニ参委細申入間、則御返事云、誠近年彼講經不被始行之条、無勿体上、学侶人数尤歎ヲホシメサル、處也、所詮今年可被始行、無子細、雖然、諸庄園給主近来触事違乱ヲ申、若及難義者、学侶トシテ相共ニ、カヲハケマスヘシ、若無其条子細者、可被思召立旨御返事在之、則馳返彼ノ集会ノセキシテ、此旨披露ス、評定シテ云、可有御始行条目出、令存處也、付其、諸給主若違乱ヲ申及難義者、学侶トシテ不可見放申申、相共ニ可廻方便由、御請ヲ申サル、則此旨政所へ申入了、

右の史料は応永一七年のもの。俱舎三十講が近年中絶し、そのために学侶が減少したことを憂う学侶は、三十講開催を、別当に申請している。別当はその旨を了解。ただし三十講実施にあたり、用途を負担すべき荘園給主が納入を怠った場合には、学侶も協力して納入させることを条件としている。この「荘園給主」とは、前出の正安元年一月日(一二九九)の東大寺年中行事に見える荘園を寺家より給付された人物を指す。基本的には寺内学侶が補任された。別当は、学侶集団の連帯責任を強く要求したのであった。

かくして再興された俱舎三十講であるが、再び毎年恒例の行事となることはなかった。

【史料4】記録部一四一・五四八(第六号) 応永三十年十一月俱舎三十講愚記(別当尊勝院光経筆)

一 始行次第等事／今年八月談義之時、今月一日以出世後見、令披露

于学侶中云、此講經中絶已十余年、今年必可始行、十月中旬、尤可治定、各当處等事、可有稽古云々、返答尤可目出、各可存知云々、これは応永三〇年のもの。中絶一〇余年とある。これ以後も俱舎三十講は断続的に開催されるに留まっている。応永一七年度において示された、「俱舎三十講中絶」学侶減少」という関係に法則性があるとするならば、東大寺学侶集団は鎌倉時代の規模に回帰することはなかったこととなる。

さて、応永一七年度では、別当の了解、そして応永三〇年度では、別当の主體的興行。若干の違いはあれ、俱舎三十講の主催者が別当であったことが確認できる。この点は、院政期の『東大寺要録』段階から一貫している。

別当を頂点とする俱舎三十講の運営方法・役割分担については、近世のものであるが、明暦三年の記録が簡要である。

【史料5】薬師院史料記録部薬二二四〇、明暦三年俱舎三十講日記(実宣筆)(史料編纂所写真帳『東大寺薬師院文庫史料(記録)』6170.65/6/115)

①「一 出世後見四聖坊英性(是ハ御寺務ヨリ時之学匠ニ被仰付、上古ハ院家也、)／会式ノ催并御寺務江伺申事、万事トリサバキ執行ト相談シテ後見セラル也、」

②「一 惣読師四聖坊英性、(割注略)／論義ノフツクリ、一々読師役也、手番モ読師ニテ有之、」

③「一 年預五師龍花院実清法印(時一臆也、)／三十講雑用以下、道場ノ

用意、其外布施モ年預ノサハキ也、執行所卅講イツ々々ノ比執行ノ由、以小綱ヲ被申送モ年預役也」

④「一 学侶年預地藏院淨憲ノ世親講方ノ事、学侶年預一円執沙汰也、執行所江来ル自連モ学侶ヨリ被送也、入不々入ノ書付モ学侶年預執沙汰也、」

⑤「一 論義書上生院晋英(三論読師也、)ノ毎日ノ論義之次第ヲ被付也、(中略)講演毎日ノ現出仕并定入物等之日記、載折紙二当日之奉行へ以承仕ヲ被申送、(中略)此外講師・読師・問者ノ員数ノ書付、又ハ執行所、自年預所捧物扶助分以下ノ米被送モ論義書折紙ヲ添被送者也、年号月日名判在之、書様ハ古キ折紙何通モ有之也、昔ハ自年預、米被持送之頃ハ、此方ヨリ米取二遣也、」

⑥「一 執行正法院実宣法橋(割注略)ノ(略)諸役者方其外万事之義、出世後見ト執行ト申合、致下知者也、惣而会式神事ニ付、諸役者万事紛出来ハ後見・執行可成下知候、上古ハ庄役故執行取沙汰之義数多也、当時ハ捧物引事、可出精ヲ也、」

⑦「一 奉行正法院実宣法橋(割注略)ノ此奉行ハ三綱中各毎日日出仕シテ上首ヨリ次第第二日宛致奉行者也、札支配、其外毎日之義、当日ノ奉行執沙汰ヲ也、」

要約するならば、主催者である寺務ノ別当の代理人として①出世後見があ

り、これが実務担当の⑥執行と相談してことにあたる。執行は「役者」を指揮するが、「役者」とは、捧物分配など庶務を司る小綱・大炊などであった。また儀礼当日の担当責任者が、⑦の奉行であった。以上は、平安時代以来の別当・執行・三綱の執務系列である。(以下囲みは改稿)

それとは系列を異にするものとして、③学侶方一臈が設営行事に関わっている。

以上の運営とは別に講問そのものとの関わりが密接なのが、②惣読師と⑤論義書であり、学侶が勤めている。さらに七日目の世親講については、学侶年預の専管であった。南都教学の復興を目的に、鎌倉前期に学侶方主導で開始されたことの名残と言えようか。

この近世前期のあり方は、中世まで遡及する。²⁰⁾

次に中世後期以降の俱舎三十講・世親講に関する指図を簡単に紹介する。前述の通り、院政期以来会場は「政所房」であったが、室町期以降は、別当房、八幡宮社頭、荒室、新造屋、二月堂と様々である。

²⁰⁾ 旧稿では「年預五師」とした。

²¹⁾ 旧稿では、出世後見を別当の房官であり、惣寺学侶が出世後見となるのは一六世紀以降としていた。また学侶方の関わりは一六世紀以降のものとしていた。この時期には執行の機能が完全に失われたとした。

別当房の例

別当房での開催は、院政期以来の原則的なあり方であった。その指図は、『応永三十年十一月俱舎三十講愚記』（記録部一四一・五四八）にある（第六号末尾）。また同記中の以下の記事から、指図の内容がさらに詳しく判明する。

【史料6】

一 当日（十一月七日天晴）、莊嚴事、中堂毎間、懸幡華幔代、仏壇上懸本尊（三十講本尊尺迦像等、在下司二藏）、其前立机、其上備香華等、仏供紙立也、諸庄役、前机左右、立灯台、正面中央立高座二脚、則講読師座、有前机、各置法華經一部并香呂箱ヲ（同香呂）、講師香呂箱中副如意、其儀讓指図、

右の記事の中、本尊前机に置かれた「仏供紙立也、諸庄役」については、さらに同記録中の次の記事に参考となる。

【史料7】

一 諸庄饗料札、諸方之事、ノ神供五前（於政所始行之時、略之、）仏聖（○傍書、当道場）一口 御分一口 出世後見分一口 論義書一口 執行分一口 会行事（○傍書、近年無之、）一口 大行事一口 勾当一口 年預小綱一口 花摘一口 鐘突一口 陰陽土一口 院家木守一口 寺木守一口 七堂童子一口（モヨヲシ也、） 主典一口 承仕六口（四人シテ請之、） 奉行分（○傍書、三綱中）一口

すなわち前机におかれたのは、この「諸庄饗料札」であろう。前述の正安元年

一月東大寺年中行事にあった、日割りでの莊園ごとの負担である。饗膳そのものではなく、饗料（米ないし銭）によって代替されていたのである。饗料は、一口分ある。このうち、神供は東大寺八幡宮神体に捧げるものである。割書にあるように別当政所を会場とする場合には省略される。会場が、八幡宮社頭ないし八幡宮に隣接する新造屋の時に、用意されるものであった。「仏聖」は本尊である釈迦像へのもの。「御分」は東大寺別当である。「出世後見分」「論議書」「執行」などは、すでに前出の明暦三年の記録で説明した役職である。以下のもものは、執行などの指揮のもと法会実施の庶務を掌る「役人」であった。

「諸庄饗料札」とは、受給者名、饗料（米・銭）、支払い莊園名などを記した一種の振り出し手形であり、受給者はそれをもって、莊園納所に請求し、支払いをうけたものと考えられる。

荒室の例

応永一七年の道場は、荒室であった。「一 道場之事、門跡者御修理未事終之間、雖於社頭可被始行、触穢人此度之講經[ⓧ]条不便由御評定アテ於荒室始行畢、」とある（記録部一四二・五二〇〔第五号③〕 康正二年十二月俱舎三十講日記〔出世後見五師延宮写〕引用応永一七年延海日記）。別当房が修理中であるため、八幡での実施が予定されたものの、論義出仕者に触穢中のものがあったために、荒室に変更したものであった。この時の指図が残っている（第五号

末尾」。

この荒室については、『東大寺要録』巻第四、「三面僧房」に次のようにある。

「今耆 説云、自三面僧房東室南端、第二房者聖宝僧正之住房、從建立時、依鬼神栖、不畢内造、仍号荒室、」。大仏殿裏講堂を取り囲む三面僧房の一郭にあつた荒室。東南院主・三論長者である聖宝との由来をもつ同房は、学侶の集会場として機能していた。大乘院尋尊の手による「諸寺別当座主次第」（興福寺文書第一三函三）の中には、「東大寺三面僧坊之名」との項がある。すでに永島福太郎による紹介があるこの史料の中で、荒室は、「一寺ノ集会所也」とされている（永島福太郎「僧坊の子院化」『ヒストリア』二三、一九五八年）。

新造屋の例

永正五年（一五〇八）、講堂とともに三面僧房が焼失する。三面僧房内荒室にかわつて会場となつたのが、新造屋である。

新造屋は、手向山八幡宮楼門の北に位置した。同屋は、東大寺僧見賢が八幡大菩薩への報謝のために建立したものであり、嘉吉元年（一四四一）一〇月に八幡長籠屋用として、寄進された。あわせて美濃国大井庄下司得分がその料所として寄進されている（『大日本古文书東大寺文书之一三』四八七号）。

江戸時代における新造屋については、西洋子の研究がある（西洋子「新造屋について」『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館、二〇〇二年）。それによれば、同屋の近世初頭の規模は東西一六間五尺、南北一四間。その後、寛永一九

年に焼失、一時期仮屋であつたが、宝永二年公慶上人によって再建された。本来、八幡宮長籠用の新造屋ではあつたが、江戸時代には、修正会、修二会、春秋の僧房講問等も行われた。新造屋には宝倉があり天保頃には現在の正倉院宝物が納められた。

俱舎三十講の例から推測するに、三面僧房内荒室焼失後、寺内における新造屋の地位は独特のものがあつたと思われ、その追究は、比較的研究の手薄な戦国期東大寺史にとって重要な課題と思われる。

なお天正八年一二月度での新造屋指図が残っており、それを掲出しておく

（記録部一四一・五五三・三三三（一一二号①） 俱舎三十講日記、英性写）（一一二号末尾）。

二月堂の例

新造屋は、寛永一九年に焼失する。新造屋焼失後最初の俱舎三十講である明暦三年度では、「一 講演導場之指図へ今度卅講二月堂初テノ導場也、新造屋ハカリヤ故也、」とあつて、二月堂に会場を移しての実施であつた。明暦三年度では、饗料として「観音二十四口」があり、一日に四口（一口二升五合）ずつ用意されている。言うまでもないことだが、これは二月堂本尊である秘仏十一面観音・金銅聖観音へ捧げられたものであつた（葉・二二四〇、明暦三年俱舎三十講日記、実宣筆、史料編纂所写真帳『東大寺薬師院文庫史料（記録）』

6170.65/6/115）。

〔史料翻刻〕

凡例

原則行は追い込みである。改丁箇所については、表側は（くオ）、丁をめくった裏側は（くウ）とした。

文字は原則通用の文字を使用した。原本文字の再現性は追求していない。後世のものと思われるような返り点、ルビは省略した箇所がある。

細字・割書・傍書は実際の割り付けを再現したものもあるが、ただし版組の都合で、細字・割書◇、傍書⊕で表現したものがある。助詞にあたる小文字などは煩雑であるため特段の処理をしていない。全体として統一性が取れていない。

◎『』は朱書きを示している。

紙背文書については、現状袋綴装であるため、一部を除き、翻刻していない。

一 出世後見曉円記

(松田福一郎氏旧蔵・一四一―一七五号)

○松田福一郎氏旧蔵「東大寺角坊引付」を底本として、一四一―一七五号「出

世後見記」により、欠損分補充、錯簡修正を行った。丁数はそれぞれの

丁数である。

○以下松田福一郎氏旧蔵

(1才)

応永九年五月 日

一、五月六日自京都広橋殿并御教書御状《等》二通持下尊勝院《経弁僧正》家可

有御寺務御持セ被申間、即今日八打程口宣等可被食間、蓮蔵院御上洛也、

一、同八日院家為御悦御申上洛也、

一、同九日京都ヨリ口宣并御教書御下アル間、即年預所ヨリ催惣寺集会、当院家

御寺務ノ由、口宣并御教書御披露ナリ、依御目出由、衆中ヨリ被申了、

一、惣寺ニ御披露事、先立八年預五師披露云々、今度可披露申由、被仰下間、懐

円披露申了、

(1ウ)

一、出世御後見事、曉円可沙汰仕由、蒙仰間、老体上、難義非一間、可申子細由

存間、禪花坊ニ此由内談申処ニ、今日、可申披露由、仰下間、只今御在京間、

被申是非、今日可披露申由仰下上ハ、無時分間、先可披露申由内談申于披露

申了、御下向之時、可其子細申云々、

一、同十日自衆中悦サル、趣、為申入千代松京へ上了、

一、笠置寺ヨリ状ヲ持来御寺務事、可悦申間、取ツキ申へキ哉如何趣、禪花坊ニ

申談処ニ、是ハ無子細事ナリ、取ツキ取ツキ申へキ由申談、京都へ遣了、十

三日四郎三郎ニ付進了、

一、十四東室ノ輔公来テ、御寺務事悦承了、付其テ大進已講精義事可辞退申由承

了、サリナカラ已講《ニテ》ハシハラクアリ、

(2才)

タク候由事、伝承了、委細心得テ可申云々、

一、執行所来 (玉井)ノ事条々歎申子細等アリ云々、五月十五日十六日天晴院家

京ヨリ御下向ナリ、

一、東助公御伺ニ参、中院宰相殿同参、十八日口宣并御教書等院家へ進上申了、

一、精義役事申入了、日数アルコトナレハ追可有御思案云々、廿二日、大進已講

ニ唯心院之最勝講闕事、先寺務ノ御時分ノ事ナレハ、奉行アルへキヲヤノ間、

申了、唯当御寺務御サタアルへキ由ヲ申サル、間、其趣院家へ申入了、尔者

御方ヲ可申入由、仰出サル、間、即補任状ヲ進了、大式五師アツラエ申テ進

了、

六月

(2ウ)

五日、但馬得業ニ已講事申了、

六日、大夫得業所へ罷テ、堅者事雖令申辞退了、其由申入了、

一、楽田へ賢智御使ニ了了、書下状ハ如此、楽田郷事、被付仰賢智候、其由可有

存知之由、被仰候、恐々謹言、六月六日 奉行曉円（在判）、

楽田郷沙汰人中云々、如此書下了、

一、弁得業ニ堅者事申了、依真俗難義由、先辞退ナリ、此由申入了、

七日、大夫得業ニ様々趣サシ申了、近時即申入了、

一、六月十七日但馬得業已講御返事被仰了、西室へ罷向テ令申了、今朝賢智、楽

田返事持来了、一貫文可被秘計云々、

○以下一四一七五号（丁付けはヨチ）

(3ウ途中)

七月

八日、惣寺有衆余、自御寺務条々御披露ナリ、老耄間、被仰伊与五師条々御

披露了、

一、院家ヨリ法花余可有御始行間、会料所先用シテ可出取由、中坊へ申了、御方

入御ヲテ仰由承了、十七日、学侶衆会在之、北室助公罪過シテ、学侶ヲハナ

テ了、

一、新大般若、西坊但馬公御入ナリ云々、

(4オ)

一、十八日、法蓮ノ新坊ヨリ状以来了、維摩会事堅者一人アルヘキヨシ申入了、

即返事被進了、注記云々、三川都維那師、

一、供料闕、所望人躰事、

一、ハ最勝講、尾張得業、十八日、ハ大式五師、

一、ハ少輔公（ケラハシ）、上野公（中坊）ハ学生供、十八日、少納言・伊与

一、学生供、西室大夫公御入之由承了、

一、法蓮注記所ヨリ重堅者事、興福寺々家ヨリ御状給了、可申由承候了、状ヲ

タヒ了、自院家御返事アリ了、

(4ウ)

十九日、学生供補任状（逃）、挑、大式五師、西室大夫公方へ遣了、

八月

五日、賢智楽田郷へ下向也、扇一本遣之、

一、法花会聴衆事、

一、興福寺順観房五師望申云々、若狭已講被申入云々、

一、維摩会聴衆交名、十月十四日可注進任、蒙仰之間、持参任了、即出御点了、

一、俊専弁得業

一、良俊大式五師

一、英重筑前得業

一、寛英伊与五師

一、経範帥得業

一、英玄少納言得業

(5才)

一、堅義者 尊勝院御方、大納言得業御房

一、精義者 若狭擬講弁融、但馬擬講宗英

一、自注記方、当寺丁衆交名可給之由状到来間、即大式五師方(謎)挑申遣之、十

十月十四日、

一、自注記方、堅者短尺可注給由令申間、即申入、注遣了、十二月十二日、

一、興福寺丁衆方ヨリ当寺聴衆可早参由到来間、即当寺聴衆二令披露、早々可出

仕由返事遣了、十二月十三日

(5ウ)

一、十二月十五日、檜扇ノ順章房英実被入了、即補任状遣之、

一、法花会堅者事、十月廿二日、

大東

一、弁公隆弁、罷向令申処ニ辞退間、其由申入了、廿二日、

西勝院

一、大輔公、罷向令申処ニ談合了テ、重御返事可申入云々、同日、

戊亥

一、大夫公、同令申処ニ、得業他行間、只今返事不申入之、追可申之由令申了、

後日辞退ナリ、

一、兩等間ニ、以公人堅者事遣状、十一月六日、

一、十一月廿一日、重戌亥大夫公所へ罷向、堅者事令申処ニ、

(6才)

領状也、

一、法花会精義者事、自院家、以折紙交名可相触由承間、十二月九日相触了、

一、十二月十一日、薬師寺・法隆寺へ法花会々参事、以出納相触了、

一、折紙ノ文章様、

明年正月中旬之比、法花会可有始行候、聴衆交名并年戒可注給候、恐々

謹言、

十二月十一日 曉円

(6ウ)

小名ヲトク川云々、コレハカタニ注ニツケ了、

(寺脱カ) 薬師沙汰所

法隆寺（コレモカタニ注ニツク）

年会所 文章同、

一、薬師寺丁衆年戒等注進給了、十二月十三日、

一、法隆寺重聴衆人躰・年戒等可注給由遣状也、十二月十四日、

一、当僧綱・已講・成業等年戒、今日取寄了、十七日、

一、所作宛（他）池（マヤ）寺并当寺ノ丁衆等方へ遣了、出納持罷了、

（7才）

応永十年正月日

一、正月一日、公人悉為悦申来間、厚紙一帖二百文、紙ニツ、ミテ、上ニヲキテ

下行之スル也、

八日、以出納用意廻請遣之、取奉之、依出納子息来間、一コンタヒテ、扇巻

本遣了、当寺之分取之、他寺同取之、

十一日、以出納子息、用意廻請遣之、

一、注記方へ六人堅者ノ十題共取遣之了、

（7ウ）

明年法花会得請人交名

光覚法師

憲祐法師

経頭法師

賢重法師（当年ハ補任ヲハ不遣、未講衆間、学非学之間、不治定間、不遣之、於亭ヨミアクルハカリ也、）

一、得（請）精 人交名事、当年ハ未講衆ナリ、講衆分皆得請シテ、於今者、可為得

請無人躰間、無力新聞者ツトメタル人躰お四人ヨミ上へキ由、御寺務并面々

評定シテ

（8才）

ヨミ上ナリ、此条新義ナリ、先規無之云々、如此間、諸辺不治定之間、放請

モ不遣ナリ、追能々可有評定云々、

二月

一日、最勝講、禅花坊ノ所ニ、大式五師御房御入ナリ、即御堂參籠間、送之

処ニ、出堂已後、任料可被沙汰云々、出堂後到来了、使松キク、

一、学生供者、上笠間ノ少納言公可入之由仰候間、安楽坊へ申テ此由申下云々、

同任料到来了、

一、廿二日、東室ノ加賀公、中臈ニ可成由被申テ、即補

（8ウ）

任状事、被申間遣之了、使松キク、是ハ去年旱魃ノ時、於龍池祈雨ノ時、卿

僧都導師時雨下間、其ケン請ノ中臈ナリ、

卯月

廿八日、上笠間美作公中臈補任状遣之、是ハ禪花坊祈雨導師時ノ中臈也、

補任 成功准中臈事

宗秀法師

右祈雨成功准中臈一口、惣寺申請之間、可宛

(9才)

行之由、依 別当仰所補任如件、

応永十年卯月廿八日

出世御後見法印権大僧都 判

二百卅文内 卅文 松菊

五月

四日、公人共来、菖蒲フク、依百文カミニツ、テ下行也、

一、手搔大式公上洛(アテエ)是来間、中臈補任状遣候了、去年五月十日付ナリ、

五月十四日遣之、

十二月

(9ウ)

補任 成功准中臈事

英実法師

右頼賢(宰相公)最勝講之時勸賞、准中臈一口惣寺申請之間、可宛行之

由、依別当仰、所補任如件、

応永十年十二月十七日

出世御後見法印権大僧都判 使千代松遣之、

(10才)

応永十一年正月日

正月一日、公人悉為悦申来間、一丁紙ニツ、ミテ、原紙一帖ノ上ニヲイ

テ下行之了、

補任 大仏殿両界供僧職事

行遍法師 経胤闕

右依別当之仰、所補任如件、

応永十一年五月二日

出世御後見法印権大僧都判

補任状今日遣了、使松キク、

○以下松田福一郎氏旧蔵

(5才)

二日、笠間ノ少納言殿闕

一、学生供ニ院家ノ大夫公御房入部了、補任状、今日遣了、使松キク、

一、五月四日、公人共来テ菖蒲フク、依百文カミニツツミテ下行了、

肥前殿闕

一、学生供ニ上笠間ノ入部了、五月十二日遣之、使千代松、

西京ノ宗禪房闕

一、五月廿日学生供院家ノ丹波殿御入也、使松キク丸、

一、七月晦日 戌亥 弁殿(乾)深花坊ノ少納言殿ト二人御八講ニ入部了、

弁殿方ヘノ使松菊丸

少納言殿方ヘノ使千代松丸

一、最勝講尾張得業入了、自院家蒙仰沙汰了之、大夫得業賢弁闕、八月三日、使

松菊丸、

一、学生供卿公《花蔵房》入了、同蒙仰了、同闕也、同日入日付也、未到也、

(5ウ)

一、深井坊侍従公得請《□》放請可遣由、蒙仰間、遣了之、十二月六日、使松キ

ク、 ■■■■■

一、《十二月一日》学生供袖坊上野殿《専春》入部了、下笠間武蔵公闕、定英、

一、御八講ニ上野得業《能海》・加賀公《行遍》十一月入了、

(以下余白)

○以下一四二七五号（丁付けはゴチ。）

(二ウ)

応永十二年

正月

二日、公人悉為悦申来間、一丁紙ツ、ミテ、原紙一帖ノ上ニヲキテ下行了、

二月

一、学生供手搔橋坊ノ越後君ニ入了、戌亥ノ出雲君闕也、二月十八日遣之、使千

代松丸、

一、学生供手搔檜扇坊ノ駿河君ニ入了、文見坊ノ相模君ノ闕也、二月十九日遣

使松菊丸、

(12オ)

一、学生供越後君《友順》入了、《中東坊》卿公闕也、使

七月

普門院

一、大夫公擬業ノ補任状送遣了、使松キク丸《七月六日遣了》

八月

一、学生供伯耆公《清薫》入了、(美力)作公闕也、使千代松丸、八月晦日補任状

遣了之、

九月

一、越後已講精義役辞退間、注記方へ其由申遣了、九月廿六日ニ遣、案文別紙アリ、已講状ヲハ注記方へ

(12ウ)

状ニソエテ遣了、雖然、同廿七日、他寺ヨリ題共注送之間、越後已講又領状申了、

一、同廿八日、聴衆交名并年戒等ケ・実二名、注記方へ遣了、

十一月

一、学生供〔中院〕出雲君〔正尊〕入了、土佐君闕也、使松菊丸、十一月十五日、

十二月

一、御八講 美乃君宗快 十二月三日補任ハ卯月朔定、

(13オ)

一、御八講 院家律師御房 十二月五日補任申了、

一、御八講 普門院得業御房 同日補任申了、

大仏殿最勝講衆事

四十二口 此内

撰出分廿口 老僧分八口 中臈一臈一口 夕郎一口

密方十二口内

末寺三口 有職三口 常住六口

○以下松田福一郎氏旧蔵

(3オ)

応永十三年正月

三日、公人悉為悦申来也、依百文カミニツ、ミテ厚紙一帖ノ上ニヲキ具遣之、

七日、大仏殿ノ牛玉板ヲ公人二人持来之間、スエサカナニ毛立シテ酒タフナリ、

一、モチイ五枚、アカイヒシ三、ククモノシテヲカマセ了、

八日、於伴寺修正可有、法花会御始行由御披露アリ、学侶方不可有子細候、目出

候由返事申サレ了、

同十一日、惣寺ニ有御披露、御治定了、

(3ウ)

一、豎義者方へ可遣放請由蒙仰間、即遣之了、

一、相模公定覚放請遣之、使御房、

一、宰相公経賢、同遣之、使千代松、

一、卿公経実同遣之、使松キク、

一、弁公隆弁同遣之、使松キク

同十二日、薬師寺、法隆寺へ此由申遣了、使伊賀順公人也、

同〇《二月》廿一日ヨリ、法花会御始行也、

同廿五日、亭論匠アリ、三双也、

一、双源春房 侍従公 二々少輔公 帥公 三々大進公 少納言公

一、明年法華会暨者事、放請遣之、人数

(4才)

一、伊与公憲祐 放請遣之 使松菊 二月廿七日遣之

一、按察公経顕 同遣之 同是ハ補任料可免由申了、

一、輔公賢重 同遣之 同

一、弁公経暁 同遣之 使御房丸

(一行分余白)

三月

一、学生供相模公入之《文見房光寛》、重賢闕《水門》使者千代松、

(二行分余白)

(4ウ)

五月

一、五日公人共来テ、菖蒲フク也、依百文紙ニツミテ下行了、

一、学生供ニ

一、最勝講ニ普門院殿御入ナリ、使松菊丸如例、

《宰相律師之〇《闕也》、五月十六日也、》

一、学生供ニ三位公御入ナリ、宰相律師闕也、〇《潤六月廿五日》使松菊丸、

一、擬業得業ニ千手院大夫公ナサレ了、〇《十二月、使千代松、》

クラツミ、

一、学生供ニ輔〇《御房》殿御入ナリ、少輔公ノ闕也、使御房丸、十二月廿八日

〇以下一四二七五号（丁付けはゴチ）

(15才途中)

一、御八講大東并弁公補任申了、使千代松、十二月廿四日、

一、御八講北中院宰相公補任申了、使御房丸、同日、

一、御八講文見坊相模公補任申了、使松菊丸、同日、

(15ウ)

応永十四年正月

一、三日、公人悉悦申ニ来間、如例一丁紙ニツミテスイハラ《一帖》ノ上ニ才

キテ遣之、

七日、大仏殿ノ牛玉、公人二人持来間、如例、スエサカナニ毛立シテ、酒タ

フナリ、又モチ五枚、アカイミクタモノシテヲカマセ了、

一、学生供《普門院》宰相公御入ナリ、《実秀云々、大式五師闕、使松菊丸、二月

廿七日、

○以下松田福一郎氏旧蔵

（9才）

一、最勝講、大進公《中坊》御入也、大貳五師闕、使千代松、三月

一、学生供、伊与君《西室安楽坊》御入也、憲祐云々、輔得業闕、使松菊丸

一、最勝講、侍従公《賢盛》御入也、輔得業闕、使千代松、卯月廿六日、

一、五月五日公人共来、菖蒲フク也、依百文代昏ニツツミテ下行之了、

一、学生供、卿公《西勝院》御入也、輔公闕也、水門使松菊丸・玄円

（9ウ）

一、学生供、越前公《梅坊》御入也、慶憲云々、大進公《新坊源隆》闕也、使松

菊丸

一、准中臈一口清乘《慶春房テカイ》補任之、七月十七日、使御房丸

補任状案文別紙ニアリ、此上ニアリ、

一、准中一口実信法師日乘房、補任七月廿四《廿四日》、使松菊丸

（二行分余白）

一、准中臈一口、俊憲法師《丹波君》補任之、《応永十四年》九月十五日 ■

（6才）

補任《案文別紙アリ》

使松菊丸

ツサカ

一、少納言得業五師ニ補任ス、《九月十五日》使千代松丸、

一、最勝講ニ賢弁大夫得業ニ補任ス、戌亥大夫得業闕云々、

今度御祭礼之時事ニ付テ戌亥如此也、《九月廿六日》使松菊、

一、学生供事、少納言公賢誉ニ補任也《九月廿六日》、子細同前也、使千代松、

一、侍從殿擬業得業ニ御補任也、補任料助成ニシ了《十月十一日》、

一、維摩会十一月十日ヨリ可有始行間、当寺之丁衆等之年戒事、可注給由、注

記方ヨリ状到来也、十月廿五日状到来、

（6ウ）

同廿六日、丁衆等之交名・年戒等注シテ注記方へ遣了、

一、最勝講ニ東ノ助殿御入ナリ、補任状十一月廿四日遣之了、若狭擬講闕也、使

松菊丸、

一、学生供、院家ノ少納言公ニ御入也、補任状同日遣、使御房丸、

■

（以下余白）

（7才）

七月

八日、惣寺有衆会、自御寺務条々御披露ナリ、老耆間、被仰伊与五師条々御披露

了、

一、院家ヨリ法花会可有御始行間、会料不先用シテ、可出■取由、中坊へ申了、

御方入御アテ仰由承了、

十七日、学侶衆会有之、北室助公罪過シテ、学侶ヲハナチ了、

一、新大般若、西坊但馬公御入ナリ云々、

一、

(二行分余白)

十八日、法連ノ新坊ヨリ状来テ、維摩会堅者一人アルヘキヨシ申入了、即返事被

遣之、注記《三川都維那師》云々、

(7ウ)

一、供料闕所望人躰事、

一、〰最勝講尾張得業、十八日〰大式五師、

一、〰少輔公(クラハシ)上野公(中坊)、〰学生供、十八日、〰少納言 伊与、

一、〰学生供西室大夫公御入ノ由、承了、

一、法連注記等ヨリ重堅者事、興福寺々々家ヨリ御状給テ、可申由、承候トテ、状

ヲタヒ了、同院家ノ返事アリ云々、

十九日、学生供補任状誂、大貳五師西室大夫公方へ遣之、

八月

五日、賢智、樂田郷下向也、扇一本遣之、

(以下余白)

(8才)

一、法花会聴衆事、

一、興福寺順観房五師望申云々、若狭已講被申入云々、

(二行分余白)

一、維摩会聴衆交名、十月十四日可注進状、蒙仰之間、持参仕了、即出御点了、

〰俊守弁得業、〰良俊大貳五師、〰英重筑前得業

〰寛英伊与五師、〰経範輔得業、〰英玄^(ママ)少納^(ママ)得業

(8ウ)

一、堅義者 尊勝院御方大納言得業御房

一、精義者 若狭擬講弁融、但馬擬講宗英

一、同注記方当寺丁衆交名可給由、状到来間、即大貳五師房二誂申遣之、十一月

十四日、

一、同注記方堅者短尺可注給由、令申間、即申入注遣之、十二月十二日、




一、興福寺聴衆方ヨリ当寺聴衆可有早参由状到来間、即当寺之聴衆ニ令披露、早々


可出仕由、返事遣之了、十二月十三日、

一、十二月十五日檜前ノ順孝房英美被入了、即補任状遣之、

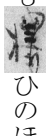
〔松田福一郎氏旧蔵「東大寺角坊引付」紙背文書〕

（第1紙） 某書状（後欠）

御よろこひハ、なおくつき候ハすとも、ハかりまいらせ候、なに事もよろ
つめてたく候へハ、御  今にまいらせ候、又おんけより御くう
給候、めてたく  り候へ、こしらへ候て、御申上候了、こんとハ、さやうに
めんく御いり候しほとに、いかほと候、これの  《こり》も、にきくと、め
てたく候しに候へハひきわへて候へく候へ、又そのつと、わたり候ぬほとに、

 御房の

（第2紙） 某書状（後欠）

この春よりの御よろこひ、かすし思しめすまゝに、御めてたくをまいまいら
せ候、これにも  ひのほとに、いかほとめてたく候由候へ、つこもり、お中
人のほり候て、よろつなに事も、みちゆきて候しほとに、返々めてたく候つる、
又火はし・こんこう給候つる、返々めてたく候へく候、ミヤこほうか、とく下候
へと、おんけより、うけたまわり候しほとに、廿九日にくたし候ハんとして候へ
ハ、このミわろく候へきと

〔第3紙〕 某書状

くふみにても、申たく候へく候、をなしことに

○袖上

申遣て候し、さてく三ふうらかしきに候也、御き候て、ふしきニ、おほしめし候はんすらんと、をしはかりまいらせ候、いかほと上下

候て、申つくし候、よろつ又々申上候也、

ことしハいまた御ふみにても申候ハす候、返々心よりあしく思給候て候か、さる事ハ御つても候ぬほとに、うちすこし候へく候、さてくいつもの御事にて候へともかミ給候、返々申つくしかたく候、まことにく、ことしなどの御かとも、よろつ御大事に候らん敷、

〔第4紙〕 某書状（折紙）

両種執進候、殊以目出度候、明春早々可令参賀由、被仰出候了、恐々謹言、

極月廿九日



（御房カ）

〔第5紙〕 光重書状

又出事如形助成候、御出候ハ、殊以早参候、

寄思食候て、預巨多之御助成、真実く畏入所候、何様人と参拜可令申候、恐惶

謹言、

二月廿二日 光重

（切封墨引カ）

〔第6紙〕 光重書状（折紙）

御上洛之由承候、無御指合事御渡候て、執沙汰候了、殊以可悦入候、見合此間御渡之由、承候、なおく、やかてく御入候者、殊以可悦入候、恐々謹言、

二月廿三日 光重

かと房

〔第7・8紙〕 光経カ書状

久無便宜候之間、于今不進状候、又指事もなく候程に不申候き、何事共御座候哉、無心元相存候、兼又下向之事、十六日必々可帰寺候、御談義事者、窮屈ニ察存候、諸方花衣一見仕て候し、諸事可期下向候、恐々謹言、

三月十三日 光経

二 出世後見日記 (一四一―一五三号)

○一部、「出世後見記」(一四一―一七五号)一九〇三〇丁で補った。

(後補表紙ウワ書)

御《出》世後見日記

法印権大僧都

(1才)

(原表紙ウワ書)

(異筆)「澄藝」

出世後見日記《自応永廿年《癸巳》〇《六月十三日》、至同廿二《乙未》正月廿
日中一年出世後見沙汰之畢、

法印権大僧都賢春

(1ウ)

《准中臈補任状案文《寺務方》 良盛上野君方《送畢》)

補任 寺務准中臈事

実名

右、自寺務准中臈一口被免畢、仍可宛行之由、依別当之仰、所補任如件、

永
応永廿年

出世後見法印権大僧都賢春

一、大仏殿最勝講衆 四十二口、此内、頭方

撰出分廿口 老僧分八口 中臈一口 夕郎一口

蜜方

末寺三口 有職三口《寺住》 寺住密宗三口

一、有職阿闍梨六口、此内寺住密宗三口 末寺一和尚三口《本寺ヨリ補任スル

事ハ□□□_(ナシ)《

(2才)

寺方 寺務方 日記《応永二十年《癸巳》

一、尊勝院寺務 宣下、七月十二日、同十三日八ヲ打ツ程ニ南都ニ到来、同日寺

門ニ披露畢、《出世後見取ツク、披露八年預少納言五師》

一、出世後見事、同十三日承畢、

一、同十九日午貝程ニ寺務下向、

一、大殿觀音破損、自公方可有御修理之旨、寺務方へ内々奉行僧方ヨリ被出状畢、

同十九日夕、寺門ニ披露畢、後事ハ不知、大慶不可如之、

一、寺務改替後モ、大井莊延年紀、先任方ニ知行事、

(2ウ)

自今以後可被停止之旨、自伝奏広橋殿、被成御教書畢、即十九日夕衆会ニ披

露、彼御教書尊勝院ニ被置之歟、

一、大殿廊土破損、申公方可有御修理之旨、奉行僧寺務方人被出状、即十九日、衆主披露、重木工仕事等主被談合、可有注進去々、

一、寺務准中臈一口、良盛上野君ニ補任畢、任料・使料二百卅文助成ニ不取之(遠路持参)、六月廿一日、

一、依寺務尊勝院最勝講辭退、清薫(伯耆君入畢 六月廿一日(使者七郎))

一、大井莊給主半分西勝院(大輔公) 拝領、六月廿一日

一、大井莊御代官公人真清下向 六月廿三日

(3才)

一、大井莊代官ニ真清雖為下向、地下及神水不用之、先公人康行下向、御年貢等催促スル歟、

一、定喜良禪房学生供闕ニ、專舜少輔公入ル、(七月廿日、使者寿房丸)

一、七月十三日ニ小河殿(大方殿) 御他界、同十三日夜院家上洛、十九日御サウ

礼、廿日夜院家下向、

一、大仏殿最勝講頭密着到往来料紙、出世後見沙汰、七月晦日ツキテ出候畢、紙

タラサル時ハ何時ニモ見ツクヘシ、

一、中坊助公擬業放請遣之畢、使者菊松丸、十一月九日、補任料三百文取ラス助

成、使料五十文タフ

一、維摩会 応永廿一年(甲午) 十二月八日ヨリ始行、同廿四日結願、当寺丁衆九人、依大乘院一問一人加請、

第二夜大乘院御精義 初夜二問 第二夜二問

但馬僧都宗英(転住シキ) 豪弘豪(大式得業) 英重(執(筑力) 前得業)

(3ウ)

寛英(伊与五師) 俊専(弁已講) (初夜・第三夜主(ニ)ケ夜精義)

第二夜一問 初夜五問 第二夜五問

隆盛(弁已講) 賢海(帥五師) 澄賢(大進得業、新) 弁雅(中納言得

業、第三夜五問重役)

他寺立者三人、弁擬講俊専ニケ夜

当寺堅者英玄少納言得業

一、新袈裟方大会助成 平六人、各二貫文

擬講二人、各六貫六百六十四文宛下行

僧綱人七貫文 堅者一人八貫文

都合四十貫三百卅一文(此内三十四貫文、応永廿年巳新袈裟

残六貫三百卅一文(借物新助成方深井坊ヨリ出之、助成方納所ヨリ)

(4才)

一、御八講 定懷 相模君ニ補任 使者七郎

一、御八講 清薫 伯耆君ニ補任 使者菊松丸

一、御八講 重弁 播磨君ニ補任 使者虎寿丸

一、御八講 顕賢 大夫公ニ補任 使者徳寿丸

一、御八講 叡春 大夫公ニ補任 使者善福法師

一、御八講 憲祐 伊与公ニ補任(往来ヲコレニヲキテ補任料相当分請テ後、可遣之約束)

一、御八講 良存 上野公ニ補任(補任料并使料同是ヲ助成)

已上七人、応永廿巳十二月廿六ニ補任ヲ出ス、日付八十月三日ト書之、

一、明年〔甲午〕正月一日日蝕ノ御祈祷、観音一万卷ツ、可有説誦由、東大寺・

興福寺・薬師寺三ヶ寺へ、各宣(旨、以下同)司ヲ成サル、十二月廿五日宣司、同晦

日申時程ニ寺務尊勝院ニ到来、興福

(4ウ)

寺・薬師寺承畢ト、口状ニテ申、御請ナシ、当寺モ其儀ニテ御請ヲ申サス、

後日東室・東南院ノ御日記ヲ簡ハル、処ニ、隆惠法印ノ日記ニ、東南院へ祈

雨ノ宣司ナリケルニ、宣司ニハ御請状ヲ申サス、口状ニテ彼御使ニ申ス旨見

タリ、尤可為亀鏡者歟、大晦日夜、学侶上首廿人大仏殿ニテ、発願ノ儀アリ

テ同音二三卷説誦畢、三千三百余卷ツ、三方ノ院家へ配分申畢、(惣寺評

定

(5才)

応永廿一年〔甲午〕

正月

一、三日、惣公人悉来、(大進得業出合)対面シテ、厚紙一帖ニ料足(一丁)百文

(紙ニツ、ミテ出シ畢、)

擬業

一、公賢大輔得業維摩会放請遣之、五日 使者虎寿丸、

一、八日、大仏ノ牛玉ヲ持テ、公人二人来(スエサカナ毛立ニテ)酒ヲタフ二人

ノ中へ餅五枚、アツキ餅三切、クタ物取副テ出之、

一、清薫伯耆得業、擬業放請出畢、等持寺八講聴衆參勤ノ為ニ上座、三月十七

日、使者徳寿丸、

一、賢盛侍従五師補任出畢(頼賢五師辞退之闕)、三月廿八日、使者七郎、

(5ウ)

午四月十二日入滅

一、兼俊闕学生供、良識房重慶補任之、使者菊松丸、

一、兼俊闕最勝講、相模君定懷補任之、使者虎寿丸、

午六月廿三日入滅

一、賢弁闕最勝講、深春房得業(快実)補任之、使者七郎丸、

一、賢弁闕学生供 田乗房 補任之、使者善福、

一、実俊闕学生供 頼俊（ミマサカトノ）補任之、使者徳寿丸、

一、法花会来十一月二可有始行、堅者四人二可有用意之旨、申送畢、得請堅者西

室禪師 弁範少輔公、専春（上野君）、祐俊（大進公）、以上四人 九月六日、

一、西室禪師親父中御門殿円寂之間、堅者ヲ辞退、

一、九月廿六日、二月堂ニテ集会アリ、其次ニ来十一月二可有法

（6才）

花会始行之旨、自寺務披露、会料月迫ニナラテハ究済ナキ間、明年正月ニ始
行アレカシト評定候畢、其分ヲ寺務申入ラレ畢、

一、寺務ハ十一月十六日ニ始行アルヘシ、会料ハナラストモ借物ニテ始行アルヘ

シト申サル、処ニ、堅者無日数之間、正月ニ延引アルヘキ由訴訟、殊更祐俊

大進公真諦出来シ難シ、十一月ノ始行ニテハ、タトヒ罪過ヲ蒙トモ難義ノ由

申切畢、無力テ会ハ正月へ延引候畢、祐俊ヲ寺務罪過アルヘキ由、内々サタ

アリ、祐春告文ヲ以テ内々ワヒ申ス間、罪過ノサタ被闕候畢、

一、西室禪公穢氣間、其闕分ニ 三川公臈次切口タル間、堅者事、自寺務被触之

間、得請候畢、

（6ウ）

一、三川君へ法花会放請遣之（十月一日）、使者徳寿丸、

一、十月廿日受戒会、両寺受者雖有出仕、綱所中ニ注記未補之間、依無註記、其

夜四打程ニ両寺堂衆退散無受戒会之条、無念ノ、

一、十一月廿七日、法隆寺・薬師寺へ法花会参事相触畢、

状ハ折紙、文章様（使者公人、一臈方より指之、清氏之子、出納田舎へ下た
る間一臈ニ下知す、

明年正月中旬之比、当寺法花会可有始行候、貴寺聴衆交名并年戒可注給候、

恐々謹言、

十一月廿七日 賢春

薬師沙汰所

法隆寺年会所 文章ハ同薬師寺、

一、賢譽少納言公学生供闕ニ尊経大夫公（院家京）（十一月十八日）使者七郎丸、

（7才）

一、印弘丹後君学生供闕ニ良恩房春教入、十一月廿六日、使者虎寿丸、

一、薬師法花会■会参交名・年戒、重可注進、口状ニテ返事、十一月廿七日、

一、法隆寺法花会丁衆 了覚房得業寛心（年四十五、戒二十九）十一月廿七日（当

日ニ返事）

一、薬師寺法花会丁衆 性禪房五師継寛（年四十九、戒三十一）

宗専房五師専長（年四十七、戒三十一）十二月二日注進、

但法花会明年正月ニ延引候畢、

一、十一月晦日、椋橋莊押領之細川宮内小輔入道、自公方被打候畢、

当社神罰云々、

(7ウ)

応永廿二年(乙未)

正月小

一日 定懷相得業擬業放請遣之、使者七郎、

三日 惣公人御慶ニ烈參、厚紙一帖、用途百文(分ミニツ、ミテ出、恒例)

四日 賢盛弁得業(乾)擬業放請遣之、使者虎寿丸、

一、朔夜、七日夜両夜修正ニ寺務出仕アリ、西外廊ノ西戸石垣ノ下ヨリ手輿ヨリ

下テ、西戸ヨリ御入アリ、門徒寺僧參向シテ、皆南庭へ同道申下テ、正面ノ

石壇ヨリ上ル、中童子ノ後程ニ、右ハ三綱、左ハ寺僧、左右ニ分テ行ク、正

面ノ西門ノ戸ヨリ、寺務ハ内陣へ御入アリ、住僧二〇(人)付申同入ル、寺

務ハ西床子ノ一座ニ着座、從僧二人、寺務ノ座ノホトリノ南カヘイタノソエ

ニ

(8オ)

立テアリ、寺務内陣へ御入アレハ、威儀ノ寺僧共ハ東西分テ、東西ノ戸ヨリ

内陣へ入ル、兩宗コマトリテ、東西ノ床子ニツク、別張ノ如シ、

一、初後夜ノ呪願ニハ、導師寺務御前へ參ス、寺務床子ヨリ下テ礼アリ、

一、三度ノ行道ニ皆御廻寺務モ御廻アリ、

一、第三度ノ行道ノ後、床子ニ御着座、惣モ皆着座ス、シハラクアリテ送出ス、

一、寺務諸從勤行間ハ、大殿南庭燈呂ノ(北カ)此ノ辺ニ火ヲタキテアリ、

一、八日未剋ニ西院家俄焼失候畢、残物ナク皆火尽(何火ニテアリケルヤラン、

不審)

一、十六日ヨリ法花会始行、探題寺務 講師普門院、

廿日夜亭ニ寺務探題ニテ出仕アリ、当寺聴衆悉出仕、延海大夫得業ハカリ出

仕ナシ、若違例敷、

(8ウ)

一、八日朝、大仏殿牛玉ヲ持テ、公人二人来ル、二人ノ中へ餅五枚、アツキ餅三

一切、クタ物取副テ出ス、スエサカナニ毛立ニテ酒給、恒例也、

一、法花会ニ注記硯、出世後見出ス、瓦硯、筆二管、墨二丁、小刀一、

ヒタツカ、カミニテ心ヲマク、水入ハスツキニ重テ紙ヲ切テ上ニヲ

ク、硯箱、檜物師ニワケサス、長サ一尺ハカリ、広サ六七寸、フタア

リ、会以後、出世後見方へ帰ル、

一、一床探題ノ座ニ、讃岐円座一枚用意スヘシ、余ニハナシ、

- 一、用意廻請ハ探題役、今度ハ寺務探題タル間、出世後見出之、十三日奉取畢、奉取使ハ出納(コワ杉原ニテ書ク立紙アリ、只ノ杉原ニテカシタルモノアリ)
- 一、所作宛出世後見サタ、兼日ニシタ、ム、
- 一、専寺他寺四ヶ寺ノ一床并聴衆交名、年戒
- (9才)
- 仮・実二名、坊号ヲ付テ、注記所望スル時送之、
- 一、探題箱并札、夢見ノ問題等、皆寺務探題方ニ被用意畢、探題ノ箱ト硯トハ修理所ノ役ト旧記ニアル由、有人被申、無修理所故ニカ、近年ハ〇《探》箱ハ探題ノサタ、硯ハ出世後見役、
- 一、注記重一問答十題、注記直ニ堅者方ニ秘計シテ申出ス、雖然、今度ハ注記ニ条丹波殿乗初門タル間、未練ナレハトテ、出世後見ニ所望スル間、堅者タチノ方ヘツヒテ点ヲ加、性ヲ指シテ遣畢、
- 一、講問役ノ聴衆ノ交名、講師辺ヘ申ヘケレトモ、注記無案内「(ナレハ)」トテ所望ノ間、八人ノ交名《出世後見》送之畢、
- 一、一床分京都ヘ注進、交名・鑑取ハ注記役ト申ス注記方「(二八 維摩)」会ニハ寺務役ナレハ、是モ可然ル申ス、出世後見方ノ日記ニハ「(未見)」何トナシタリケルヤラン、一床ノ御請、子細ナク下ル「(後二)」アキラメラルヘシ、
- 一、亭論匠衆交名、出世後見出ス、小綱筆ヲ取、兼日十四日出(了)、
- 一、亭講師論匠衆円座ハ年預役、
- 一、亭ニテ明年堅者差帳、出世後見出之、会行事方ヘ兼日遣ス、コワスキ原一紙ニ書ク、立紙ナシ、但料紙ハ只ノ相原ニテモカク、安文別紙ニアリ、(差帳ヲハ舞ノ中間ニ、会行事読ムナリ)
- 一、明年堅者 顕延(大進公) 宗経(卿公) 重祐(淡路君) 隆真(北室禪公)
- 一、御匠衆一番(光重・光寛)、二番(憲祐・経顕)(季御読経)、三番(弁春随喜導師・重弁)
- 一、呂立ノ已講ハ英重擬講、舞ハテ、後、表白ヲ出ス、
- (10才)
- 一、四人堅者方ヘ廿日放請を送、使者七郎・菊松・虎寿・徳寿、
- 一、第二夜ニ堅者専春上野公、四五問札ニ枚ヲ取ラテ■箱ニ残ス、探題ノ所ヘ八枚持テ来ル、以テ外探題モ計会、若探題札ヲニ枚箱入サリケルヤランナントマテ安セラレケリ、然レトモ後ニ見レハ、箱ノ底ニ四五問ノ札アリ、堅者ノ越度ナリ、向後堅者心得ノ為ニ是ヲ記ス、
- 一、第四夜ノ堅者、清遵三川公、因内指声ナシ、学侶ノ堅者之程ニテハ、何ニ不

2 出世後見日記 (141-153号)

堪ナリトモ、指声ハチトアルヘシ、豎者不知ナリトモ、不知スル人ノ不覺也、
向後存知ノ為、人短ヲ申ヤウナレトモ、此事記シ置也、

(二行分余白)

(三才) (白紙)

○紙背文書。住心院宛書状などがある。

三 出世後見記并五師旧記 (一四二一七五号)

(表紙ウワ書)

(異筆)
「明和」

出世後見記(并五師旧記等)

(表紙見返し)

御後見方

自応永九年至同十四年 法印暁円記

自応永廿年至同廿二年 住心院三河法印賢春記

年預五師方

自天文十七年二月至同十八年正月 宗藝五師記

(以下余白)

○(1才)より(12ウ)までは、本冊第一号「出世後見暁円記」(松田

福一郎氏旧蔵・一四一七五号)を参照のこと。

○(19才)より(30ウ)は、本冊第二号「出世後見日記」(二四一一

五三号)の写。

(31才)

(内表紙ウワ書)

天文十七年二月廿五日

年預五師方日記

五師宗藝

(31ウ) (白紙)

(32才)

年預五師方日記(天文十七年二月廿五日、先年預浄藝五師)

一、二月廿五日、櫃等渡、請取如前記、

一、五師得分五貫文事、於料絹納所宗助法師方請之、依為国錢、一向悪錢也、

三月

一、廿八日、於法住院会在之、自兼日、依有申子細、(河上荘)三斗米結解廿九日二可延

引之由、於安樂坊内々申談了、雖然、經營衆不調之間、兼日二以中間、令案

内、卯月二日二可沙汰之由触訖、不可有別儀之由、各同心、

(32ウ)

一、東南院(薬カ)尊(薬カ)師堂修理之儀付、為奉行祐全上人雇事、自門徒中寺門へ競望、

則許可也、山木事、是モ似合木有之者、可被立于用、但立木等之事ハ、不可

然之由評定、則於安樂坊会在之、門徒中被沙汰也(廿四日)、於其屋門徒中

へ返答訖、

四月

- 一、朔日唱集会、条目法住院勸賞間事并方広衆愁訴間事、櫟本反錢催促等事也、
法住院ヲハ律師官并素絹着用可被任存分旨許可、以書状可申遣之由、

(33才)

雖為評定、文言等依無分別、其日延引、如此雖任律師等、学道准抛事ハ不可有之也、何方広衆へも其通可申旨也、但修正等之時ハ、寺門之律師末ニ可着理運之由、惣寺評定也、四人ノ大ハ成業ノ末ニ着、行道ノ次第不始于今儀之故云々、

- 一、二日、三斗米結解在之、注文在別紙、

- 一、同日、法住院賀札遣之、案文皆々へ申談、小綱宰領申付、付之、他行之旨留

主ノ者ニ申置云々、

- 一、第八名中川明王院無沙汰ニ付、自年預以書状可催促之旨評

(河上莊)

定、超昇寺ニ居住云々、可申遣之由領納、

- 一、同三日、明王院へ書状遣之、笠置巡梅屋云々、返事在之、

- 一、八日、仏生会始行、前日ニ仏并全躰面ニ自上司蔵可取出之、今度依失念、八

日朝取出、兼日可然事也、

- 一、同日、知事代会合唱之、依為五師衆、兵部卿律師并新目代(周防国衛)了觀房五師請之、国方へ可申下条目不認之、

- 一、明王院三斗米去年分而三斗余御運上、納所湯山へ下向之間、請取置、帰寺之

砌渡之了、

五月

(34才)

- 一、御陵十講等出仕如常、

- 一、勸学講之内、浄土堂八講請定認、小綱ニ可渡之、

- 一、筒井上洛之間、三荷三種遣之、使節少納言法印・年預五師兩人、罷出中坊

へ、五拾疋遣之、樽代等引付載了、引遣也、

六月

- 一、龍池八講於中門堂被取沙汰、於布施者老貫文、二名納所大進律師方へ切符

学侶年預へ渡之、自彼方請之、支配之、年預分一口請之、

- 一、当月来月大仏殿仏餉、自往古寺務所役也、然処、近年

(34ウ)

所々不知行之旨、料米無之間、寺務代觀音院不可有下行之由被申云々、但以

法地院方寄進物之内、十二ヶ日分下行云々、其余事理趣三昧之夕座ニ披露之、

不叶者、七ヶ名へ可配分之由粗一決、其後、重而披露之処、美濃庄納所勸学院、当月分可下行之由被申間、切符遣之、壺石壺斗五合、十七ヶ日分依為少也、公人一臆二三臆来請之、

一、五日、浄土堂人講取沙汰、始而出仕、高座事、七堂不可敷之由申、於堂八講衆及評定、雖然、七堂ハ早退出、時刻又馳過之間、先以年預中間通之、重而、堅可有評定之由、

(35才)

詞ヲ結シテ、以其上、以用捨如此、

一、六日、講問夕座ニ此儀披露、其以前ニ七堂呼寄、直申聞之処、清友、縦寺門之評定而雖被仰付、不可致承引之由申放訖、其趣披露之処、諸会式敷役、太略七堂役也、兩人共口状之上者、以時評定可被相定也、依七堂ニ可敷之由可申付旨、其上ニ兔角令難洩者、可及罪科之旨、度々結束、然間、其晚ニ以新九郎、懸寺門之評定之上者、可令承引之由、雖申遣、不致領納之間、可為罪科之由申付訖、惣而、如此罪科出来之時者、公人一臆之所へ、申遣自其申遣

(35才)

訖、翌日公人一臆来間、其旨申渡了、

一、仏餉等之儀、公人一二三臆勤其儀之由申、戒壇院壇扨尚六堂補其闕之由申、

先以無別儀公人中尚不及異儀、

一、十四日、江州小猿樂、於八幡宮法樂立願之由、以檢校伺之、少々老僧衆尋合之処、今折節雖為如何、御敬神之儀候者、不及是非歟、但失墜如何之由被申、雖然、法樂所為之由申間、及領状畢、隨而、拜殿酒肴料事、近年老費五百文也、可為如何之由申間、是者非四座之太夫、手猿樂也、依當時之儀間、百疋分可下行、以此儀可相

(36才)

調之由申付、以引遣年預而遣之、(引遣 以下同)十三日遣也、当日、能無事七番沙汰之歟、

能夜討蘇我也、其時三百疋折紙被出之、料物者、修理納所勸学院方ニ社頭瑞籬并彩色方而料物少有之間、先以其方可引遣、(周防国衛)西国正税以最前、以精錢可返弁之由令契約申談遣之、切符在之、■動其外少々申合訖、同心之間如此、

能以後大夫等礼ニ来、令対面、酒在之、其立様ニ折紙則渡之、祝着之由申、

一、廿二日、法花堂衆有雅法師(禪見闕)夏供補任出之、持宝院弟子云々、

(36才)

一、廿四日、湯在之、解除会請定出之、則小綱ニ渡了、大湯屋ニ置之、硯・墨・

筆等ハ小綱自此方調置候由申、小綱賢榮也、於年預者不知也、為覺悟注之、

一、法花堂衆良学房、坊舎新造而学党へ寄進、不混于余粉骨之間、自寺門被任權

律師訖、口宣事、此方より取沙汰、西室院へ申入御調也、御礼之儀者、不可入之旨被仰下、則予隨身而渡之、依座配事、所為如何之由評定之間、大双紙披見之処、文安三田堂衆田良大、四堂和上故、律師 口宣頂戴、既為僧綱之上者、寺之

(37才)

律師之末、擬講之上へ可着之由評定之旨被記之、依任其旧記、解除会請定ニ其通認置之訖、但依他行、不及着座、敷役之事、六堂代而請正出敷之畢、会式無別紙、

一、晦日(廿九日)、仏餉事申間、先三名并年預引替而五斗、并五名五斗申合下行也、残分又可配当之、

一、解除会仏供料五百文、於料絹納所請之由、小綱申間、切符遣之訖、寺升一斗五升、公人請之、是又自三名下行之、可為引遣也、一斗ハ敷役代、五升輪代云々、

(37ウ)

一、七月三日、燈油結解衆交名請定事、自納所被申間、上ヨリ十人分認遣之、小綱來間渡之、了觀五師ハ本式ハ請定ニ雖可書載、令免、在国間、五師職モ差除間、以愚意、此仁ヲハ除之、十人納所ヲ加テ十一人也、

一、寺務所出仏餉七月分之内五斗、於一名方成切符畢、日付ハ六月廿九日也、
一、同所出仏餉之内三斗八升五合、大進律師方へ成切符訖、七月十九日ニ雖渡之、日付ハ同上七月分給敷、

一、同廿五日、幸藝大般若經執行之、仏餉料(寺升)一斗渡之、

(38才)

札六十枚調之、少綱渡之、至当秋布施下行事可催促也、如意輪院并三論方所出在之、仏餉等下行、以之立用也、

一、八朔御供三斗三升(河上升定)事、大進律師方へ切符成了、料足ナレハ五百文ニテ下行也、

一、七月十六日、講問席ニテ披露云、(俱舎)卅講始行之事、雖有許可、失墜料物更不調之、於学侶方不及料簡間、惣寺トシテ可預許可之由、先途者競望之由披露訖、然者、以防州正税十貫文分、通(屈)窟之旨引遣方衆許可之通評定、依始行之儀調畢、依荒請定、七

(38ウ)

月廿三日、於湯屋置之、拙者湯納所間、廿四日之湯引上而、申付了、廿四日ハ悪日之由被申間、如此、

一、八月十六日、講問席ニテ披露云、当寺觀音院坊舎相統之儀、号(禮)壇那、大東

方兎角依有支子細、不調無興隆之由、自寺門書狀、可付遣之由競望之、可為如何哉之由相尋候処、任所望可付之由評定之間、以宰領遣了(清宗、及晚使帰、但返事無之、重而自是可申由有之、

一、同廿四日、於深井坊会合子細在之、題目者伊賀国黒田

(39才)

庄之年貢事、増年而減少之由承及候間、彼在所事、於被預下者、遂糺明、并筒井方申談可申付之、然者、自寺門下知之通ニテ可申合之由、上笠間上落而、此儀競望也、於御許可者、彼在所雖不落着、当年ヨリ廿石分可致運上之由、重々申事在之、評定云、先以興隆之儀也、雖然、始末大事之題目也、可為如何哉之由内儀也、何茂頭識此分ニテ領狀之儀ハ不可然、唱衆儀、被申如何(可為其上之儀)之由申延訖、然者、其晚ニ應而可調衆議之由雖被申、如何之由申、翌日廿五日廻章、廿六日辰鐘定ニ唱集云、

(39ウ)

此儀披露、各評定云、当座申事者、雖嚴密也、始終其筈可合事旁如何、乍去、先以自寺門在所へ一旦申届、以其上、重可被申談、何モ被存寄之段者、神妙之儀也、可申延之由評定之間、深井坊へ罷向、頭識房并濱田へ申渡畢、
一、同日衆会二九月夜宮并二日御供事披露、何モ年預可為調法之由評定、無別了

簡之旨、先以名引遣三斗三升分渡之、

一、同廿八日、觀音院相統弟子駒一松軒子入室、礼儀而会在之、仮名長乗房訓盛云々、及晚礼ニ被出了、一返献酒、

(40才)

一、九月四日、丹後後川庄アリ、使僧上ル、觀音院取次、近年波多野緒四郎内者仁宛行、雖然、自庄家寺門領之由依申噉、然者、可指返之由領狀之間、早々以使者卷数・牛玉等遣之、可然旨申事也、依年預書狀等、可調遣之由被申間、波多野并名主中へ書狀二通・牛玉・卷数等認渡之訖、同五日仁使僧并觀音院ヨリ喜三郎ヲ被差下、惣而自知事代之捌云々、所納之時配分之趣モ知事代之箱ニ有之云々、卷数代十二文、自此方遣之、下路錢近年ハ卅疋之由申、
百年来五貫文ニ請取之由申、念仏堂一臈申分也、不可

(40ウ)

有定量也、書狀案文等別紙在之、
一、同五日、自伊賀黒田庄返事到来、近年無正躰之由、不及是非、依当年之事者、涯分老年預衆可申驚由、無別儀申間返事、
一、九日節供御供切符、兵部卿律師方へ成之訖、
一、同日、於深井坊上笠間得度、仮名伊与君、実名定俊云々、

一、同十九日、櫛本并天上五師田毛見遣之、小綱并新九郎下之、毛見注文別紙在之、

一、自後川庄使者上、貳貫五百文運上之内、二百文ハ在

(五才)

庄、三百文ハ上路錢引之、殘貳貫文在之由、於觀音院会在之、惣別ハ自知事

代取沙汰也、在庄等事、重而不謂之由可有下知歟、波多野緒四郎并同名主之

返状在之、波多野遠江守悉皆本行之由也、今度儀、本無案内書状被遣之、今

度下向之時ハ必此人方へ書状可有之、自此方ミヤケナントハ無之由、念仏堂

一臈申、

一、同庄料足内三百文、年預得分而、自知事代来、

一、十月八日集会在之、金珠院遺弟嘉幡对馬養子之趣、意見之由、先月晦日、自

順眼房拙者書状在之、

(五ウ)

其一通并講衆ヨリ了禪房并金珠院弟子、何モ学党競望不可然之由、条状在之、

為同日之間、於集会披露、依兩所へ先可申届之旨評定之間、翌日九日書状書

写、以別紙申遣訖、

一、当秋和市一斗五升之由申、三合加之、一斗五升三合也、

一、濃州定使可差下之由評定、定使二相尋、可成其心得之由、領掌了、同十二日
二書状等認渡之訖、

一、同九日、春日神供方へ貳貫文、就学頭年預得分貳貫文、油倉大般若方壹貫文、

社頭法樂時拝殿へ壹貫文下行、

(五才)

其外本利一貫二百文、何も自知事代英嚴法印方請取之、

一、衣用途切符事、弁講方ト依有申事延引、雖然、成福院借書之面、衣用途ヲ入

置之段分明也、年季又前之依切令申間、三度分一紙切符ニ認遣之、自成福院

於料絹、納所被請取之、

一、油倉大般若料、如旧記五百文ハ年預得分、殘五百文ヲ四人二分、二百文ハ当

年預、三百文三人五師ニ支配之、不足五人故也、先規之趣ハ、八十一文ツ、

四人五師へ支配云々、

一、十五日、春日神供奉加貳貫文持遣、承仕淨田書状

(五ウ)

在之、

一、同朋供差帳認催之、小綱ハ不触大炊役也云々、依公人一臈所へ申遣、則大炊

代罷出催之、

一、淨識得業取立而、長谷ノ子息於禪花坊得度在之、名乘等奥二書載之、

一、了觀房并金珠院弟子族(マコ)性付、講衆申事共在之、依之、度々唱衆会、自筒井

も書状在之、子細略之、

一、針田年預得分五斗并二斗歳末云々(何モ川上升定)、合七斗分、自百日講納

所觀音院法印方請取之、十月廿一日、

(43才)

一、伊賀国名張郡老年預衆方ヨリ、以丹波注進書状在之、先不及披露、存分一往

返事遣之、就古大野庄、与吐山申事在之、此題目筒井へも申遣、可預馳走、

若不爾、名張郡所ノ年貢等可押領之由也、以外自由之申状曲事由返事、重而

衆儀之砌披露、返事之趣、先以可然之由評定也、

一、興福寺講衆方ヨリ書状来、子細者講堂之ニ死鹿有之由申間、任毎々掟、公人

一臆所へ申付取捨了、如此私沙汰不可然之由申、雖然、更至彼寺無申届此分

之由

(43ウ)

返事、大仏堂童子忠清告来了、依彼者ヲ堅糺明之由申、一向無其謂事、不及

是非、依廿五日返状認遣了、

一、同朋供頭人三人在之、如例執行之、於仏供燈明料者五十文、於料絹納所方切

符之、敷役者大炊代所ニ来、小綱床板等自此方遣之、

一、就倒鹿之儀、筒井へ申届返状等在之、

一、福田庄年貢一石三斗、持上申分ハ六斗四升八年預得分、半分ハ小綱中へ取之、

兩方アリ、二升引物出之、百姓ハヲキトミノ左近請取出之、

(44才)

十一月五日

一、櫛本五師田收納之、三石五斗三升(一丁一反分升持上ル)田別三斗四升ツ、

毛見七反切分ハ申事有之間不計之、反別一升ツ、引物在之、

一、十二月十日、於社頭今春太夫法樂競望、折紙錢五貫文名々へ可支配之由、為

評定被申送之間、切符認遣之、

一、同時御殿酒肴料壹貫五百文、於料絹納所方切符遣之、

一、自十六日維摩会執行、拙者堅義廿日夜也、多事依之帳不及注置、

(44ウ)

一、廿七日、擬講長者宣等披露、并修正導師和市定(十合)一斗七升八合、

一、大晦日四ヶ頭所出、自両堂請之、三名而引遣之、切符認置訖、

一、戒壇童子ツ、ヤ逐陰、円禅坊被申子細在之故、如此、

一、正月朔日夜、庄役火頭事、用意別二記之、切符是又三名引遣之、

一、於初後夜導師布施者、共一名納所へ成之了、

一、初日良学律師出仕、擬講上ニ着座如先規、

(45才)

一、大豆仏供和市、以兩和市定之、旧冬一斗七升スル由申之、依寺升三斗六升也、

市十合二八二斗一升ニアタルト云々、其分結解百廿三文ツ、下行之、

一、於擬講長者宣者、年内披露之、

一、於律師口宣案者、天文十八年三月廿四日披露、

(三行分余白)

(45ウ)

現住僧名帳

帥法印英訓式部卿法印頼賢

少納言法印英敵 禅教房法印宗助

大進律師秀覚 兵部卿律師英運

卿五師宗藝 学順房得業実胤

大夫得業興定 了觀五師浄藝

禅識房得業栄賀 少将得業英澄

治部卿得業秀範 貞忍房得業公海

大蔵卿阿闍梨隆賢 学禅房得業延秀

(45才)

明舜房阿闍梨順定 浄識房阿闍梨重祐 密

浄識房得業英実 浄仙房阿闍梨宗快

浄円房英乘 因幡君光春

良順房実雅 春学房英海

禅照房融秀 順学房快乘

教禅房珍賢 学乘房訓藝

香觀房公胤 栄舜房憲祐

願教房興運 禅堯房弘助

密 春勝房昌訓 了識房浄実

(45ウ)

春識房訓永 乗觀房宗弘

長乗房訓盛 (天文十七八月) 禅宗房憲藝

觀乘房光憲 三川公尚藝

少輔公経宗 深長房快円

覚順房公雅 西村 丹後公英俊

3 出世後見記并五師旧記 (142-75号)

下笠間
越中君定雅
中村
筑前君英珍

大夫公真海
学勝房宗憲

長学房興尊
宮内卿公英定

長勝房興訓
式部卿公英快

(47才)

教音房重賢
覚禪房英乘

禪榮房英賢
兵部卿公英藝

明覚房定盛
少納言公順藝

四^レ了禪房順專
天文十七年九月十日 上笠間
伊予君定俊

一^レ同十七年十月五日得度 二^レ天文十七年十月十五日得度
一^レ香勝房了藝 三^レ浄教房英範

天文十七年十一月十九日得度
二^レ中将公宗海 天文十八年正月五日四人分取鬮了、

香勝房了藝
興学房訓海 (天文十八年正月廿日入之)

中将公宗海
浄教房英範

了禪房順專
依鬮、次第書改之了、

(47ウ)

明和八年卯月七日写之了、

○裏表紙見返し・裏表紙は白紙

少将得業栄憲 (戒十二、臈廿二)

四 出世後見之日記 (一四二一七四号)

(表紙ウワ書)

(異筆)
「文明」

出世御後見之日記

順助

(表紙見返し) (白紙)

(1才)

出世御後見事

- 一、西室(公頭) 御寺務之時ハ、憲延大進得業出世御後見也、永享十一年(己未) 四月廿九日他界、仍六月廿六日、彼出世御後見盛賢承畢、同日維摩会 豎者経宗卿得業(四聖坊) 差之畢、精義役者清薫伯耆擬講・重円

(1ウ)

相模擬講方申付畢、何モ領状、会式有無ニハ不依、可治定事也、

- 一、尊勝院(経弁僧正) 御寺務時、自兼出世御後見賢春三川法印被定、寺務宣下 候テハ、出世御後見寺門ニ披露アルト、彼日記ニ見タリ、彼職ヲ承ル時、別 而使ニ引物等ト無ト見タリ、

(2才)

- 一、大仏殿・八幡宮等諸懃行無沙汰等事アラハ、出世御後見方エ申テ、堅過ニ落

シ、稠ク可有沙汰旨、寺門記録在之、二月堂ニ納之、

- 一、(法華会) 会 料等無沙汰時、出世後見取分・公田等政所力取沙汰スル間、彼方ヲ御 寺務へ申テ、堅沙汰シテ必寺門所存致了簡畢、

(2ウ)

- 一、十二月大晦日、大仏殿最勝講着到ノ往来(三通)、古着到ノ紙ヲハ副テ取テ、 可置一年中ノ分ノ紙ヲ、結解ヲ続テ置ク也、但巳鐘已後ニ続ヘシ、本着到ヲ ハ為供料下行能置ヘシ、

- 一、正月一日、大井庄両預所エ公人節ニ来ル時、出世後見分美濃中紙二帖、料足 百文ト

(3才)

公人内ニ可遣、人ニ申付テ、惣ノ中へ出サス由也、是ハ此方へ来ヲハ酒可飲 故、彼次ニ遣也、

- 一、大仏殿修正牛玉一本持テ来時、五十文節ニ出也、大講堂牛玉持テ来ル時、 五十文節ハ出也、何モ公人ナリ、是ハ始ハ不持参也、嘉吉二年(戊) 如此 申テ、本ヨリ有由申間、節ヲシ畢、

- 一、五月四日、菖蒲ヲ公人葺ニ来ル間、百文出畢、

(3ウ)

先規也、

一、成業ニハ寺臆次ニ可成云々、其故成業ハ得次第、擬講ニモ成ルヘシ、不可有超越義故也、但五師等器用モ無時、可依時云々、其モ又得請ノ義アルヘシ、

一、法華会有テ後、放請ヲ可為明年堅者方ヘ、四人ノ方エ可送ル、若良家所望在之、加

(4才)

良家可四人、補任料二百卅文、此外中臆任料同、若前放請ヲ不取人カ加任ヲ所望セハ、寺務許可アラハ放請ヲ可送、

一、法花会已後、堅者方ヘ御八講之補任状可送、任料二百廿文、人数多少所依時也、

一、賢海(帥律師) 出世後見ノ時ハ、実名ヲ不被書也、秀海・俊英・弁玄・賢俊・兼俊初時被書

(4ウ)

実名ヲ也、是ハ諸ノ補任状奥書シ時ノ事也、

一、学生供・最勝講補任料、維摩会堅者放請、有職阿闍梨・五師、此等之補任料ハ、皆參百五十文出之畢、此内五十文ハ使酒ノ代也、仍使ニ給也、

一、有職・阿闍梨於大仏殿五口アル間、三口末寺在之、当寺ニ二口云々、又賢春

日記ニ惣六口云々、

(5才)

此義、旧記可尋也、

一、維摩会・法花会ノ放請ノ文言モ当年会式有ル時ハ、当年堅義者ト書ヘシ、明年ノ堅者ナラハ、又明年ト可書也、

一、維摩会有ル時ハ成業分ヲ書テ、御寺務人持參シテ、六人ノ内返聴衆一人ハ治定、其余ハ五人申定ル也、日余ノ供料所望時、如此折紙ヲ書テ、御寺務

(5ウ)

申也、

一、兼日ニ茜部庄引手ニ申テ、代管エ堅者・丁衆ノ人数ニ依テ壹貫五百文宛、都合シテ、此分急キ可上旨ヲ地下ノ代官方ヘ申下也、假令学生供ニ不入良家分堅者歟聴衆歟ナレハ、学生供ノ皆下ヲハ不取也、又学生供ニ過ナント有トモ、此皆下ノ時ハ不引事云々、

(6才)

壹貫五百文ニハ不可付疵事云々、

一、三方院家堅者・聴衆ノ時ハ、自元不被召物共多、此外新袈裟方ヲモ不取召也、

- 一、法花会料毎年百卅五貫文（四十五貫文宛、自三ヶ所徴文在之）、
- 一、先用之時、出世御後見折紙ヲ出、任其旨可下行也、
- 一、講師ノ次第ト次第散花ト次第聴衆ト次第ト能

(6ウ)

可勘也、次第散花ハ花嚴宗学問者外也、

次第丁衆ハ兩宗学問者ノ外也、

- 一、寺ノ一臈ハ会参セサレトモ、依寺門評定、人数ニ必被加畢、
- 一、三綱所一口宛、人数ニ出ル也、是ハ三人マテ取ヘシ、
- 一、非学道分五師ナラハ、法花会ノ有ル時、東ノ床ニ出仕シテ有レハ、此先用ノ人数ニ入テ取ル也、

(7オ)

- 一、法花会有次年先用之(衍カ)有ル時、已前堅者帰丁衆分トテ、人躰半口ツ、取ル

也、仮令論匠衆ノ人数ニ入リタラハ、一口半可取、若論匠衆ニ不入者、半口計取ル也、

- 一、法花会ノ有ル時、成業分ノ内、若服者ナントニテ不会参者、先用ヲ不《取》

用也、今度法花会有ンマテハ不可取事、

(7ウ)

- 一、会式ノ有ル時ハ、惣寺ノ年預ハ骨ヲ折テ、惣無得分間、依寺門評定、一口分ヲ年預得分ト定畢（応永卅四年始ル、納所寛英、其一口ト云ハ、新論匠次第丁衆ト同也、新論匠ト云者、会料ノ先用ヲ全ニ不取物ハ、論匠ノ人数ニ入ル時ハ、一口始テ取ル也、三綱モ如此先用ヲ不取人、法花会ノ時ニ始テ出仕アレハ、一口取ル也、中臈ヲ論匠衆請シテ不足(テ)□ル

(8オ)

処ヲハ、非中臈ニ下スト、成業ノ末ヲ請スルト、先規兩篇見タリ、成業ノ末カ勤仕スルモ、一口ノ分ノ会料ヲ取ル、是ハ丁衆ト論匠トニ役ヲスル故也、非中臈モ先用ヲ不取者、一口宛取也、

- 一、会式時、会料一口ト云ハ、会料カ上テアル、是カ百貫文モアレ、百廿貫文モアレ、先用ノ時ノ様ニ人数ニ分配シテ、其ノ一口ノ分ヲ取ト云々、

(8ウ)

一、季御読経ハ、同時ニ学侶ニ入タル内ニテ、三季講并眉間寺十講等へ多ク出タル人カ取ルト云々、因明講ハ三度ニ立ト云々、但二月堂五卷夜問者并龍池一座三問ノ勤仕人数ニ加テ有モ、元者此先途競ニ入ル、近年ハ不然由、寛英（伊与法印）・重弁（播磨得業 被申畢、但此事ハ旧記分明ナラハ、可入事歟、能々可明也、

(9才)

一、会料到来時、執行式貫八百文得分ニ被取也、

一、会料上ル時、老貫文ニ五文宛、別口ノ残トテ、自地下沙汰スル也、納所得分也、

一、探題得分ハ四口也、一人探題ノ時ハ、自分一口ニ加分四口ヲ加ル間、五口カ

得分也、二人探題ノ時ハ、自分カ二口入ル間、六ヲ一人別三口宛取ル也、

(9ウ)

一、講師ハ遠次第一口、自分二口カ加分也、仍三口取、

一、読師ハ堂方半口カ加分、一口ハ自分、仍一口半也、

一、楽所ハ九口取、

一、正権勾当ハ一口宛、二口也、

一、納所ハ一口也、

一、先用ノ時ハ、出世御後見折紙ヲ、用意ノ納所ノ処へ

(10才)

送ル、自其後ハ、身カ入ト云々、仮令其後他界ナントシテアリ共、其年ハ取

ルト云々、

一、先用ノ時、良家ハ講師ノ先用御取ナシ、

一、新袈裟大井庄下司方沙汰、石包名内所出、毎年卅四貫文、根本法花会是云々、

維摩会以前可到来、両会ノ足也、

支配

(10ウ)

一、僧綱精義之時 七貫文被取也、

一、新已講之時 六貫六百六十四文也(長者宣ヲ取ニ物入故)、

一、古精義之時 三貫三百卅式文被取、

一、堅者一人別 八貫文(三方院家ノ時ハ不被召)、

一、聴衆六人式貫文宛取之(三方院家ハ不被召)、

(11才)

一、僧綱精義之時ハ、已講モ一人丁衆マテ被渡タル例在之、隆盛弁已講ハ新已講

之時、丁衆ニテ被渡例也、此年惣ニ九人渡ト云々、

一、新袈裟ノ用途、若不足事有ラハ、出世御後見誘借書、加利平、助成方ニテ借

用スル也、彼下行ノ注文ヲ新袈裟ノ沙汰人方へ送之也、維摩会久無テ、新袈

裟相積ル

(11ウ)

時ハ、法花会有レハ法花会料ニ打入テ諸下行ニスル也、

一、維摩会ノアル時、聴衆ノ人数ヲ定、注記迄へハ出事、

一、年戒等書ヲ可遣事、法隆寺・薬師寺丁衆治定シテ、当寺丁衆年戒次第、二問
已下治定スルナリ、

(12才)

一、法花会有ル時ハ大事也、口伝ヲ不稟者、伺旧記、沙汰アルヘシ、

以曉内之日記写之、十一月十一日

一、法花会被行之時、薬師寺・法隆寺会参ノ事、以出納可相触折紙文章、

明年正月中旬之比、法花会可有始行候、聴衆交名并年戒可注給候、恐々謹
言、

十二月十一日

(12ウ)

薬師寺 法隆寺

沙汰所 年会所 文章者両寺同之、

一、以出納用意廻請遣之、取奉也、

〔薬師寺年戒十三日《到来》、法隆寺十四日取遣之、十七日、

所作宛他寺・当寺、以出納遣之畢、〕

応永十年

一、明年法花会得請人交名書如此、光覚法師、憲祐法師、経頭法師、賢重法

師、此面々未講衆而、学非学未定之間、不遣補任、於亭

(13才)

読上ル計也、

延管〔蔵照五師〕 以日記書之、

一、先用ノ様ハ、每年出世御後見可有先用人数ヲ定メテ、納所方へ送ル、自其実
カ入ル也、其人数之内、設雖令死去、其ノ年ハ取ルト云々、

一、已講已上法花会ニ会参セサル人アル時ハ、講師分ニ

(13ウ)

当ル事有ルヘシ、其自分ノ一口ヲハ不得取也、加分ノ二口計ヲ取也、其證拠
ハ納所伊与法印〔寛英〕時、大式法印〔弘豪〕講師ニ当ル時ハ、二口計被取
也、

永享八年〔丙辰〕、

一、西室僧正〔房俊〕探題ニテ他界ノ時、会料ノ先用下行ノ時ハ、探題分ヲハ取
テ無之、仍東室僧正〔康海〕先年探題ニテ御渡アル間、探題分ニ被成申、先

用ヲ被召畢、

(14才)

一、永享十一年法花会ノ時、探題ハ実相坊弁法印〔隆盛〕・花蔵坊伊与法印〔寛

英〕兩人也、密乗坊卿僧都〔良祐〕会始也、爰花蔵坊永享十一年ニ被他界、

兩探題花蔵坊ノ処ヲ、密乗坊卿僧都ヲ探題分ニ被成畢、是モ勘先規ヲ見ル時、

北室法印日記、東室ニ在之、彼レニさ様ノ起(趣書カ)色 有トテ、御寺務ヨリ如此、

(表紙ウワ書)

(14ウ)

出世御後之見記

被沙汰畢、

英性

一、良家ノ放請ニハ、奉放請書之一説アリ、仍文明九年会ニ尊勝院へ如此書之、

(奥書)

(15オ)

文明十一年〔己亥〕十一月廿八日書之、

宛行 大和国薬園庄給主職事

〓右筆順円法師

実名

〓普門院殿御本ヲ申出写之畢、

右依別当仰、所補任状如件、

永正十八年七月七日書之畢、信祐大法師如意輪院中将五師之本ヲ借

文明八年三月日

写之畢、

出世御後見

〇15ウ・裏表紙見返し・裏表紙は白紙。

〇表紙と15丁は刀の茎(なかご)の拓本を再利用する。「ハ、キノ下

マテ、ネリヌキノハタヤキハ一寸アリニミエタリ、ノ中子ノ井ロアタ

ラシク、チトモサヒス、ノ無銘ノ本ノ目貫穴ノ外ニ、目ヌキアナウ

メ、カネノアトアリ、と見える。

〔参考〕一四二―一五四号

五 俱舍三十講日記 (一四二一五二〇号)

(表紙ウツ書)

康正二年 (丙子) 二月日 出世御後見五師延宮

俱舍三十講日記



(西室公惠?)
(花押)

(表紙見返し) 白紙)

(1才)

①嘉曆三年俱舍・世親両講米支配・応永三年俱舍三十講饗膳支配)

俱舍三十講米支配事 嘉曆三年十二月

合

一石八斗 (寺升定) 上等間荘 一貫六十六文出

十分之六分

六石内 一石八斗 下等間荘 一貫六十六文出

十分之四分

二石四斗 薦生荘 此内一石六斗九升代一貫文出、未進七斗一升

三分之内一之定

二石 (同升) 清澄荘 此内一石七斗七升五合代一貫五百在京之時、粮六石内物 (惣)

二立用二斗二升五合、百三十三文、法花会料押取畢

六石内

三分内一定

四石 (同) 薬菌荘

惣六分五

五石 (同) 櫟荘 二貫九百六十文出了、

六石内 一石 惣六分一

賀茂荘内 六斗官省符、四斗別符

(1ウ)

三分二定

四石五升 (同) 雑役荘 此内二石二升八合代一貫二百文出了、

一石二升四合代六百文、会料出、未進、

残三分一之内三分一

六石内 一石 長屋荘 五百九十三文出、

三分一之内三分一

五斗 飛驒荘 二百九十五文出、

一石七斗 玉瀧荘 一貫六文出、

六石内 一石二斗 湯船荘 六百七文出、

五斗 内保荘

二石四斗 鞆田荘 一貫四百廿文

二斗 玉瀧荘 百十八文

七石 黒田荘 四貫文 百三十二文 (納升定)

合拾玖貫柒百三十一文

(2才)

世親講

一石七斗 黒田荘

八斗 上等間二斗五升五合 此内二斗二升一合、

百廿、未進三升四合

等間荘

八斗

惣間荘

八斗

惣間荘

八斗

惣間荘

八斗

惣間荘

八斗

惣間荘

八斗

惣間荘

下笠間二斗五升五合此内五升二合、代卅、未進二斗三合

薦生莊 三斗四升 全未進、助公

一石一斗 北伊賀莊 四升四合 玉瀧寺分、廿七文、備中君、

二斗三升 湯船莊分、百卅二文、

八斗八合 内保莊分

四斗四升 鞆田莊 二百六十文 大進公、

三升八合 玉瀧莊 二斗八升一合代百六十七文、未進二升七合、帥公、

(2ウ)

四斗 櫟莊 二百五十二文出了、

三斗 清澄莊 此内二斗七升七合代、百六十四文出了、未進二升三合、藏

人上座

七斗 薬園莊 執行得分立用、

二斗 長屋莊 百八文出了、帥寺主、

二斗 賀茂莊 全未進、

四斗 雑役莊 全未進、

一斗 飛驒莊 全未進、

合二貫三百卅二文

(3才)

捧物

二百束 大井莊五貫文 六十束 豊田莊一貫五百文

四十束 猪名莊一貫文 四十束 長洲莊一貫文

四十束 玉井莊一貫文 二十束 後川莊、五百文

百束 大井莊二貫五百文、世親講分 一疋 大井莊、一貫五百文

色革十五枚 水無瀬莊一貫五百文

合拾五貫五百文

都合參拾七貫四百六十三文

(3ウ)

此内

參拾貳貫二百六十二文 嘉曆四年分

四貫七百廿六文 同年惣寺結解之時、八月已前結解入畢、

六百文 元徳二年二月廿五日已前結解入畢、

八十五文 尾帳(張) 五師許達之、

貞治五年十二月廿二日書写之、執行法橋実舜

(4才)

俱舍三十講饗膳支配事

初日 洗米二升、土器一、塩、炭四コ、谷尾コ、ヲシキ米

笠間莊(上廿二・下廿二) 薦生莊 三十

第二日

清澄荘〈廿六、米八合、油、炭コ、世親講マテ〉

薬菌荘〈五十、塩、米一升二合、世親講マテ、炭二コ、油〉

第三日

櫛荘〈六十四膳、洗一升五合、世親講マテ、炭二コ、油〉

賀茂荘〈九膳、洗米九合、院家方四、スミ一コ、油、賀茂荘〉

(4ウ)

第四日

雑役荘〈六、^(膳脱カ)十、米一升五合、世親講マテ、炭二籠、油〉

長尾荘〈十一膳、洗米五合、炭一コ、油〉 飛驒荘〈五膳〉

第五日

北伊賀荘〈七十七膳、洗米二升、紙立土器二、塩、炭四籠、谷尾コ、油、世親講マテ、ヲシキ一束〉

第六日

黒田荘〈七十七前、洗米二升、炭四籠、油、カハノ壺、火鉢一尺五寸ノ五、世親講マテ〉

右、一、

応永三年十二月 日

(5才)

② 応永二年三河法印賢春日記

三川法印賢春日記

俱舍三十講(応永二年乙亥) 自正月十九日、於八幡宮始行、当処俱舍論第四五兩卷、寺務東南院、出世御後見快尋法印、

一、道場南北御廊ヲ取払テ、中ノ切石ニハ床ヲ敷テ、南北廊一ツニヤリツ、ケテ、

楼門ノ下ニ高座ヲ立、南ハ講師、北ハ講師、本尊ヲハ高ノ西ノツラニハ幡ニ

向テカク、本尊ニソエテ横ニ机ヲ立テ、花香ヲソナ^ウキ、両ニ燈台アリ、大菩

薩ヲ本せハ、

(5ウ)

北講師、南講師ナルヘシ、然ニ今ハ本尊ヲ西ノツラニ東向ニカクル故ニ、本

尊ヲ本スル故ニカ、本尊ノ右ヲ本ニシテ、南講師ナルカ、

一、非学僧綱ハ、南廊ノ中座ニ着ス、円座ヲ畳ノ上敷也(北上南末)、

一、非学ノ成業ハ、南ノ廊ノ後座ニ、北上南末着スルナリ、

一、北廊ハ一円ニ学侶中、座ハ僧綱已講畳ノ上ニ各円座敷ク、南上北末、成業ハ

後座、南上北末、講衆ハヒサシ座、南上北末、

(6才)

一、北廊ノ後座ノ末、西向ノ妻戸ノソエニ、タ、ミ一帖ホトシキ切テ、新講師ノ

座トス、北向妻戸ノソエニ、横サマニタ、ミ一帖シキテ、副問者ノ座トス、

一、副問者ト新講師ノ互為ノ時、問者トハ本尊ノ後ノ疊一帖シク、ソレニツキテスル也、散花ノ時、末ニツキテマワリテ、本尊ノ後ノタ、ミニトマリテ着スル也、新講師ノ問者ト副問者並テ、一帖ニ着スル時、南新講師、北ハ副問者居スルナリ、

一、講衆ノ互為ノ問者、末ハ高遠キ間、散花ニ立ツ時、論儀書ノ次間ニ居シテスル也、上本座也、

(6ウ)

一、開結ノ散花ハ、南北ノ中座ヲ遠クマワル、学非学臆次ニイレマセテメクル也、中間ノ座ニハ学侶分ハカリ三切ハカリニ座ヲワケテ南ノ廊ノ北ノ中柱ヲワリ返テマワル也、非学ハ立計テ廻ラル也、

一、道場ニテ物披露スル事、論議書或ハ出世後見スル也、

一、論儀ノ料紙・硯者、光燈台、出世後見ノ用意也、

一、北廊ノエンノ北ノワキ戸ノソエニタ、^(疊)ミニ一帖シクヘシ、シタウツ^(履)ハク所、其ヨリ東ニ中ヲ道ホトアケテ、半テウ北ニシク、承仕ノ座ノ料、

(7オ)

一、南廊ノエンノ南ノワキ戸ノソエニタ、^(疊)ミニ一帖シクヘシ、非学ノシタウツハク所ナリ、

一、大鉢ヲハ、僧綱・已講・論儀書ノ前ヲク、黒田莊役、炭諸莊役也、

一、前日、道場ヲ料理スル事ハ、出世後見ノ奉行学侶、承仕召シ仕ウナリ、

一、世俗方ハ執行奉行、毎日談儀坊辺執行出仕シテ、諸莊ノ^(机)机アツメテ、論儀所ノ所へ渡ス、無沙汰時、論儀書執行ヲ催促ス、^(机)机ヲ請取テ後者承仕ニテ引ナリ、

一、黒田莊饗料、寺務ヨリ堅ク仰セラレル子細アツテ、無為下行、

(7ウ)

一、内保莊・長屋莊ハ、先立ヨリ寺へ出ノ給主ナキ間、下行ナシ、内保莊ノ事、地下エ尋ル処、結解ヲトケテ運上ノ由申ス間、其分寺務エ申入ル処、給主サマノニチンハウス、不審ハアレトモ、少事ナル故、先閑テ其沙汰ナシ、

一、櫛莊給主三位五師、莊ヲ出サレ畢、浄兼越前君今度ノ講行饗料櫛莊半分分ヲ引テ、給主ニナルヘキ由所望、

(8オ)

一、世親講ハ三十講饗料出ス諸莊会合シテ、大莊・小莊応ニ随テ出ス、

一、世親講捧物ハ百束大井莊ヨリ出ス、先年寅年東南院ニテ始行之時、執行寛専申ス様ハ、先達講衆ニ各二束ツ、引申テ、残ハ何程アレ、御寺務エ進シ、執行モ取ト申ス、衆中ノ評定ハ人数ノ多少ニ依テ、捧物ノ増減ハアルヘキ、イ

ツモ二束ツ、ト申ス事然ルヘカラサル由問答、執行奉行之事、難義ノ由申ス間、学侶ト饗料ヲモ算合シ、捧物ヲモ分配シテ、執行ハ世親講ニイロハサル也、今度又申ス様ハ、人数ノ多少ニ

(8ウ)

ヨラス二束ツ、引ト云事、旧記分明ナリ、今時之学侶ハ物モ知スシテ、今一束モ捧物ノホシサニ新儀申サル、内々ハ申テ、衆中人者、旧記ノ如ク二束ツ、引セラレハ奉行スヘシ、サヤウナクハ、奉行難儀ト申ス、惣寺之評定ニハ、昔ハ人多間、二束ツ、コソ配分アリツラメ、今ハ人数纔ニ廿七人也、三束ツ、テモ残十余束アリ、今ノヤウ人数減少時モ二束ツ、引タル跡申、又人数多少ニハヨラス、各二束ツ、引ヘシト云旧記アラハ、執行ノ申様アルヘシト云々、執行サヤウノ旧記ヲハエ出サス、夕、奉行難義ト申ス間、無理ノコトヲ申テ、時分ヲ移事然ヘカラス、此上奉行セスハ、

(9オ)

執行ヲ罷過スヘキ由、政所エ申ス、寺務ヨリ執行ヲ召テ、此由御問答、執行ヤカテ入合打ホトニ、八幡宮ニ出仕シテ、今日ニ夜ニ入候ヘハ、明荒室辺エ学侶年預モ御出候ヘ、執行罷出テ、諸莊ノ^(札)机ヲ取聚メテ、奉行シテ引申ヘシ、先今日講経ヲ御始候ヘキ由歎申ス間、夜ニ入テ入不畢、サタメテ講経先

ヲコナハレ畢、四丁ホトニ退散、

一、机^(札)算合執行奉行ノ上ハ、年預出仕心得難ケレ共、昨日執行申事ナレハトテ、

廿六日、年預荒室エ出仕処、執行出仕ナシ、勾当以テ年預ト会合ハ先規ナキ間、難義ト執行申ス、其上風^(氣)ケトテ出仕ナシ、此由ヲ出世後見代大進得業

二年預申サル、以外事ナリ、

(9ウ)

集会ナウテハト申サル、間、ヤカテ集会催テ、不可然由ヲ申ス、執行事ニハ、年預集合ス、申タル事ナク候、ソレハ使ノアヤマリニテ候、只風氣ノ由ヲ申ス、風氣ナラハ、早々朝ヨリ此由申セカシ、年預出仕後、加様ニ申ス事不可然、何カサマニモ執行罷過候^(札)ハントテ、此由ヲ政所エ申サントスル処、出世後見代ヲ集会召出セトモ、二月堂ニ檀供下行トテ、出仕ナシ、言語道断ノサタノ次第トテ、諸人腹立シテ退散、

一、於執行所、諸莊之^(札)机ヲ支配シテ、廿七日、執行所ヨリ方々送畢、

已上三川法印日記畢、

(10オ)

③応永十七年俱舎三十講日記

俱舎卅講日記 応永十七年 庚寅

一、十月二日、於荒室学侶集会云、近年久俱舍卅講不取行条、返々無勿躰、仍学侶分人数以外減少、所詮今年被始行於彼講經者、尤可目出由、御寺務可申入旨、評定事切畢、仍此分年預以経頭雖可申入、不案内間、某イソキ參申、此分可申入旨一同評定之間、無力御寺務東南院殿ニ參、委細申入間、則御返事云、誠近年彼講經不被始行之条無勿躰上、学侶人数減少、尤歎ヲホシメサル、処也、所詮、今年可被始行無子細、雖

(10ウ)

然、諸莊園給主近来触事違乱ヲ申、若及難儀者、学侶トシテ相共ニ力ヲハケマスヘシ、若無其条子細者、可被思召立旨、御返事在之、則馳返、彼ノ集会ノせ□□シテ、此旨披露ス、評定シテ云、可有御始行条目出令存処也、付其、諸給主若違乱ヲ申、及難儀者、学侶トシテ不可見放申、相共ニ可廻方便由、御請ヲ申サル、則此旨政所へ申入了、

一、公文所藏人法眼〈寛尊〉承仰、莊役支配ヲメクラス、悉領掌申畢、

(11オ)

一、論義書事、延海ニ蒙仰間、雖堅故障申、数ケ度蒙仰間、無力領掌申畢、
一、自御寺務辺出世後見大進律師〈兼俊〉、以テ三川法印〈賢春〉被仰云、新講師・新聞者等、初心者多之加扶持、并講行之時、評定ヲ可致旨被仰間、彼御返事

云、大方之自去比病氣仕、旁々難義立候トイヘトモ、カクモ可順仰旨、御請ヲ被申畢、

一、自十月十七日、於住心院、三川法印読師トシテ、当処本義抄談義在之、先十卷ノ本ヲ被談、丁《衆》数十人在之、

(11ウ)

一、廿一日、於尊勝院俱舍毎月講在之間、其日談義無之、自廿二日者、可有談義処、読師三川法印病氣以外重クナル間、先談義ヲ被略畢、已上十卷ノ本ハカリ談義アリ、十ノ末大卷ハ終ニ談義無之、

一、講衆并新講師・新聞等之案内之評定シテ云、如此読師無本腹ハ、争力講經始行之義アラン、尤以珍事也、爾者、祈祷ヲ可始旨評定在之、仍廿七日ヨリ三ケ日、於社頭講衆已下ノ若衆心落ニ參ス、心経百卷宛同音ニ誦之、於宿老分、被及聞ヤ、数輩出仕在之、誠無相作善也、神明争無納受哉、

(12オ)

一、読師違例自祈祷中、漸々本復ス、祈ノシルシカ、殊勝々々、仍初心者等ニ論義共支配、雖然、猶悉本腹之儀無之、爾者、一人トシテ初心者不可叶間、伯耆君〈清薫、今度新講師随一〉助脇、初心者大略被扶持云々、
一、読師違例、及講經之期者、悉本復、仍每日出仕每座評定在之、殊更殊勝、

一、賀加阿闍梨(行遍) 今度新講師所望隨一也、於《諸》 処内々沙汰アテ云、彼ハ已任有職阿闍梨、彼ノ卅講者、開白結願之講師中座勤仕ハ規模也、中間ノ座中座已上人勤仕ハ、先代末

(12ウ)

聞事也、不可然旨、御寺務ニ可申入由沙汰アリ、彼説ヲ被聞及哉、予誠以停止所望畢、為後代記之、

一、荒請定ハ十一月五日湯被置畢、

一、手番之請定ハ十二月十日被廻畢、

一、道場之事、門跡者御修理未事終之間、雖於社頭可被始行、触穢人此度之講經

御条不使由、御評定アテ、於荒室始行畢、

荒室道場

(13オ)

○指図は本号末尾に掲載する。

(13ウ)

一、新講師、新聞者ノ所作之時、論義ノ書ノウラニ著座ス、古講師ハイツモノ本

座ナリ、

一、今度ハ古問者之内定喜(良禪房) 下地遊僧ナル間、観音品問者之時タウヘン

アリ、其日雨降ケレハ、今日十八日テ候、又只今所講観音品ニテ候、又今日受甘露、法雨ニテ候ナント程々ノタウヘンアリ、一興く、

一、蓋・幡・花曼ハ経供養ノヲ借用ス、盗人有恐之間、納節、出世後見ノ所ニ被

置畢、

一、結願之問者、重難之有無事、能々先例ヲ可勘也、今度ハ

(14オ)

重弁(播磨君) 本脇両条共重難在之、

一、廿日世親講在之、本尊ハ三季講之本尊也、

一、講師順役トシテ、三川僧都勤仕アルヘキ処、其夜伯父他界之間、私ニ英玄(少

納言得業) アツラヘラル、英玄得業代官分トシテニワカニ勤仕セラレ畢、

一、講經已前ニ入不在之、

一番清薫、二番顕延、三番光俊、四番定懐、五番(顕賢・経意)、六番専春、

七番重融、八番弁範、九番定経、十番祐俊、十一番清遵、十二番盛賢、十三

番隆頭、

(14ウ)

一、顕賢・経意兩人、第五番同時入事、大新義也、

一、彼座席ニテ評定云、今度伯耆(清薫) 可然修学者タル間、彼講経席へ可有出

仕者也、是以規模トス、爾者、弥讚仰ヲハケマスタヨリタリ、方々出仕アル(便)

ヘキ旨評定畢、則年預使ヲ遣、則出仕在之、是定善之例也云々、則講經之時、

加一口評定ラレ畢、其例少、面目至、不及言語処也、

一、世親講々師装束事、鈍色二位袈裟也、問者鈍色ニ白五帖也、前袈裟不着用也、

(15才)

三十講(私)机クハル事

先達講衆各一枚宛、非学道ヘ出仕之日取之・出世御後見(一枚加分)、

論義書(一枚加分)・承仕六口・所作人(加分依日不定)・公文所・大行事・

勾当・年預小綱・七堂鐘ツキ・花摘・主典・寺木守・院家之木守奉、

俱舍卅講捧物雜紙荘之支配事

合

(15ウ)

一円

大井荘 二千帖(代四貫文半分) 豊田荘 六百帖(代六百文)

四分一

猪名荘 四百帖応永四年時ハ二百文、応永十二年時ハ二百文、応永十七年時ハ二百文 長洲荘(代五百卅五文四百帖)

一円

玉井荘 四百帖(代八百文) 後河荘 二百帖(代三百卅二文)

水無瀬荘結緒色革十五枚(代七百五十文)

合七貫三百十九文

已上延海之日記畢、

(15才)

④ 応永三十年俱舍・世親兩講所作人交名・人物支配、諸荘所出入物、応永十二・十七・三十年入物支配

応永卅年(是以下ヲリ紙二書テ、執行所送捧物下行用論義書沙汰也)

三十講所作人

定懷(講一問二)、賢海(講一問一)、淨兼(講一問一読三)

憲祐(講一問一読三)、弁範(講一問一読三)、祐俊(講一問一読三)

清遵(講一問一読三)、顯延(講一問一読三)、經意(講一問一読四)

重融(講二問二読四)、盛賢(講二問一読五)、光真(講二問二)、已上講衆

光隆(講一問二)、英真(講一問一)、光春(講一問二)、英寛(講一問一)

經乘(講一問二)、聡海(講一問一)、起海(講一問二)、澄春(講一問一)

(16ウ)

光祐(講一問一)、已上新講師、長弘(問一)、祐盛(問一)、経祐(問一)

貞秀(問一)、経俊(問一)、秀清(問一)、経重(問一)、経雅(問一)

経晏(問一)、澄意(問一)、清澄(問一)、澄憲(問一)、澄弘(問一)

承俊(問一)、実俊(問一)、重誉(問一)、(延宮)清惠(問一)

良重(問一)、経寛(問一)、暁惠(問一)、清海(問一)、祐誉(問一)

順海〈問一〉、順美〈問一〉、賢憲〈問一〉、英豪〈問一〉 春海〈問一〉

亮信〈問一〉、~~亮信~~〈問一〉

(17才)

懷惠〈問一〉、以上講師三十座、問者六十座、読師卅座、

此外

先達分十九人

、

、

已上二紙書テ、第五六日ワタリヤルヘシ、

應永卅五年候也、
(マコ)

俱舍卅講〈兼日ヲリ紙ニ書テ、執行所へ可送之〉

(17才)

初日〈先達十九人・講衆九人・藤一人・重役九人・問者三人・問者一藤一人・有

職一人・非学四人〉

合四十七人 又入物可在之、

第二日、

、

五十三人

第三日、

、

五十三人

第四日、

、

五十六人

(18才)

第五日、

、

五十三人

第六日、

、

四十七人

世親講

第七日〈先達十九人、講衆九人、講師・問者二人〉

合

已上紙書テヤル、應永卅年分也、

(18才)

入物事 應永卅年

仏餉(二口) 神供五前御分、出世後見、執行分、奉行分、

大行事、机預、主典、寺木守、院家木守、勾当、

鐘突、陰陽師、響師、花ツミ、年預小綱、七堂童子、

承仕六人 已上廿八口、但八幡宮ニテ無之時、社供五前ハ無之、

一、本世親講入物事

(19才)

仏餉、御後見、執行、奉行、承仕二口、勾当、机預、

七堂童子、主典、花摘、年預小綱、鐘推

已上十三口

出世後見、此等色々物ヲ請取テ沙汰アル事、

初日

カサマ 米二升、スミ四コ、コモウ、ヲシキ一束、

第二日

キヨスミ 米八合、アフラ、スミ一コ、セシンカウマテ、

ヤクラ 米一升一合、アフラ、スミ二コ、セシンカウマテ、

(19ウ)

第三日

中チキ 米一升五合、アフラ、スミ二コ、セシン講マテ、

カモ 米五合、アフラ、スミ一コ

第四日

サウヤク 米一升五合、アフラ、スミ二コ、セシンカウマテ、

ナカヤ 米五合、アフラ、スミ一コ

第五日

キタイカ 米二升、カミマテトキニ、アフラ、折敷一束、スミ四コ、セシン

カウマテ

(20才)

第六日

クロタ 米二升、アフラ、スミ四コ、ヲケカワ五、ヒハチ五、口一尺五寸、

セシンカウマテ

俱舍卅講入物分事、大夫上座慶実注進、

応永十二年〔乙丙〕於寺務坊破行之時、

御分 執行、出世後見、奉行、論義、大行事、勾当一人、承仕六人、

小綱一人、主典一人、花摘一人、鐘ツキ一人、七堂一人、木守二人〔院家方〕

寺方

(20ウ)

已上

応永十七年〔庚寅〕於荒室被行之例、

十九日

執行、出世後見、奉行、論義書、大行事、勾当一人、小綱一人、

承仕六人、花ツミ一人、鐘ツキ一人、七堂二人、木守二人〔院家方・寺方〕

主典一人

但今度ハ依勘落其躰無之、

応永卅年〔癸卯〕於寺務坊被行之時、

(21才)

十九日

御分 執行、出世後見、奉行、論義書、大行事、承仕六人、

勾当一人、小綱一人、七堂二人、花ツミ一人、鐘ツキ一人、主典一人

木守一人〔院家計〕、 已上

世親講人物

於寺務坊者十口、於荒室者九口

(21ウ)

於荒室無之、

御分、執行、出世後見、奉行、勾当一人、承仕二人、小綱一人、

七堂一人、花ツミ一人、已上

此三ヶ年分、大夫上座注進之、

一、奉行者、三綱之随一、毎日七ヶ日番ニヨリテ被出テ、机(札)算合在之、其ヲ奉

行分云々、

俱舍卅講第六日〔黒田役判在之〕 世親講〔黒田莊判在之〕

(21才)

俱舍卅講日記 嘉吉二年〔癸亥〕自十一月廿四日始行、

一、寺務〔尊勝院持宝法眼〕正月八日、於永隆寺修正時、俱舍卅講可有始行旨、

披露在之、三四月比可然之、学侶評定趣、尤御興隆之由、御返事被申畢、

一、正月末・二月之始ヨリ、人々ニ題ヲ被記畢、三月談義ニハ、講衆皆被出了、

談義中講衆評定云、余日モ無レハ、来六月中マテ延引候ヘト、寺務へ歎申サ

レ畢、寺務御返事モ必ス六月中

(22ウ)

可被始行云々、仍六月五日ヨリ可有处、山上隆胤大弍得業、学侶(对)寸(对)テ濃

州大井莊ノ下司名、私ニ知行スヘキ由申テ、五月廿八日夜、僧坊門ヲ切、放火等ニ及間、彼事ニ延引有ヘキ歟否ノ事、講衆ノ集会時ニ神慮ニ任テクシ(籤)ヲ取処ニ、延引ノ鬮ヲリ畢、仍五月勸学講者、七月アルヘキ処ニ、慶聖院殿

七月廿日他界之間、三ヶ月ニ重難無之、仍勸学講十月一日ヨリ在之、八月廿一日ヨリ、前意ノ談義在之、仍三十講ハ十一月廿四日始行在之、

一、五月ニ荒請定モ全年ノ請定モ既ニ出也、但順実ハ不懃故二十一月廿日重テ出、

(23オ)

一、出世後見并評定ハ英真(若狹得業花蔵坊)

一、道場ハ荒室、初永享二年之様大都ハ有也、但五師之内幸重律師ハ僧綱ナルカ故、五師之座ニハ不付也、余五師四人評定計ニ中座ニ被付畢、

一、順実(少輔公東室内)敵方アルカ故、山内ニヒキコミテケラレサルナリ、彼処ハ重役セラレ畢、

一、賢重(帥得業)開白之講師タル也、非器之故、経真(帥五師)アツ

(23ウ)

ラヘラレ畢、仍初日ニハ出仕無之、第二日ヨリ出仕在也、

一、講問ハ、初日・第六日ハ三座ツ、中間四日六座ツ、ナリ、但第三日ヨリコケテ、第六日八座在之、入夜結願畢、第四日ニハ共四座アリ、

一、論義書ハ中臈器用人沙汰也、但今度ハ非中臈タル経寛(二位公)准中臈ニナスヘキ旨、惣寺ノ集会時披露アリテ、三月比ヨリ中臈之座ニ付畢、大方ハ中臈器用人アルニ、非中臈ヲ准中臈ス事、不宜事ト云、内々沙汰在之、

(24オ)

一、大行事(机)机ヲ一枚取テ、百年カ以来不取之由執行申テ、初日机不出、応永十

三年・同十七年・同卅年卅講之時、人物之内執行所ヨリ西室別當時注進之、仍永享二年之時、彼注進候様候、其沙汰在之、仍近年ハ不取之哉、問答アル間、机被出之、

一、未下行様、初日(二斗ツ)、第二日(八升)、第三日(五升)、第四日・第五日・第六日(一斗)、如此成業已上ニハ下行シテ、中臈已下講衆ニハ堅クソセ(訴)ウ有間、一斗宛下行アル、此モ先達分無沙汰ニヨル也、

一、執行并会行事、惣寺エ御助成アレト歎申ス間、自黒

(24ウ)

田莊執行ニ二貫文、会行事大夫寺主ニハ三貫文、助成在之、合五貫文黒田ヨリ出之、

一、油・仏供毎日二杯・立紙・スミ、莊々沙汰也、スミニ火ヲ七堂ヲコシ付也、油ハ夜ニ入時者、御油莊ヨリ出ス也、

一、論義ヲハ必手ニ持テ書事也、

一、道場ニテ物ヲ披露スル事ハ、出世後見并論義書ノ沙汰也、

一、初夜ナリテハ、講問ハタ、ハ不始也、披露シテ評定テハ行事モアルヘシ、又略スル事アルナリ、

(25才)

一、新講師・新問者道場へ入、着座シテ所作延ル時モ、著座分テ机(札)ヲ取ル、又次日モ取ナリ、

一、其日講問力次日へ延ル時、其日莊役之得分也、

一、西室・尊勝院之寺務時、所願成弁ナリ、是寸(對)ヤウ并講師心得事ナリ、

一、寸ヤウハ開白結願ハシキ、ニシ申間ハ、略寸ヤウナリ、妙法蓮華經已下三卷計也、講師経尺モ中間必略ル也、

一、中間之座末已上ニ二番ニヲリテ、散花ニハ立ツ講衆モ爾也、

(25ウ)

一、夜ニ入ル時、ラツ(ウ)ソクヲ処々ニトホス也、論義書前ニハ香燈台也、

一、火鉢ハ僧綱之前、論義書前ニヲクナリ、

一、先達分廿一人、弘豪法印・良祐法印二人不被出、講衆十一人、順実一人無出仕、末四人ハ寺役、経寛・延管・実俊・亮信、新講師ハ十三人、春海・顕賢・

盛意・覚延・成重・祐栄・祐真・専順・英祐・厳海・宥憲・澄藝・専慶・新問者、祐延・公弁・公尊・経忠・秀綱・重意・澄延・

(26才)

行澄・英澄・経賢・重尋・俊能・公尋・公舜・盛尊・経継・英弘・宝濟・公経・賢俊・澄健・顕実、已上副問者廿二人、

隆宴(弁公)・清尋(慶勝房)・清兼(慶舜)・快賢(水門)、
専実(越前君)、四座遂任了、已上非学副問者四人、

一、此講之本尊、此間下司ニ倉在之、出世後見ノフルマイノ座ニテ評定云、上司

ニ倉ヲキ可申云々、

(26ウ)

一、此講結座ニモ重難在之、此講ハテ、寺務エ両使ニテ可申候、

一、当処ハ六七也、談義ハ十六(上卷)、三分ニ計被談之、英真得業説師也、古

講衆・新講衆・新問者・説師翫ヲスル也、又説師モフルマワル、也、

一、四月中旬比ヨリ、新講師・新問者加行ヲ始め、五月ニ後夜入道ヲスル也、六月五日延ル間、加行ヲ退シテ、十月末ヨリ始ム、十一月ニ後夜入道アリ、

一、出世後見、第五日ニフルマイアリ、皆木具也、モチ・山ノイモ・フ・スイセシ(楯)・シセンイリ・スサイ、大ナルカンナカケニスエテ中ニ

(27才)

ワク、左サウメン・フチタカ・菓子・スサイ・カンナカケ一枚、右ムシイ、
(雜煮)
 サウニ、ハス・茗カ・シヲ、カンナカケ一枚スエテ、三コソアリ、

一、世親講第七日メ、十一月卅日可在之、先集会所着座スル也、新講師衆十三人、
 悉ク所望之由ヲ学侶年預披露スル也、悉ク出仕アリテ列在之、卅講之如開白
 也、着之、先入不在之、

入 不 不知

実名(仮名)

如此書也、

(27ウ)

一番成重(大夫公)	二番覺延(大夫公)・英祐(禪識房) 二人
三番祐真(伊与君)	四番專順(宰相公)
六番顕賢(三位公)	七番春海(帥公)・澄藝(大式公) 二人
八番宥劔(相模君)	九番祐榮(澄忍房)・専慶(大進公) 二人
十番盛意(少納言)	已上十三人

一、薦生莊(乾納所) 机(札) 一枚ト三分一トノ分并炭一籠分不出、日記ニ不見云々、
 学侶日記并執行所ノ日記ニ有ヲ不出間、

(28才)

日中時分サインクスレ共、事不行故ニ、講経ヲ押テ、寺務へ申、自寺務問答

セラル、間、申鐘過テ終ニ出間、講経ハテ、日入時分、世親講ハテ畢、

一、講師ハ弘豪法印代聡海得業、問者澄意(真乘房)、

一、問者ハ本座ニテスルナリ、

一、諸事学侶年預沙汰也、盛海(按察公)

一、出仕ハ辰鐘時分、七堂モヨヲスナリ、

(28ウ)

俱舍卅講 嘉吉三年(亥)十二月二日捧物

僧綱分ニハ、五束代百文、此外革代四文

成之末分ニハ、三束代六十文、此外革代四文

講衆分

新講師 二束代四十文、革代四文

新問者 一束五帖代卅文、革代四文

世親講先達モ講衆モ(二束五帖代五十文宛)、結緒一筋

黒田莊役

(29才)

六石七斗(寺升定) 机(札) 六十七枚、第六日所出(長器五石三斗六升)

先達分廿一人、古講衆十一人、新講師四人、副問者八人、

重役四人、已上四十八口

執行分(二口)、出世後見(一口)、奉行(一口三綱之隨二)、論義書(一口)、

大行事(一口)、勾当(一口)、小綱(年預一口)、承仕六口、花摘一口、

鐘ツキ一口、七堂一口、木守(二口寺方・院家方)、主典(一口)十九口

合六十七口、

一、四升八合(卅講第六日 仏供二杯・白二升 世親講米 仏供二杯・白二升、

寺升定、立紙四 世親 油・土器

(29ウ)

一、九斗六升(寺升、世親講 机^(札)十六枚、各六升宛、机十六枚定出、)

一、八升(寺升) 少綱配膳分、世親講方

一、二斗二升 小綱七人(三升宛) 第六日也、

合七石九斗九升一合(寺升定)

長器六石三斗九升一合四夕(寺升一斗、長器八升宛之、)

百五十文、火鉢五代 百五十文、鉢台五之代

(30オ)

百文、火箸五前代 六十文、炭五籠、世親講マテ、

卅文(油二合五夕、世親講マテ、) 嘉吉三年(癸亥)十一月卅日

一、世親講 机^(札)ハ応永十七年世親講時モ十三枚出、一机前九升宛、合一石一斗七

升下行(見タリ)、今度モ執行申様ハ、十三枚自黒田可出処ニ、闕莊アルカ

故、十七枚可出之、付之、カモノ莊計コソ闕之、自余莊ハ本法也、仍黒田莊

計ニ加増シテ出せト云哉ト、不審

(30ウ)

スル処、執行所ヨリ十六枚分ヲ出云々、六升宛下行アレト申間、十六枚二六

升宛下行スル処、一石五升被出間、九斗六升十六枚下行アル、残テ可取云、

切符ヲ自執行送間、机^(札)ノ《枚》外可出事不可然トテ不出之、

(四行分余白)

(31オ)

⑥康正二・応仁二・文明七年俱舍・世親両講先例、文明七年請定雜形)

康正二年(丙子)十二月二日、但舍卅講執行、

別当西室権大僧都(公恵) 出世御後見^(延管)

執行(大夫) 寺主快実 論義書英祐

読師延管(蔵照房五師) 道場荒室

已上

応仁二年（戊子）卯月廿二日、俱舍講於寺務坊被行了、

第一度

別当西室権僧正公一（恵）、読師延宮、出世後見同躰

執行大夫上座快実、論義経賢（已上）

(31ウ)

文明七年（乙未）四月十六日、俱舍卅講於荒室被行之、

第二度

延宮擬講 論義書延忠

当時別当未補之間、毎篇惣寺并学侶沙汰トシテ被行之、

惣寺年預亮信五師、講衆八人、新講師廿一人

（已上）

荒請定 大湯屋置之、

請定 恒例俱舍卅講々師・問者事

無量義経講師 ○大法師 問者（黄入ハ設雖為上首、次ニ載之二也）

序品講師 ○法師 問者

(32才)

普賢経講師 ○大法師 問者

中間ハ古講衆分ヲ取返シ〜載之、問者ハ不足者作名也、

手番請定 承仕触之、

請定 恒例俱舍三十講々師・問者事

可被講法花経并開結二経

可被談俱舍論第 卷可有互為論義、

無量義経講師 ○大法師 問者

序品講師 ○法師 問者、中間略之、

普賢経講師 ○大法師 問者

右依政所仰、請定如件、（此ハ院家ノ寺務ノ時如此也、）

(32ウ)

長 寛^{（享力）}三年八月ニ可執行用意者、延忍得業之以本写之、

西室院家之、
（公恵力）

○後補裏表紙見返し・裏表紙は白紙

六 俱舍三十講愚記 (一四一—一五四八号)

(表紙ウラ書)

(光經)
尊勝院

俱舍三十講愚記 (応永三十年十一月七日始行)

(表紙見返) (白紙)

(1才)

俱舍三十講記

応永卅年十一月七日始行

別当坊尊勝院、道場中堂

伊与

別当予、于時僧正、出世後見權少僧都寛英

論義者 (帥) 光真阿闍梨

執行藏人法眼寛専

奉行三綱大夫寺主慶実

于時学侶一藤帥法印覚祐 (但老病平卧不能出仕、)

一会一和上弁僧都俊専專俊専晝差一座訖 (于時寺家二藤、)

(1ウ)

年預五師清覚擬講

一、始行次第等事、

今年八月談義之時、今月一日以出世後見、令披露于学侶中云、此講經中絶既
余十余年、今年必可始行十月中旬、尤可治定各当処等事、不可有稽古云々、

返答尤可目出各可存知云々、

一、論義評定之事、依有兼約雖申遣、清覚擬講臨期違変、可謂比興之造意、仍申
遣清薰得業之処、即時領掌訖、

(2才)

一、当日 (十一月七日、天晴) 莊嚴事、中堂每間懸幡・華鬘代、仏壇上懸本尊 (三
十講本尊釈迦像等、在下司二藏、) 其前立机、其上備香華等仏供・紙立也、

諸莊役前机左右立灯台、正面中央立高座一脚、即購読師座在有前机、各置法華

經一部并香呂箱ヲ、(同香呂)、講師香呂箱中副如意、其儀讓指図、

一、問者座正面西之間、於西エヨセテ紫端一疊敷之、一疊中互為并新問者着座 (東
端互為、西端新問者)

一、正面之間、東間二別当之座敷之、小文畳

(2ウ)

一、二疊重之加円座了、於東南院始行例如此、彼者撰家弟為凡人重ナル畳ヲ之事、
返々雖有其憚、興福寺寺家三十講大都同此講、然而、撰家凡人之差違無之云々、

但彼講ハ貴種モ凡人モ小文一疊敷之云々、例之此講又不分貴種・凡人之儀、
二疊重之了、凡此講肆綺相似邂逅諸人存知モ、不分明、先師《經弁》僧正、
於此道場始行、予若年之時兩度令一見了、

(3才)

其時ハ別当座大文一疊敷之了、又ハ一ケ度ハ小文ニ大文ヲ重テ被敷了、大文
之事有憚敷之間、今度任東南院始行例小文二疊重之、凡大文之条、又不可有
子細之由、懸意ニハ■存者也、凡大文着座事者、於凡人者、不可有也、雖然
維摩講師講師坊之座敷大文、春日御八講時寺務座大文、結句重錦^極ヲ、望テ
一会、賞寺務いか至《大会之》探題密家大阿闍梨等ヲ令^令

(3ウ)

賞翫之事、為一会大和尚意、或比大日覺王儀、併准說經教主、俗儀之礼節、
更非准拠、大文着座非例トマテハ不存、如此疊等ノ儀、《只》任旧例ニ□^シ
ツケニヨル事也、当門跡既兩度例分明也、雖然好嫌為情之故、重小文了、二
疊重^又ル之、尚雖可令斟酌、一身之斟酌者、雖無子細、後任之呀難測之間、
儲之了、

(4才)

一、惣寺疊不審事、

法花会亭座威儀師着小文事、

受戒会同威儀師座之事、小文也、

同受戒会之時、受者座小文一疊敷之事、未得度堅固之沙弥僧、於勅願会、着

小文事如何、

一、東南院記并指図、成業之座、小文被敷之、不審之無極、今度僧綱計小文、成
業為講衆皆紫端、已講同紫端也、

一、五師座紫端一疊、伊与僧都相兼五師小文一疊敷之、加円座了、東ノ成業僧綱
之

(4ウ)

座ノ前中座ニ儲ケ五師座ヲ了、

一、西講衆座之末、後戸西脇新講師新問者、初着座之座紫端、講衆之座ニ^(ママ)令

絶席一疊敷之了、《西上新講師、東末新問者》、

一、東面樓門向テ門ニ、幔ニ《帖》南北行ニ曳之、又中門廊ノ北之端ニ東西行幔

一帖曳之、

一、中門廊ニ《東壁ソエニ》紫端疊一疊敷之、新問者・新講師参入、相待之座也、

其辺円座

(5才)

少々取烈、襪等ハクヘキ用意也、

一、先達講衆■参置之(ママ) 洛 仕、経テ寢殿後北面之縁ヲ自中堂之後戸出入、新問・新講等同前、

一、及夜陰堂中灯明等、雖有諸座所役、只蠟燭六、東西之先達講衆之前省立了、
十、新講・新問引部木敷、色紫色借用之(既カ)、或□新問・紫新講敷去々、非説也、

(5ウ)

一、評定事、清薰得業一人致其沙汰了、座席之先達之中狭之間、交五師之座了、東南院指図、隆惠法印之記、中座五師所着之、為成業之未談義衆着之云々、仍今度談義衆交五師座了、談義衆・評定衆間之事也、上古之記多分号談義衆ト、近代号評定衆ト、仍評定論義ヲ之 事、談義衆・評定衆口入、聊大会探(題?)以後公請証誠之

(6才)

位之成敗、証誠者、平僧・学生・住侶・凡僧以下輩一座一席、致口入之方式、故実大可有差異、近代之儀、故実法度如無、只当道之零落恐之甚也、
一、清導三川君号違例講経前日巡役、可被闕之由、被出世後見申之、仍嚴密之起請文可捧之由懇望、所詮此事政所一人非可計、学侶中令

(6ウ)

評定之由、申遣学侶之年預、仍唱衆会令披露之処、評定云、此人每事不穩便、所詮雖及起請文、難宥免之由、評定也、仍其分申請導之処、誠如評定、サラハ可勤仕云々、言語道断之次第也、雖然巡役重役補闕了、
一、三綱執行実専并慶実寺主

(7才)

莊務有名無実也、饗料難治之由歎申問、令披露寺家、兩人二各三百疋之助成、自寺家致其沙汰、仍曳札了、
一、今度非学道成業以下座事、有其沙汰、先年(経弁)先師僧正執務之時ハ、被 役別座、同執務之中、又与学道令雜居了、今度儀如何、然而予所存ハ、非学元来無別体、只号衆徒如興福寺官符者、於

(7ウ)

当寺者無之間、只学侶之当道二携ハ、即経(鷹カ)道ヲ不経道、無正体、帶腰刀、業武芸、併任雅意私之儀、仍許《画》大会之(登カ)高座、仍法会外様之儀、以非儀私ヲ、可令勤座哉、只交着座之分、可然之哉之由存、仍(寛胤)応安二年勸修寺執務之時、交着座了、今度任其例有職阿闍梨モ、任戒臚先達一烈可令着座之由加下知了、

(8才)

一、今度指図〈応永卅十一月七日〉

○指図は本号末尾にあり。

(8ウ)

委細之指図如別紙、

一、隆惠法印記云、

元亨二年十二月九日俱舍三十講始行、道場寢殿之七間内東端一間、懸御簾為御丁聞所、其前小文畳二枚重之、円座加之、為御座北東西行、小文公卿座、広庇并至中門廊敷小文、為僧綱成業座、南東西行紫畳、至公卿座広庇〔南類〕敷之、為講衆座高座、母屋中央仏前〔西〕、為講師高座、

(9才)

以西小文二枚敷之、五師并成業之末談義衆差座、以上

東室光海法印方より此記録被注送了、此記五師・談義衆別座下見タリ、今

度大都写此記、

一、東南院始行指図、別紙在之、何所写置也、

其記ニ不審在也、

成業差小文事〔是一〕、道場面ニ被懸簾事〔是二〕、仏前南向庇座之輩ハ対シ

仏寺_ニ□_(務)

(9ウ)

向_テ講師後ニ差座之事、賞人不賞仏敷、不審〔是三〕、仍今度料理少々改沙汰了、

一、荒請定来_(ママ)月始行之、今月大湯屋撰吉日可置之、問者之座席者、大都荒請定

之時ヨリ可治定敷、〔今度十月十七日湯置之、〕

一、開白問者為規模、門徒之中、可撰其仁体、或器用、或寺家重代譜代之孫等可撰、於他門不請定敷、尚可尋旧

(10才)

蹤、其外第二日朝座問者可為精撰、大都同初問役、

一、手番請定十月二十八日廻之了、

一、番事第二日第三座より新講師召始之、番役事新講師与新講師、古講師与古講

師、古講師与新講師互以何モ_■不可有苦、只計分齊、尋器用可番ス也、

一、新問・新講重引部木色事、愚存ニハ、紫力、

(10ウ)

新講・新問共ハ、可然候哉由存、雖然此間之儀、若キハ紫、年々_■〔延力〕タルハ青ト云々、今度モ大都為此定成業当着ス紫ヲ、青色ハ不審之由存候、

能々可尋之歟、

一、講読師袈裟近年ハ檀甲を着用了、然而先師僧正諺云、昔ハ青甲也、先師若年

時分マテハ、サ様也き、以外破損見苦之間、用檀甲之由、被物語候き、(近比カ) 三年

衰復旧儀《被》用青甲ヨカシ

(11才)

(ママ) 卜令 学侶申、尤可然、但青甲事、今度ハ自寺務可出、如何様追而学侶中可

用意置之由返答、即青甲四帖令秘計、自寺務出之訖、

一、今年先達講衆之交名

不参

光祐法印、俊専僧都、寛英僧都

但第二日転僧都

弘豪律師、隆盛律師、良祐律師

清覚擬講、隆祐々々、快美々々

開白講師 結願講師

定懐得業、賢海五師、信賢得業

(11ウ)

評定

延海得業、光重、清薫、光寛、経兼

賢恵、重弁、《以上》■達

講衆分

憲祐、弁範、祐俊、清導、顕延、経宗

重融、盛賢、《論義書》光真、以上

新講師

光春、光隆、英真、英寛、経乘、聡海、超海、

澄春、光祐

新問者、三十人、不能注置如評定、《講問経寛、第二日朝座秀清

(12才)

一、諸莊饗料札請方々事、

番道場

《神供五前《於政所始行之時略之》》仏聖一口、御分一口

近年無之

出世後見分一口、論義書一口、執行分一口、《会行事一口

大行事一口、勾当一口、年預小綱一口、花摘一口

鐘授(撞)一口、陰陽士一口、院家木守一口、寺家木守一口

七堂童子一口《モヨヲシ也》、主典一口

三綱中

承仕六口《四人シテ請也》、奉行分一口

(12ウ)

一、諸莊支配事、

初日

笠間、薦生

第二日

清澄、菓園

第三日

櫟莊、賀茂莊

第四日

雜役莊、長屋莊、

第五日

北伊賀莊々、

第六日

(13才)

黒田莊

一、新問・新講加行事、一段有沙汰、可定之歟、今度思々不一准、後夜入室三ヶ

日云々、尚新講師七日計ハ可然哉由存之、但近年如此云々、

一、予出仕、香鈍色五帖等身衣僧二人召具、南之縁ヨリ参堂、評定之礼節六(借)

之間、重難一重之程着座了、

(13ウ)

開結兩片時出仕着座了、

首尾六箇日結願了、

天氣快然、可謂盛応之至而已、(光経)別当僧正「(花押)」○重ね書き



(以下余白)

(14才)

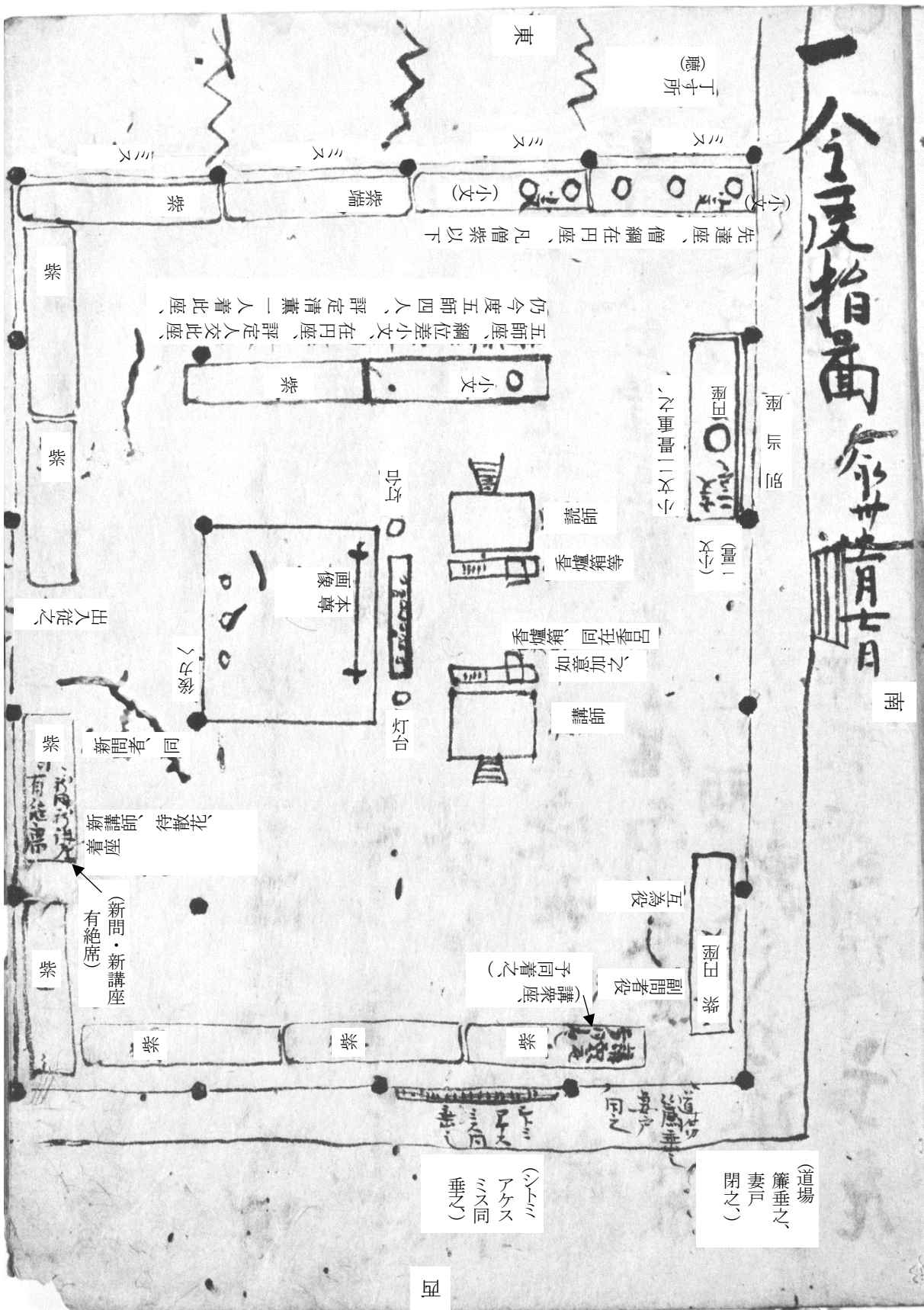
第七日、於此道場在世親講、在入不 入不講經有其沙汰、弥勒堂之後、一間 為入不之在所、

一、本尊世親菩薩一鋪懸也、於此間本尊奉納之、

一、袈裟講師可着用之間、三十講之 返

(14ウ・)(白紙)

○裏表紙見返し・裏表紙は白紙。



指图2 141-548 8才

七 俱舎三十講日記 (一四二五一九号)

(表紙)

大法師定弘

俱舎三十講日記

〔異筆〕
〔英訓〕

(表紙見返し) (白紙)

(1才)

応永卅年(癸卯)十一月七日ヨリ、於尊勝院家俱舎卅講被始行畢、当処

十二・十三卷也、

一、御寺務開結計御出仕アリ、

一、先達分十九人(但一藤依違例、惣無出仕)、講衆九人、中藤一人、新問者三

十人(何モ先途人也)有職阿闍梨一人、非学分両三人出仕在之、三綱・勾当

各公文所辺出仕アリ、

(1ウ)

一、道場中堂アリ、蓋高座アリ、三礼々盤無之、并幡花縵カ、リ畢、本尊二倉ニ

アリ、学侶年預出之、畳ノ敷様南方正面ヨリ、東脇ニ、小文カウライニ^(高麗)畳重

ネテシカル、御寺務ノ御座ナリ、次東方ノミナミノハシニカワライニ^(高麗)畳シカ

ル、僧綱ノ座ナリ、次紫ノチウ北方マテ廻敷ニシカル、擬講以下先達分座ナリ、次仏壇ノ東中座畳二畳シカル、五師ノ座ナリ、今度評定

(2才)

者、伯耆得業中座ニ戒臈次第着座了、ツキニ西方ヨリ北方へ廻テ四畳シカル(紫へリ)講衆分座ナリ、其末ニ紫畳一^(畳)チウシカル、新講師・新問者、入

堂内先着座ノタメナリ、次正面ノ西ノ脇ニ紫チウ一畳シカル、問者ノ座ナリ、今度者為問者分仁、不論新古悉問者ノ座ナリ了、次非学座別ニハシカレス、只先達分中ニ依戒臈次第着座アリ、有職分同之、是モ古日記ノ

(2ウ)

トヲリナリ、

一、今度開結ノ烈ハナキ也、

一、東ノ中門モ紫チウ也、二畳シカル、新講師・新問者出仕之時、不入堂内以前

二着座ノタメナリ、并円座少々シカル、人々シタウツハカルヘキタメナリ、^(襪)

一、堂内ニ円座ハ御寺務并律師以上ノ座ニシカレ畢、

一、火鉢ハ五アリ、一ヲハ御寺務ノ御前ニ置ク、一ヲハ論義書ノ前ニ

(3才)

ヲク、残三ヲ僧綱前ニ間クハリテ置也、火鉢ハ黒田ノ荘ノ役ナリ、講終終レ

ハ、自給主方取了、為先例歟、但不分明先依被申出了、炭ハ諸莊ノ役ナリ、
毎日ニカハリ畢、

一、論義ハ第二重過テ、可書也、但自身所作之時ハ、次ノ論義書ク時一度ニ可書
ナリ、

一、散花開結ハ惣衆行道、第二座ヨリハ東西兩座各ニツ分テ一度ツ、廻ナリ、一
度ハ先達分上半分講衆、末半分一度ハ先達分ノ末半分講衆ノ上半分廻ナリ、
一、読師ニハ講衆ノ末ヨリノホル、藕モノホル也、但論義

(4ウ)
一、召承仕袈裟ノカケ事可下知也、第二座ヨリハ脇重難ニナリテ可加下知、但互
為問者、次ノ講師ノ時ハ、重難ハテ、可下知也、

(3ウ)
書ハ不登也、

一、札引事、毎日ニ交名ヲ認、入物以下注之、三綱中ノ奉行方へ遣札ヲトリテ、
悉可引也、講衆分ニ重役アラハ、其ハ毎日ニ札ニ枚トラルヘシ、若ニ重役ナ
ラハ三枚可引也、出世後見、論義書毎日ニ札一枚可引也、

一、散花ノ行道被分事ヲハ、開白之時出世後見歟、又論義書力披露スルナリ、惣
シテ講中ノ披露事ハ、出世後見并論義書隨宜可披露也、

(5オ)
新講師・新問者ノ札ヲハ隨便可仰也、

一、論義書役事、

新講師・新問者ノ札ヲハ隨便可仰也、

先以催、毎日ニ惣衆一反フルヘキナリ、殊役者次々可催也、開結ハ辰鐘半時
過ニ始ルナリ、中間ノ日辰鐘時ニ始ルヤウニ、

一、新講師・新問者縦当日ノ所作延引ストモ、堂内へ出仕アラハ札ヲ可引也、惣
ノ出仕ハ其辺ヘアリトモ、不入堂内へ札不可引之、自元新講師所作兩日ニア
ラハ札可引事、無子細也、

(4オ)

可催也、催ハ七堂々童子也、^(大放)イ清次 末次三人 毎日ニ出ルナリ、

一、問者ノ一藕ニ札毎日ニ一枚ツ、可引也、其仁所作ノ日ハ、二枚可引也、新問

一、集会ノ鐘ツカスヘキナリ、鐘ツキハ御力者沙汰云々、

者又ハ第二重計ノ副問者テモアレ、於其衆時、一藕ナリ、不可論学・非学也、

一、第二日ヨリハ仏供灯明并役者評定衆出仕アラハ可始也、開白ハ皆參ナルヘシ、

(5ウ)

結願日ハ依時宜可始也、(先々皆參也)、

一、次座ノ新講師・新問者ヲハ、前座ノ互為ノ重難ノ末程ニ堂内へ出仕アルヤウ

ニ以承仕可下知也、

- 一、当日所作延否間事ハ、次座ノ役者ヲ催タテ、其座ノハテニ衆中ニ披露シテ可
治定也、

- 一、散花師毎度催スヤウニ古キ日記ニアレトモ、今度ハ不催之、成業分中ニ器用
ノニ沙汰畢、

(6才)

- 一、自所作其日ノ終ナル時ハ論義ヲハ、其座ニ留リテ書ト云説、又懷中シテ帰テ
書ト云説在之、何モ無子細ナリ、

- 一、札引時ハ開白、結願ハ第二座メ、中間ノ日ハ四五座ノ間時ニヨリテ計可引也、
一、新講師・新聞者着座ノ藹次ハ、縦下地雖為上首、新聞者ナラハ末ニ着座スヘ
キ也、

(6ウ)

- 一、饗料入物分

仏餉一口（今度ハ仏聖トテ別ニモマイラス、又可取之由申仁ニモナキ間、依
無案内惣シテ札ヲトラス、然ニ一本ノ日記ニ当堂ノ本尊分トアリ、
是尤可然歟、向後ハ一口アルヘシ、社頭ニテノ時ハ神供五口アリ、
可准之、此外毎日ニ紙立仏供諸莊ノ役テ毎日ニ升ツ、アリ、七堂
是ヲ給了、油同諸莊ノ役也、）

御寺務
御分一口、出世後見一口、論義書一口、問者一藹一口

執行分一口、奉行分一口、大行事一口、勾当一口、

承仕六口、年預小綱一口、七堂中一口、鐘突一口、

(7才)

花摘一口、御湯師一口、主典一口、寺木守一口
院家木守一口、薬師一口（近年無之、）

以上廿三口（此分執行方并論義書方僧之随意札ヲトリ可下行也、兼テ執行ト
談合シテ今度ハ沙汰了、但一円ニ論義書方ヘトテ可有下行トモ
可為随意也、）

- 一、硯以下并料紙ハ出世後見ノ役ナリ、

- 一、講・読ノ袈裟、此間ハ寺ノハシカウ也、（櫃甲）今度自御寺務学侶中へ御披露アリ、
ハシカウ不可然被思食上ハ、青甲ヲ可有

(7ウ)

秘計由、雖被仰俄儀難叶之由、自学侶被申間、今度ハ青甲四帖御寺務ヨリ御
秘計アテ被出了、

- 一、開白講師ハ定懷大法師、結願講師賢海大法師、出世後見ハ伊与権木《少》僧
都、論義書ハ光真法師、

- 一、惣衆出仕棟門ヨリアリ、内ニ縵被引了、

- 一、三十講捧物、講師・新聞者、互為問者并読師慇懃仕分注之、執行方へ遣了、

論義書認之遣了、執行所ニテ

(8才)

下行アルナリ、

一、唄ハ僧綱分ノ役ナリ、鐘打事唄師役ナリ、

一、講師開結ニハ経尺本式ニアリ、中間ハアケ勸請ノ次ニ経題ハカリ読上テ、ヤ

カテ抑帰経ノ句ヲ出スナリ、毎日朝座ニハ長勸請アリ、如常、

一、中間ノ座ハ略、唄・散花モ中段計也、対揚毎座ニアリ、

一、新講師・新問者ノ札当日分取りタリト也、若座令延引

(8ウ)

無出仕者、其札ヲハ、次日可返也、札ノ多少ハ其日ノ荘役ノ運・不運ナルヘシ、此重論義書可存知事也、

一、承仕四人出仕了、札ヲハ六枚ナルナリ、

一、日暮レハトウカイニ火トホス^(点)ヘシ、今度ハラツ^(ウ)ソク少々ヲカル、論義書ノ

前ニハ光灯台アルナリ、入夜時ノ油ハ御油ノ荘ノ役也、

一、論義書ノ座ハ本座也、別ニハナキ也、

一、僧綱分ニハ小綱催ト古日記ニアリ、今度ハ大概沙汰シ畢、

(9才)

一、結座ニハ面脇共ニ重難アル也、

世親講方〈学侶年預沙汰之、当年預経宗〉
卿公

一向学侶分執沙汰之間、藤分・非学分并有職分出仕無之、

一、時分辰鐘半時計ヨリ被催畢、モヨヲシヲハ如卅講之時七堂ナリ、承仕ハ二人、常住承仕也、集会鐘無之、請定モ無之、

(9ウ)

一、仏供灯明等荘役也、

一、本尊ハ三季講之時、世親御出アルナリ、

一、火鉢僧綱分前計三三十講之時ノヤウニヲクナリ、

一、皆參之後、先入不アル也、今度入不ノ在所ハ新御堂ノ北一間也、新講師一人ツ、ノ名ヲ紙一枚ノハシニ書テ、ソハニ入不知ト書テ、彼在所ニ並ヘテ置ク也、学侶ノ末ヨリ立テ合点スル也、年預ハ終ニ立テ、加合点、以引付入道場入不ノ様

(10才)

可披露也、一モ入ノ多ヨリ入ナリ、其後又如前、新講師ノ名ヲ書テヲクヘキナリ、若付入不、可有沙汰事、在之者、可披露也、マキレモナキハ無子細也、今度ハ

一番二超海、二番二英真、三番二澄春、四番二（経乘聡海）、五番二（光隆英
覚）、六番二光祐、七番二光春入了

（裏表紙）（白紙）

一度二兩人入事、応永十七年二於荒室始行時、頭賢・経宗兩人一度二
被入タル今度其例也、

（二ウ）

衆中多分之評定而此沙汰畢、

一、次有講問、講師ハ帥法印（但依違例延海得業勤仕了）、問者ハ講衆一藤役即憲
祐（伊与君）沙汰了、

一、問者座ハ本座ト云説、如卅講時問者座へ出云説、両義也、今度ハ問者座へ出
テ被沙汰了、

一、当年所講ハ法花経六卷、当処ハ論十五卷也、

一、法用等如三十講之時也、

（二オ）

一、饗料如三十講之時、年預自執行方取之畢、被引之了、問者・講師二一枚ツ、
ノ加分アリ、其外入物等別日記アリ、非如三十講之時歟、并捧物在之、

一、講師ハ位袈裟、私ヨリカケテ被出仕、読師ハ講衆末、夕、五帖□□□□、如
（袈裟也）

三十講之時也、別ニ袈裟ヲハカケサル也、如三季之時ナリ、

〔異筆
英訓〕

八 俱舍三十講日記 (一四二—二二二号)

(新補表紙ウワ書)

俱舍卅講日記

(1才)

俱舍卅講日記

永正十五年(戊丑) 自拾月十六日 八幡宮於新造屋ニテ拾月十六日ヨリ始行之、世親講迄七ヶ日也、始行之也、

一、于時寺務尊勝院

一、講演之道場者、社頭新造屋也、先年《永正七(庚午)九月十七日》之例云々、

一、同屋茶湯所集会所ニ定之、

一、三綱所毎日出仕シテ諸莊之饗膳之札算合之、座敷ニハ同屋之食所ヲ被相定、

近比令^(聊)凌爾之

(1ウ)

在所也、雖然於無在所者、無力出仕算合之口彼食所ヲ用也、屏風相構并着座之置ニハ小文之カサネヘリニチウ、赤ヘリ一チウ被敷也、

一、《正》勾当毎日出仕、《是ハ》札ヲ自三綱所下給テノ役也、三綱所之末座ニウ

スヘリ也、

一、諸莊之札、当日々々相調^テ札ヲ正勾当給テ、少綱ニ渡之、又少綱札ヲ給テ承仕遣、ソレヲ又講演之導場之論義書方へ進上也、

一、少綱之祇候之座敷ハ《食所之次火タキ間也》別之間ニウスヘリヲ被相構者也、

(2才)

一、当日之饗料之事、講演之現出仕之注文、論義書ヨリ以承仕三綱所へ被送之者也、万一令遅引者、以承仕可催促也、

一、諸莊之札算合之事、別紙注文在之、守其面^ヲ多少之饗料之儀、札之入札、各々

任置憲法之旨チワリテ、論義書方へ各々ニ少札ヲ付テ以少綱ヲ渡之、承仕ニ

遣ス、少綱者、正勾当渡之、正勾当ニハ当日之奉行方渡之者也、

一、諸莊之莊役札令置引者、七堂(大炊)被下申付テ《可》令催促《余ノ》公人

丸ニテモ可申付也、

一、卅講已前兼日ニ諸莊当日ノ所出事

(2ウ)

支配ヲ書テ以少綱、莊之給主之方へ遣、莊々奉ヲ取テ帰也、万一奉無沙汰ナラハ雖《為》何度致催促、奉ヲ取ル後之紛之必然也、今度之卅講ニハ少綱琳

賢也、年預之少綱役也、惣而支配之數世親講迄六通分也、度々支配之内ニ在

之、以其内書写諸莊納所へ遣者也、

一、両笠間荘役之事、下笠間・上笠間方へ毎度笠置順ヲ《公人丸》六堂之一藤ニ
 申付、折紙ヲ相認遣之、先年之永正七年（庚午）九月十七日之執行時モ、又
 今度モ六堂一藤カ子清真、堅

(3才)

侘事スル間、下笠間之息貞舜房ニ、以内儀申両笠間方へ折紙ヲ遣、則四聖
 坊之内ニ彼貞舜房被座、両荘之所役被致其沙汰者也、

一、卅講捧物之代任支配之旨、兼日ニ請取分日記

四貫文并帯之絹一疋為大井荘役寺務代

三藏院ヨリ十月廿日被持送則請取遣者也、

此絹ハ二ツ切テ捧物ニ相副成業分ニ（一藪宛）配分

寸尺別紙ニ在之、但タカハカリ二尺五寸計候也、

一、二貫文 同大井荘役、同寺務代三藏院ヨリ十月廿日ニ四貫文ト一具ニ被持送、

此二貫文ハ世親講

(3ウ)

捧物ニ配当之ス、世親講之儀字侶年預一円給□、則無量寿院刑部卿公、交名

被下之注文被出之、

『山城国』

一、八百文 玉井荘寺務（尊勝院殿ヨリ被出、同三藏院ヨリ被送也、）

《十月廿日》合三藏院ヨリ被持送分八貫四百文也、

『津国、先年ハ乾方給主ヨリ被出』

一、五百卅五文 長洲荘分十月十九日出之、此長洲荘事ハ当寺乾方給主之ニ、法
 花堂論所之処ニ当知行法花堂方トシテ出之、上院之上坊良寛房
 方ヨリ持送之請取出之、

『山代国』

一、四百文 猪荘分（十月廿日）勸学院之弟式部卿得業□方ヨリ被持送也、則請
 取出之、

『丹波国』

一、四百文 後川荘分（十月□日）如意輪院納所ヨリ

(4才)

被持送之、則請取出之、

『八津国、東南院殿給主』

一、七百五十文 水無瀬荘分（十月廿日）当納所觀音院帥得業方ヨリ被持参、則
 請取出之、

『越後国』

一、三百文（半濟定）豊田荘分（是ハ東南院殿知行也、）近年雖不納之儀、有限於
 所出被出了、当納所徳藏院了順得業方ヨリ被持送者也、則
 請取出之者也、此分不納之由被申、雖為難洪院勾当・実相
 坊弁得業方へ度々加問答之間、被出畢、

以上、合八貫六百八十五文也、

此分荘々請取畢、兼日ニ講師・問者・読師・新講師・新問者、其外役者〈

ニ配当畢、各々付札ヲ書テ付置者也、

(4ウ)

一、卅講捧物所下之事ハ、永正七年〔庚午〕九月十七日之日記ニ態々書注之者也、
以其面可致執沙汰者也、

一、就卅講之儀御寺務御振舞之一献在之、今度ハ法花堂之於手水屋在之、老若之

衆一献在之、并三綱所出仕〔大夫法印・大進寺主 兩人罷出、正勾当同罷出、

三綱所ハ大黒之前ヲ座敷被定置、小文之カサネヘリニ疊・赤ヘリ一疊正勾当

ハ三綱之末座ニウスヘリ一疊被相構也、九ツ居三献在之、大酒云々、

一、小綱ハ別之在所〔賢光、琳賢〕ウスヘリ、コレハ

(5才)

惣而別聞也、

一、講演之導場之現出仕之人数、先達分并新講問者等之人数ハ論義書方折紙ニ書

テ、以承仕三綱所へ被渡者也、以其現出仕之内ヲ勘定シテ、莊々饗料之札ヲ

カシカヘテ論義書方へ遣之者也、今度之論義書体ハ三藏院興教房得業也、

一、饗料之札事、於社頭執行之間、御神供分ニ毎日〔五口〕五枚分、論義書方へ

遣之、則自論義書方廳而神主方へ被遣之也、是ハ社頭之執行之時計之、於余

之在所者、無之者也、

(5ウ)

一、小綱毎日悉以出仕、是ハ為配膳之儀也、今ハ、シユクチウノ饗ナクシテ米下

行之間、配膳ヲハ不致其沙汰、雖然配膳料ヲハ小綱各々遣之、今度小綱三人
之間、一人別三升宛合九升分、当日之莊之配分□^(シ)テ切符ヲ書遣之者也、

切符書案文

切符 小綱配膳料之事、

合六升者

右為雜役莊可有御下行者也、

当日奉行〔在判〕 永正十五年十月十九日

(6才)

一、奉物之事ハ永正七年之記ニ、懇々ニ相認置之間、此日記ニ不及書付、万一於

不審之儀者、古本并庚午歲之九月執行之日記ヲ能々令一見テ、可致執行者也、

今度之日記ニモ賜テ書之注者也、

一、世親講方捧物 二貫文大井莊役、則此分為寺務役三藏院ヨリ被出之、

此分ハ先達分并問講之衆へ所下之、

此外入物三人二百五十文ツ、

一、此世親講之布施物ハ承知不取之、先奉分問講分計之衆ニ所下之、然処、
今度承仕宗善布施物可取之由、度々歎申覚悟之外也、於世親講之捧物ハ

(6ウ)

承仕方ニハ、惣而無下行之由返答、剩論義書狀ヲ取テ来ル、則無其說之由、

返事スル者也、猶以学侶之年預ニ申、於学侶訴訟スル間、学侶之年預無量寿院刑部卿使トシテ、私之宅へ被出、色々執被申ニ付、惣而所下之跡無之、至于今、可新儀事太以不可然之由申放、則古本旧記内々ニミセマウス間、此上ハトテ被罷帰、其後ハ一向ニ不及是非之儀、承仕未懸之儀申事、太以不可然也、

一、世親講方事ハ一円学侶之年預執沙汰之、則無量寿院刑部卿公実紹ニ申入ル者也、先達分問講之交名之事、自導場ヨリ以折紙

(7才)

書注、当日之奉行方へ以承仕被渡之、以其面支配之饗料之札ヲ学侶之年預へ以承仕遣之、世親講方之饗料之札莊々へ配当シテ、入物已下迄配分シテ遣之、同小綱饗料之切符モ配分之シテ書遣者也、別紙在之、

一、三十講方之先達分古講衆并新講問者等之交名ハ、兼日ニ出世方書認、執行所へ被渡、但又論義書方被沙汰之時モ在之、近年ハ大都出世之後見方被沙汰之、今度之儀ハ、出世方ニモ、并論義書ニモ、三藏院之沙汰之間、自其方被相認テ被出者也、此問講已下之事ハ、以其面

(7ウ)

見合テ捧物可所下用也、別紙ニ在之、

一、世親講方ハ学侶之年預交名之注文被出、同世親講之捧物可所下儀也、(何モノ)以請取所下之、

一、年預与小綱、三十講中毎日公文所ニ被候、依之毎日札一枚宛遣之、然処ニ永正七(庚午)九月十七日執行之時、小綱(賢光)年預小綱トシテ出世代(密乗坊英憲)兼帶シテ講行之間、小綱之札毎日一枚ツ、可遣ト云ヘトモ、配膳料方ヲ略シテ札二枚可遣之由被申、此段ハ新儀不可然之由、

(8才)

奉行雖返答、出世代可然之由堅被申之間、同庚午歳之執行之時、二枚分遣者也、則任先例今度モ小綱琳賢色々歎申之間、札二枚ツ、毎日遣之、此段ハ返々無其謂者也、サアラハ惣小綱方配膳料可停止哉之処ニ、此段ハ自往古之規式之上者、今度配膳任旧例之儀、一人別三升宛三人分、合九升分切符遣之者、今度初而之新儀云々、

一、日別之札(一枚宛)於社頭執行之上者、寺木守所下之事理運之処、又尊勝院之院家木守可為領之由、□於社頭執行之時、寺木守

(8ウ)

一人ハカリ可取之事無其体事也、又於院家御執行之時ハ、寺之木守不可取之、院家之木守可取之事、不能左右委細也、寺之木守モトリ、院家ト木守モ、各々

札可給事ハ更々理非無眼前者也、乍去、論義書三藏院フルキ以日記堅被申之間、無力兩人ニ札一枚宛遣之、依之論義書之一紙之書狀為後証取之、別紙在之者也、

一、第四日 四石五升 雜役莊 (三分二ノ定)

一石 長屋莊 (三分一ノ又三分二定)

五斗 飛駄莊 (三分一ノ又三分一定)

(9才)

合六石之所下也 (寺升定、但講演之人数随其時也)、

一、雜役莊ヨリ飛驒莊所出可積事、返々一向無其例、又ハ無故事也、寺門ヨリ可被沙汰之処ニ、雜役莊ヨリヒタノ莊之所出事、一向無理至極也、雖然今度ハ自寺門別而式百足分預助成之間、無^(左右カ)□□先者心寺命者也、於向後ハ雜役莊ヨリヒタノ莊之所出フット、不可有其沙汰者也、

一、三十講所出之事、無力之上ハ、不及了簡之由、度々於寺門歎申、致披露之間、則式百足分預合力者也、

年預之切符案文云、

切符 藥師院合力錢之事

(9ウ)

合 貳貫文者

右、依評定、於料絹之納所宗助得業方、所切符如件、

永正十五年 (戊丑) 十月十四日 年預五師英嚴 (在判)

時ノ年預五師成福院少納言五師也、

惣而依無力、拙者侘言ヲ寺門へ申、去年モ式百足預助成者也、

一、雜役莊之札六十枚用意之処、ヒタ莊加テ四十五枚分入ル也、(アマリ札十五枚アリ)、

此四十五之札ノ米員數、合三石六升五合ハカリ入ルカ

寺升定、ヒタノ莊ヲ加テノ定

飛太莊ヲ加テノ事也、惣而世親講迄分也、

(10才)

惣而十合升二三石七斗ハカリ可用意申、

一、米之用意分

市金伏升定

一石六斗八升 (代二貫文) (寺助成方之足) 私市八升四合ツ、

寺升^(延)ノヒ一石二斗六升カ

合寺升三石九斗四升

七斗 雜役莊名主等ニカル、(毎度名主等ニカル也)、

ノヒ五斗二升五合

合一石二斗五升五合

惣都合四石一斗六升五合分内々用意之、

米ハ如此用意之処ニ、寺升ニ世親講役申、加テ三石六七斗ハカリ可入也、
其分相実得テ米可用意者也、

(10ウ)

一、第五日之諸莊之札之事ハ、北伊賀莊々ノ沙汰之間、皆以闕莊之間札之事、一向被停止畢、無札云々

一、三十講・世親講ヲシトヲシテ、イツレモ五升宛所下之(寺升定)、又古講衆分ハ人別一斗宛曳之者也、

一、今度正宝院大進寺主《寛盛》卅講合力分任事儀、寺門へ被披露之処ニ、不可叶之由返答、其後度々佗言申、先年寺門ニタヒシテ被致緩怠之間、一向不可有承引之由、被申段ニ合力錢無之也、不便々々、

(11オ)

一、三十講可有執行、前後ニハ出世後見并年預五師案内之状度々在之、殊定日相定ハ、猶以度々執行所へ書状在之者也、又字侶年預状モ、然世親講之儀在之、今度之卅講之儀ニハ皆々以外之無沙汰ニ之、殊惣持院出世御後見之処ニ病氣

之間、事外之無沙汰也、臆而出世代三藏院へ佗言之、

一、捧物支配之事、

法印二人(加三綱所之)、律師二人、擬講一人、

僧綱分合三人、各五束ノ代百文、革代(四文ツ)

成業十人、各三束ノ代六十文、革ノ代四文ツ、

講師九人、各一束ノ代四十文、革ノ代四文ツ、

(11ウ)

講師卅人、各二束ノ代四十文、革ノ代四文

読師卅人、各一束ノ代廿文、革ノ代四文

問者六十人、各一束五帖代卅、又、革ノ代四文ノ

以上所下分也、

一、定入物分

承仕二人(毎度)、各二束ノ代四十文ツ、(革代四文ツ)

論義書一人、五束ノ代百文、革代四文

算合筆師《三綱所之沙汰也》一人、五束ノ代百文、革代四文

(12オ)

三綱所方、多少隨時之人數

奉行三人、各五束ノ代百文、革ノ代四文ツ、

出世後見一人、五束ノ代百文、革ノ代四文

執行一人、五束ノ代百文、革ノ代四文

以上

一、又世親講捧物所下事

二貫文大井莊紙千帖之代〔此外結緒絹一疋余〕

所下事

先達〔時之人数〕、講衆〔時之人数〕

執行 奉行二人

(12ウ)

各二束五帖ノ代五十文ツ、

結緒之絹一筋ツ、

講師一人、三束ノ代六十文

問者一人、二束ノ代四十文

此講師・問者ニハ結緒之絹無之也、

此世親講捧物之事ハ、承仕分ハ一向無之者也、

則今度問答在之、惣而所下之跡不知之、然処、今度承仕宗春無其謂子細申、

剩捧物ニ相副絹ヲ法印留守ニ内へ申、二筋取事慮外之曲事也、可取返之由

度々申遣処ニ

(13才)

不返付、然者可加罪科之処ニ、先以令無沙汰者也、於自今已後可致其覺悟者也、

一、三十講并世親講支配之事ハ、毎度年預少綱雖為何度相触之支配之事ハ、執行所之沙汰也、今度琳賢少綱致其沙汰者也、

一、世親講現出出分

十二人先達分、九人講衆分

二人問講役分、九口入物分

合卅二口分敷、

(13ウ)

惣而会式執行之儀、古今之日記等見合テ、可致取沙汰者也、於不審之儀者、

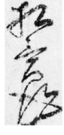
祖父慶実之自筆日記ヲ見テ可致領納者也、

一、卅講捧物多少之札各々少札ヲシテ付可下行也、

先達下 講衆・新講師・新問者等各々日記ヲミテ料足ニ札ヲ付テ可下行也、

〔結緒之六十ノ代四文ツ、〕

一、世親講ハ捧物之代ニ結緒之絹一筋ツ、

但講師・問者ニハ無之也、何モ古本ヲ見テ可致支配者也、三綱方ニハ卅
講之儀一大事之事也、能々可  (相異跡?) 者也、

叡実 (花押)

(裏表紙) (白紙)



○紙背文書がある。永正十五年十月の俱舍三十講と世親講捧物請文である。

九 寺務方〔諸庄〕納下〔帳〕(一四二二五号)

(表紙ウワ書)

英訓

寺務方納下

卅講所下ノ事在之

(表紙見返)

米 井戸堂領庄屋門脇衛門

(1才)

御油庄 永正七庚午

五条野殿請口

五貫文

〓三貫文納之、

八貫文

蘆原殿請口

廿貫五百文

〓四貫文納之、

一貫文荒分 三貫文ハ越智殿抱分之、

未年〓二貫五百文納之、十一月廿八日

(1ウ)

燈油田負所櫟本庄在之、

ヒカシヨリ

四反 辻子殿ノ下地

〓午五斗四升納之、

使者櫟本太良

〓未五斗一升三合

一反 エヒス講田

一反 タカシナ地藏下地、正法寺福成院沙汰

二反 正法寺堂田、福成院沙汰

一反 池田北ノ庵室下地

一反 正法寺善明房ノ下地

以上一丁反別十合八升宛

(2才)

長屋庄 永正七

井戸堂領 庄屋九条、元ハ大夫、今ハ正善

毛見田四反午年反別二百文定了、

公事田三町反別七十文ツ、公事錢也、

此内四反神主殿田地沽却ノ故公事物不沙汰云々、

〓三百文十二月廿三日上 〓一貫文同廿二日 〓二百文未正月八日

永正八納分

四百文去年未進分

百四十文去年未進分

永正九正月納分

十月廿三日納之、

春慶屋 二反分

五百文十四日納之

(2ウ)

森屋領 八町八反ハ庫堂ノ内ニアリ

八町八反

庄屋兩人 庫堂源四郎・同守大郎

反別五升十八文宛公事物也云々、

(3才)

此内四分一ハ菓子米 執行分 二升米
 一ハハネ米 寺務方 三升米
 トネイ
 二ハ殿居 兩人 登大路瓦師木守給也
 十八文余 夜叉五郎
 寺務方 近年成八百文 午年ハ三百四十文 庫堂源四郎沙汰也
 未年ハ三百文 同

新口 庄屋道善カ子藤五 今ハ大喜左近
 近年成五百文 ハネ米云々 瓦目代

ツ、
 七條 ハネ米四斗 名衆十二在之、
 フトナ 長 才三郎

本庄 ハネ米 兵五郎
 郡山中方
 田中北方

(3ウ)

米納日記
 二斗栄実之夏供
 七斗五升阿弥陀夏供
 三口 代九百卅六文、八升ツ、和市、九月晦日
 五斗水門父子夏供

(4才)

小麦方 五月
 ハシ升 ハシ
 五升 八郎二郎 十四日
 同升
 二斗四升 孫太郎 同日
 同升
 二斗 孫四郎 同日
 同升
 四斗五升 新二郎 十九日

大井庄

十貫文此内二貫五百文定使引物、

残現七貫五百文納之、午年五月廿四日此内二貫八百文悪銭

ハ残四貫七百元

引物同前

現七貫五百文納之、此内午十一月十日 此内二貫百文悪銭

残ハ五貫四百文

引物同前

現四貫八百文・綿二把納之、午十二月廿八日 綿二把代ハ一貫七百元

此内一貫五百文 ハ残三貫三百文

現七貫五百文 未六月七日納之、

此内二貫六百元 ハ残四貫九百元

五貫 悪銭九貫文代銭

(4ウ)

七貫五百文 未十一月八日 濃州方納之、
 合十五貫文、此内五貫文悪銭、ハ残十貫文

9 寺務方諸莊納下帳 (142-254 号)

七貫五百文 濃州方
申正月十一日納之、

三貫文 悪銭代錢

七貫文 申七月廿三日納之、

(5才)

此内所下

十五文 八幡宮祈禱三ヶ日 燈明料小綱下行 四百文 扇二本、濃州 二百五十文 油煙五廷、濃州松尾遣之、

十五文 卷数箱、西尾 卅文 扇油 十五文三ヶ日祈禱灯明料

百文 五月菖蒲フ 長屋庄延代、 十文 龍池八講燈明料、賢光

一貫文 仏餉前分

卅百文 鉢持來時 二貫文 大仏々餉 六月一日 一貫文 大仏々餉 同廿一日 一貫文 仏餉

五百文 仏餉方 三百文 杉原一束、長屋方、中 十五文 三ヶ日祈禱 將公井戸堂領催役時 九月分

廿五文 未正月祈五ヶ日 廿五文 未五月祈仏供

七

合六貫一十文

(5ウ)

卅講用意

十五文 蓋緒 廿文 筆 十文 スミ 卅文 蓋懸代 百文 柳葉

四貫文 卅講捧物 二貫文 卅親講捧物 一貫五百文 絹一疋

二百文 躑躅 二百文 油 七十文 紙、論義 卅五文 杉原一帖 書用之、 定講方中

三百文 雜々入目、 三貫文 講師裝束代 二貫文 論義書裝束代

合拾貳貫二百七十八文、利一貫四百四文三ヶ月

五百文 手番時雜用

三斗五升七賢仏供極月五日 卅文 大湯屋燈明料 四斗二合 疫神祭、出納方

(6才)

三斗七升二合 疫神祭、樂所方 八斗 大殿御施

合一石一斗二升四合代八百文

百文 長屋庄催促時、 二百文 定使給之、 百文 長屋方、定納給之、 大炊給之、

廿五文 長屋庄、十一月廿六日 大湯屋延代 一貫文 出納給 二百文 未年正月八幡御節 此ヨリ永正八分所下、

五文 長屋庄方、茶錢 五百文 正月公人中へ出之、 二百文 油三升代

百文 公人中へ、出世後見方

五石一斗二升五合 下七日本供米、大 一石三斗一升二合 同大膳方、代二貫三百文 炊方、代五貫文 文、市升八升五合和市

二貫五百文 二月堂油、 御油庄、催促 卅文 同使者 代二斗四合 使者茶せ二

(6ウ)

十五文 濃州西尾、卷数箱 四百文 扇二本 廿文 同箱 十文 油煙箱

二百五十文油煙五廷 十文龍池八講燈明料 十文大湯屋、長屋庄蓮代

三石七斗 佛餉下行、市升六升ツ、市六升、仏餉升八升二当
ル、一斗八一斗三升六合二当ル、代四貫六百廿四文

二斗下行、七月廿日代二百五十文 廿五文九月祈佛供灯明料

百文長屋庄四目之時、十月廿三日 廿五文長屋庄、大湯屋蓮代

五石大仏々餉 二石 笠間方所下

五百文公人礼時

(7才)

未年所下

三斗五升七賢佛供市八升ノ種冊 卅文大湯屋燈明料 一貫文出世講所出

四斗二合疫神祭、出納方 百八十文油三升代、寺升定 三斗七升二合疫神祭、樂所方

八斗大仏御施

合一石九斗二升四合代一貫五百文 市升七升宛和市

申年所下

五百文 公人中、正 月給之、 百文 正月、出 世後見方 廿五文 正月給、佛 供灯明料

五貫八百五十文 下七日本供米四石九斗五升、市升二 三石七斗五升二当、六升五合ノ和市 二貫五百文 油二斗四合、 二月堂方

二貫六百五十文 同大膳方、二石二斗五升六合、和 市同、市升二一石七斗三升五合当

(7ウ)

四百文 扇二本、西 二百五十文 油煙五廷、松尾遣之、 十五文 卷数箱、西尾殿

五百文 烟古茶一斤、西 七百五十文 西尾在ナラ時、 廿五文五月祈仏供 尾在京遣之、 榎遣之入目

百文五月五日、公人中へ出之、

仏餉升六升五合 市五升六合 七升八合、代三貫文 八百八廿五 三石八斗渡候、此内二石三斗四升、佛餉升二八升代四貫七百五廿五文 五月廿三日三合八夕延

一石四斗六升、市四升ツ、 五斗二升五合 代二貫百文 合五貫文

(追筆) 「十文龍池燈明 十文大湯屋、六月蓮」

(8才)

上人方

三石 窪庄、賀藤庄、 三石 妙春房 十 二月四日 二石六升 妙春房 十 二月四日

二石二斗四升三合 妙春房、十 二月十二日 二石四斗 妙春房、十 二月十六日 一石二斗 澄藝、月利十 二月廿八日

所下

一石五斗十二月廿七日ツク 一石五斗十一月十七日 一石五斗同 一石五斗十二月十九日

遣分 三斗十一月廿五日 八斗廿六日 四斗廿七日 六斗廿八日 二斗十二

月十一日 五升十二月十二日 二斗十二日 三斗十一日 三升人夫食

二升同

(8ウ)

六貫文自井戸堂 七貫文同 五貫文自矢田

9 寺務方諸莊納下帳 (142-254 号)

七百卅文 井戸奉加、自祐春房 九百文 忍辱山知恩院、十二月廿七日 十二文神主大ヒ

三百六十文 田空房、未年分 同十二文知慶 同十二文道照

百廿文 良勘房、午年分 同十二文円乘 同十二文良学、同十二文良春 同十二文円良

百廿三文 興春得業、午年分 同廿四文 高島兩人、興春口入、一貫文、未正月分、念仏堂ヨリ

六十文 当房六郎、午年分 卅六文 清河、午年分 百十一文 拜殿三人、午年分 廿四文 コケ松、午年分

十二文 田明・妙心、午年、六ヨリ十二マテ、 十二文 同兩人、未正、ヨリ六マテ 百卅五文 田空・英玉房、未年分十一人分

(9才)

所下

五百文 永正七六月、在奈良時、 百文 正法寺喝、食上洛時 三百文紫木 百五十文折敷十枚

二百文ワレキ 廿二文油 百五十文茶院 (極)

国中東大寺領

櫛本庄百五十町 (感) 百七十町 本庄卅町清須美 廿町 (澄)

桧垣庄十町 田中庄廿一町大へ庄十二町 (ち) 白土庄箕田卅六丁

石川庄廿五丁 少南庄、雜役事也、 郡山庄八十町 中辰巳東城薬園庄

大井庄卅六丁、或鑑堂トモ云、 薬園庄五十七町

中方三名 本方公文一名

辰巳方下司一名 辰巳方一名

沙汰者一名 助次郎分一名

(9ウ)

薬園方一名 東方一名 辰巳磯方一名

以上八名六斗四升 ハネ米八升宛 公事錢六十文宛沙汰

田中北方四名 ハネ米 八升宛 上立米一斗宛富祢筵

七斗二升沙汰也、

(以下余白)

一〇 俱舍三十講等記 (一四二一五二四号)

(表紙ウラ書)

三十講日記

上生院之

(異準)
「權律師」淨觀

(表紙見返し)

児三人 下笠間、平清水 幸徳井

一、絹三、(衣二一人ハ絹ハカリ)、足駄三足、淨履三足、扇三本、袈裟三帖、

入元結三、鼻紙三(若氣紙等モミテ可渡之)、活香袋三

(1才)

卅講日記

一、予寺務納所仁以落書被撰之、依之先達者可有卅講始行旨、及度々被相催也、

依之於寺門此旨令披露処、涯分被相調可有始行云々、

一、天文七(戊戌)七月七日仁於大湯屋、荒請定置之、

一、先途者加行事、内々被伺機嫌之処、許可之旨申間、八月七日始之、或又

同月十三日ニ始也、

(1ウ)

同十五日六日、或十八日ニ皆悉被始加行畢、

一、論義書事、中将擬講申合畢、然彼古講衆尤不可承引之由申、張本人英運・興

定也、余古講衆引汲而、既ニ破ニ及畢、雖然、依嚙ニ九月廿八日落書仁無為

之由、興定申来了、張本人ナカク、又内儀入於手、被申子細在之間、兎毛角

毛旨申条、無事ニナル歟、以之思之、張本人トテ雖申諍、依不可成事、又如

此有定歟、

(2才)

一、論義題各賦訖、但英証一人者在在、不被取題、然手番請定以後雖有上洛、(奈良)

不取題而十ヶ日計  (注?) 之、取題也、

一、手番請定十月廿四日(甲子)以承仕章衣而触之、手番評定衆法印英運訓、擬

講快憲、擬講証芸、大法師実憲、五師頼賢、法印公意、

一、此時会之日中飯兩膳菜三、追膳菜五、汁三(引物在之)、酒勸之、手番訖後、

初献毛雜

(2ウ)

第二温麵(吸物)、第三(水 ) (筥?)、昆布、菓子二下、

一、執行所役十一月四日諸莊任支配状、以小綱触之、

一、手番請定仁来廿七日、定日云々、然上遷宮以後卅講被勤行旨、可然由評定間、

古講衆一藤英蓮方へ以香觀房延引旨申遣、心得申由返答在之、十一月十九日
延引事申送畢、

四貫文 卅講捧物代〈大井莊役云々〉、

一、雖為執行所役追支配事、十二月二日以小綱相触畢、

(4才)
二貫文 世親講捧物代

(3才)

五百文 世親講絹代

一、卅講始行定日事、来十四・十五間者、对酒直〈中将擬講〉折紙遣之、則十二

二百五十文 獵足〔蠟〕都十一

月七日古講衆披露在之、十五日可然由折紙来了、〈十二月七日〉

二百廿文 油二升五合代

一、從十二月十五日〔卯日〕始行至廿日首尾六ヶ日結願訖、翌日廿一日日本世親講

廿文 筆

在之、講師依春芸法印詔令勤仕畢、今日則入不在之、新講師十一人一番経健、

已上

二番英慶、三番公胤、四番〔訓芸、珍賢〕同時、五番実耀、

四百文 後川莊下行

(3ウ)

合十二貫九百九十文

六番英実、七番〔英海、実祐〕、同時、八番良重、世親講問者、為古講衆一藤

(4ウ)

一、第五日一献入目餅米八斗〔十合〕 赤飯・餅

一、英憲日記云、卅講入目注文

百五十文 小豆一斗

五百文 手番会合

百五十文 味噌

百文 請定并論義書料紙

三百文 木具〔カスエ廿五枚、カナカケ五束、フチタカ四十、ヤマ

三貫文 読師装束代

〔折敷〕
トヲシキ卅枚、ヒツヘキ卅枚

二貫文 論義書装束代

(5才)

五十三文 芋一斗五升

卅六文 五卜入

廿文 ストキ

十文 イ、モリ

廿九文 午房三把

卅文 ハス

七十文 山芋

卅五文 コフ

卅二文 クロキ

(5ウ)

十文 クルミ 八十文 豆腐廿延

三十文 昆弱 十四文 ハス

廿文 串柿 卅文 ミツカン

廿五文 サクロ 五十文 柴

四百四十八文 酒三斗二升

六十文 中間・下部等飯米

合二貫七百五十四文

(6才)

二貫文、為卅講訪、正法院・薬師院下行、以西国方返弁由評定訖、
天文七年十二月十八日 於衆会所評定也、

一、長屋莊役札事、

一斗 宛札八 合八斗 五升 宛札八 合四斗

五升 小綱配膳料 一升 世親講方小綱配膳料

式斗 加取分 承仕下行、

合一石三斗六升

市升二七斗四升八合 代八市卅八文 修正導師和市九升五合八勺

九升五合五勺

(6ウ)

合一石三斗六升 (寺升宛)

市升二七斗四升八合

代錢七百七十八文 修正導師、和市九升五合

十八貫五百廿八文

惣合廿四貫四百五十八文

此内十六貫文請取之、

残引遣八貫四百五十八文

二貫五百廿八文

リ九百十文 リ九百卅七文 九ヶ月定

九月 十八文 年預五師

(7才) (白紙)

(7ウ)

国衛方、寺務方、卅講方

三ヶ所引遣、

合五十二貫七百廿五文

此内連々請取之、

請取状遣之、

一、五貫文 天文八〔己亥〕八月五日、從金藏院

(8才)

同

一、四貫二百六十三文、亥八月七日、從金藏院請取也、

請取状遣之、

一、十貫文、亥八月八日、從金藏院請取、

請取状遣之、

一、五貫文、亥八月十六日從金藏院

已上者国衛・三十講・寺務方分且請取之、

一、六貫八百文、亥八月十九日請取之、

此錢者、濃州へ上使〔清安カ子〕下向時、種・路錢合十四貫余引遣、返弁残

三貫四百文也、仍本利合六貫八百文請取之、

(8ウ)

天文八年〔己亥〕八月十九日納、

一、三貫文、高瀬下長方土産油煙十延伏川上名十貫文、上葺引替内、為且分請取

之畢、天文八年〔己亥〕八月廿八日、從金藏院被返弁訖、

一、一貫文、本油煙十延代、四百八十文利、從〔己亥〕十月十五日至同八年八月

晦日、十二ヶ月從金藏院請取之、越中下長方土産引遣、

一、五貫文、且納防州大野正税内料絹方納之、

天文八〔己亥〕九七從金藏院且請取之、請取状遣也、一貫六百六十七文、

〔己亥〕十月十七日被渡之、合六貫六百六十七文、修理納所

(9才)

一、二百文カナヤケ二反、イコシハウ一反、

合三反、天文八〔己亥〕八月廿日七郎卜十郎卜兩人二秋反錢下行之畢、

(以下四行分余白)

(9ウ)

維摩会日記 天文八〔己亥〕

一、九月廿九日(小月) 注記南院ヨリ状到来、其状曰、会当年執行在之、聴衆ニ
十戒等事可申触云々、

一、転害会神馬飼莊々支配事、
(12才)

一、十月朔日勸学院頼賢得業方、切口之間申触處、重而返答可在之云々、其後度々

長屋莊 糠二斗、藁一束

雖申催無一途也、

一、手搔会棧敷并樂屋裏板

一、同月十八日(午日) 心得申由、重衣ヲ着シ来坊被申了、

三輪板支配事

(10才)

長屋莊 百枚

被申了、

一、神馬飼四 廿四文、藁四束代二人糟代

一、十月十一日南院方へ重而年戒等可申談之由、状遣之也、依留守状ヲ預置了、

神主方へ下行畢、天文八(己亥) 九月日

一、天文八(己亥) 十一月廿三日衆会在之、就大会聴衆儀、暫退事上位下位、早

(12ウ)

披露在之、評定曰、暫退間、可有下位暫退也、擬講得業依不足故、次上位人、

鳥羽谷反錢 天文八(己亥) 八月

擬講或得業へ可被退也云々、

四十苜一反二百文宛

(10ウ・11才) (白紙)

五百文 廿七日、一貫文 九月一日、

(11ウ)

一貫四百文 九三、二貫九百文 九四、

一、手搔会棧敷差筵并樂器打窪支配事、

合五貫八百文、請取正円方へ出之、

長屋莊四枚

三貫四百文(請取正円方出之) 九五、二貫六百文 九六、

一、八幡宮一鳥居次西至春神北向路次掃除事、

一貫四百文 九七、百文 九八、

長屋莊 六丈六尺

三百文 成福院ヨリ

合十三貫六百文

八貫九百七十文

残四貫六百廿七文

(13才)

所下

一貫百文 ケサ一帖、 四十四文 足駄鼻ヲ二足

六十一文 五ト入五百、 廿三文 又ツキ 五百

百文 ケサ縫賃、 四十文 ムシロ四枚〈長屋〉

六文 ハス〈長屋〉、 八文 コフ〈長屋〉

十二文 トツサカ〈長屋〉、 一文 柿〈長屋〉

一文 モチ〈長屋〉、 廿五文 午房五把〈スエ肴、又雑煮〉

廿文 カナカケ一束、 三文 ヤマトヲシキ

卅文七十文 芋二斗、 〇百文 アツキ八升五合

〇七百五十文 餅米六斗、 卅文 兒上リ 一足

(13ウ)

百五十文〈長屋莊ニ掃地、夫賃三人代〉、

〇百〇廿文 文 カナカケ六束代

九月八日

〇十八文 ヤマト折敷六束九八、廿四文 コフ三卷 居肴九八

〇十八文 クロメ三把九八、 〇十文 トサカ 九八

〇五十文 午房十把九八、 廿九文 コキ 二具

七文 ヒサク 納、 六十五文 大和折敷 十枚〈拾分

〇卅六文 大根甘把九八、 廿五文 ハス 九十

〇卅五文〈カワラケ油器百卅九月十日 素五ト入〉、

卅三文 シヲ三升九十

百廿文 帯一筋九十、 〇七十文 芋二斗 九十一

一貫百文 ケサ一帖九八、 百文 同縫賃

(14才)

五十二文 破来一荷〈九、十二〉、 六十文 金薄五枚 九九

四百文 前祓下行〈清定、清氏〉、 六十文 兒衣ハリ賃二二人

一貫百六十文 酒代、 六十文 一献時ホウ雑用

五文 ハシカミ、 〇五十文 松茸一献用

五十文 芋一斗五升、 〇四十一文 大コン甘把

卅二文 唐フ十、 〇卅一文 根若十五延

十四文 ス一斗、 〇七十文 餅数七十〈ホウ雑用〉

十二文 薄部、 百六十三文 饅頭



十五文 シヤクロ、 〆二百文 ミソ

(14ウ)

百文 柴

百文 道祐下行九廿四

(以下余白)

(15オ)

来七日 大衆宿坊酒肴莊々支配事

長屋莊 (酒一升二合、膳別肴二前、折敷菓子二前、大土器七)

式

肴 (コフ、ハス、トツサカ、カウイリ、コハウ)

菓子 (モチイ、アフラ物、カキ、ナシ、クリ)

(15ウ)

天文八 (己亥) 年納下事

一、二百文 クラ堂ヨリ納之、霜廿三日、残百文、廳而可納之旨、出納申来了、

(以下余白)

○裏表紙見返・裏表紙は白紙

○紙背文書がある。中証院宛書状が多数であり、天文七年の年記も見える。

一一 俱舎三十講日記 (一四二一五二二号)

(表紙ウワ書)

実英

三十講日記

(表紙見返し)

論義書ノ之時、論義皆書畢、奥書ニハ首尾六ケ日結願卷延訖、

論義書案ト書之也、

(1才)

一、札支配事、

先達分ハ五升宛、講衆ハ一斗ツ、

神供 一斗ツ、問者 五升ツ、

新講師 五升ツ、

以上

(1ウ) (白紙)

① 応永三十年俱舎三十講日記・付永禄四年浄実撰? 記録断簡)

○ 2才〜7才は一四二一五一九号 (史料翻刻七号) の写。

○ 以下は別記事の竄入。永禄四年のものであろう。

(7才途中)

一、講衆中藹ノ所役也、於無中藹者、成業《体》纔退シテ勲之、又於為講衆者、

非中藹モ補之、往古経寛三位公、雖為非中藹沙汰之畢、

一、論義書文卷毎度道場ニ置捨、至第六

(7ウ)

日首尾六ケ日結願、卷ト延ヲ書之、寺家エ持參ト云々、

一、論義書料紙并柳葉瓦硯、寺務代用意之、

一、論義書前火鉢《立炭在之》闕荘之時ハ、立炭無之、

一、出仕鐘毎日論義書下知之、

(8才)

クハル

一、札賦事、毎日二座三座間、論義書役也、

一、札数論義書毎日会行仕へ申渡調之、

○ 以下、8才途中〜13ウは再び一四二一五一九号の写。

(14才)

以上

写本奥書云、

当年卅講執行可有之由、治定畢、予論義書可勲仕之由、從寺務代浄芸僧都、

再三雖被申短才愚鈍之間、令堅辭訖、然者、老若会合之次、寺務代并物説從

初日

両所、以成業兩人為使節、当職之儀、達而被申条致其請也、從幼小之曾初、

両笠間・薦生莊 札数五十八枚

因内之勤求不淺故、神明之感応歟、座之論義以

此内三分二両笠間莊、深井坊貞忍房ノ沙汰、

(14ウ)

此内三分一薦生莊、教觀房沙汰、

暗誦之結縁、備上生内院往詣之良因矣、

第二日

永祿四年（辛酉）八月十七日花嚴末葉阿闍梨淨実

藥園莊・清澄莊 札数六十三枚

露命四十

(15才)

(以下余白)

(15才)

②天文二十三年俱舎・世親両講請用途納下記録

俱舎卅講（天文廿三年正月十日ヨリ於新造屋始行）

此内三分二、四十二枚、藥園莊正宝院沙汰、三分一、廿一枚、清澄莊安樂坊

一、寺務代出世後見觀音院法印英訓

畢、

一、論義書勸学院教觀房珍賢古講衆

(16ウ)

一、当年預信花坊英運五師

第三日

一、学侶年預惣持院英海

櫛莊 闕莊

卅講所下莊役之事

第四日

(15ウ)

雜役莊・長屋莊 闕莊

第五日

北伊賀莊 闕莊

(17オ)

第六日

黒田莊 札数六十四枚、当納所普賢院

一、毎日論義書ヨリ 住(注) 文ヲ出サル、是ヲ以テ各々支配ス、

先達分時ノ人数、講衆時ノ人数

重役時ノ人数、問者時ノ人数

(17ウ)

神供札五枚、出世後見一口、論義書一口、

問者一藁一口、承仕ニ渡ス、

同執行ヨリ下行定入物

奉行一口、勾当一口、《年預》小綱一口、鐘ツキ一口、花摘一口、七堂モヨウ

シ一口、木寺一口、主典一口

(18オ)

一、木守今度無体ニヨリテ札無下行、

三十講捧物支配

莊々ヨリ請取分

四貫文 大井莊 (二千帖之代、寺務代ヨリ出)

四百文 後河莊 (二百帖之代、寺務(代脱) 觀音院ヨリ沙汰、

八百文 玉井莊 (四百帖代尊勝院御沙汰、惣持院ヨリ出ル)

(18ウ)

《半分》

三百文 豊田莊 (六百帖代東南院ノ沙汰、無量寿院・中証院ヨリ出ル、

《前ノ日記ヲ被出、今ハ二百文》

四百文 《中門堂》猪名莊四百帖之代、勸学院ヨリ沙汰、

《永祿四《酉》卅講之時、如前二百文可出由、中門堂重々雖申、前代如旧記
四百文不出者、可罪科由、下知之処、後日又二百文出了、当座ハ二百文出
之、合四百文出也、》

七百五十文、水無瀬莊色革之代《学侶年預ノ沙汰》

(19オ)

五百卅五文、長洲莊五百二束之代、乾殿ヨリ沙汰、各以杉原ヲ請取ヲ出ス、

請取 卅講捧物料事

合、代付在之、

右、從何ノ莊所請取如件、

年号月日 執行実名 (判アリ)

(19ウ)

卅講捧物支配

僧綱已講 五人 百文ツ、革代四文ツ、五束之代

成業七人（此内二人成業一藤・二藤開白結願三束代六十文ツ、革代四文ツ、

講師卅人 二束代四十文ツ、革代四文ツ、

読師卅人 一束代廿文ツ、革代四文ツ、

問者六十人 一束五帖之代、卅文ツ、革代四文ツ、

(20才)

此外

承仕六人 二百七十文、今ハ三人ニテワル、

論義書一人 百文、革代四文

算合 筆師一人 百四文

奉行一人 百四文

出世後見一人 観音院百四文

執行一人 百四文

(20ウ)

合

一、卅講捧物支配五十文ツ、等分

一、二貫文寺務ヨリ請取、支配ス、

先達分十二口、講衆七口、問者一口（四十文）

講師一口（六十文）

一、絹一疋寺務ヨリ出ル、同杉原一帖出ル、（絹三尺五寸タケ四ツワリ、一ツ、捧

物ニ是ヲソウ、）

(21才)

定入物

出世後見一口、執行一口、奉行一口、

勾当（捧物ハ無之）、小綱（捧物ハ無之）、承仕二口、

七堂（捧物ハ無之）、花摘（捧物ハ無之）

合

一、世親講札之支配饗料膳別五升ツ、

(21ウ)

黒田荘 十七枚、八斗五升、配膳料六升、納所普門院

両笠間 六枚、三斗、配膳料二升、長忍房

薦生荘 一枚、五升、配膳料一升、教観房

櫟荘 三枚、一斗五升、配膳料二升五合、普賢院ヨリ出ル、

菓菌莊 四枚、二斗、配膳料一升、正宝院沙汰

清澄莊 一枚、五升、配膳料一升、安樂坊沙汰

(22才)

長屋莊 一枚、五升、配膳料一升〈普賢院沙汰、寺(務脱?)ヨリ沙汰〉

雑役莊 三枚、一斗五升、配膳料二升五合、普賢院ヨリ出

一、世親講饗料下行事

先達分十二人、講衆七人、道場ニテ引之、

人別五升宛、

定入物

出世後見一口、執行一口、奉行一口

(22ウ)

勾当一口、小綱一口、承仕二口、七堂一口、花摘一口、各執行所ニテ引之、

一、第六日以小綱、世親講饗料・同札トモニ明日早々執行所へ可被持トフル、

則莊々へ請取ヲ出ス、

(23才)

請取 世親講饗料之事

合、升数ヲ付、同配膳料升数書之、

右、從何ノ莊所請如件、

年号月日 執行〈名判〉

以正法院本写之、近年之執行之趣也、以之可為覚悟之、

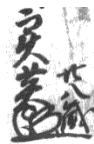
永祿四年〈酉〉十二月五日書之、 淨実判

(23ウ)

天正八年〈庚辰〉林鐘下旬之比、卅講可有執行之由、風聞之間、以淨実擬講

書写之訖

花嚴末葉沙門 実英〈廿八歳〉(花押)



(24才)

③明成七年〔俱舎〕三十講私覚日記

卅講私覚日記〈英訓之自筆写之、頭円之日記ト在之、〉

一、唄ハ初座計真也、後之ハ略也、(但結座世親講合三度真也、)

一、寸(対)楊ハ初日ノ初座ト第六日ノ結座ト第七日ノ世親講ト三度本々ノ寸楊也、

何レモ三度寸楊ハ上業一臈二臈ノ役也、

一、開白講師ハ上業ノ一臈、結座ハ上業二臈ノ役也、

一、散花ニ立事ハ開結并世親講三度ハ惣ノ衆悉

(24ウ)

散花ニ立也、毎日朝座計惣ノ上業講衆悉立畢、僧綱ハ皆毎日散花ニハ不立也、

(26才)

一、毎日之ニ座目ヨリハ上業ノ内半分ツ、替、散花ニ立也、講衆モ同也、

一斗ツ、二重役ノ人ハ、毎日二斗宛、三重役ハ三斗也、

一、開白ノ講師ト結座ノ朝座ノ講師トハ自集会所青甲ヲ懸也、

一、新聞者モ五升宛也、重役勲之者、其日ノ布施ノ外ニ五升ツ、重ノ教等ト請也、

一、世親講ノ読師ニ登人不懸青甲ヲ也、

一、第七日ニ世親講捧物并卅講之捧物請之、新聞者ハ卅講之捧物計取之、請取新

(25才)

問者ノハ如此、

一、第七日ハ世親講ヨリ前ニ入不在之、

請卅講捧物事

一、学侶年預・諸衆座列畢、披露者如先規新講師衆皆字侶競望候ト云テ、一々ニ

(26ウ)

義ヲ下シ畢、評定ニ先規ニ任セラレヨト皆云々、サテ年預立テ入不ノ名帳置

合、三重役ノ時ハ三口ト書之、以之知之、

之、

右、誰人法師所請如件、

一、入不ノ入次第ヲ年預折紙ニ第一誰等ト書付也、

年号月日

(25ウ)

請世親講捧物之事

一、世親講ノ講師ハ僧綱ノ役也、誰人ニモ詛畢、問者ハ講衆ノ一臈ノ役也、是モ

合

代不苦也、

右、准大法師分云々

一、卅講開白ニハ新句表白在之、第六日結座ニハ新句表白無之、長勸請ニ仏説觀

(27才)

普賢菩薩行法經・影向神等也、世親講ニハ新句表白在之、

一、上業僧綱并講衆ハ二ノ捧物悉取之、新聞者ハ、卅講ノ捧物計取之也、何モ執

一、毎日朝座ハ長勸請也、

行所ニテ下行也、

一、僧綱并成業ハ毎日布施五升宛、講衆ハ

一、世親講ノ捧物ハ五十文結緒之絹一筋、

一、卅講捧物四十文（并革ノ代四文）重役ヲ沙汰畢ナハ、又一口請クヘシ、其數等ト如何程モ請之、卅講ノ捧物ハ六十口從寺務下行ナル故、口數請ヘシ、

(27ウ)

一、重弘法印ハ祖父死去畢、五十日過畢テ廳而加行被始畢、新造屋道場へ所作ノ時計出入畢、

一、開白結願計所講ヲ読ム也、開白結願ハ経尺在之故也、

一、上業ノ内ニ律師マテハ円座ヲ置也、

一、結座ニモ無脇重難、

(28オ)

一、裏頭衆ハ縁ニ龍田筵ヲシク、

一、於英嚴得業_ニ者、雖為母ノ服者、依為当年預於集會所在披露、道場ノ毎日ノ出仕許可畢、

一、天文七年戊自十一月十五日、卅講執行、寺務代公意法印、読師公意法印 評定畢、論義書証芸擬講沙汰之、其時

(28ウ)

擬講論義書無其例云々、

俱舍卅講第三日饗料

明応七年

八幡宮御供五口 一斗宛（何モ寺升定）
講衆分 同

定入物六口 同

先達分 五升宛

新聞者六口 同

(29オ)

三綱所二口 同

勾当一口 同 承仕六口 同五升宛

公人方四口 同 油洗米代五十文

合四石六斗

世親講三口 四斗宛

三貫文 一斗二升宛和市

一、裏頭之事、各所作已後者、皆之致斟酌

(29ウ)

雖無聽聞、余之無人之折節、裏頭一向無之事不可然、所詮所作已後モ裏頭ニ可被出之由、講衆・先達分評定シテ、裏頭之中へ被申触畢、仍聽聞在之、可然覺、

一、裏頭出仕ニ縁ニ龍田筵敷之莊役也、

一、若所作之申事出来而、日暮初夜ニ至ラハ、一座・二座ハ後日へ被残畢、依之次之日八座在之、

達分ハ五升宛 (31才)

一、初日莊役兩笠間・薦生莊相合十之内、六

近年下行也、論義書・出世後見者、每日加分札一枚宛、然而今度論義書札、

(30才)

者、兩笠間等分、四者薦生莊役見タリ、一石八斗ツ、出、合三石六斗二升五

如先達加分札出畢、講衆分論義書者、所作之間、加分モ講衆分ヲ可被引由

合、又世親講出畢、兩笠間分也、

被申畢、仍下行ス、然而出世後見モ論義書モ毎日自始終迄着座、依粉骨一枚宛加分有之、出世後見平之札ヲ出事、曲事之由被申、雖然寺家執行之間、堅

一、初日仏供・油・炭三莊役、仏供者、上笠間近年沙汰、炭・油者、乾と下笠間

無訴訟歟、

取合沙汰畢、今度者、仏供下笠間、油乾沙汰畢、

(31ウ)

一、第二日清澄ノ莊沙汰、安樂坊ニテ下行畢、先達分五升宛下行畢、

一、第五日読師、親初献、赤飯・雑煎・クミツケ、其外三献アリ、

(30ウ)

一、第五日三十講先達分捧物六十四文宛下行在之、

一、第三日櫟莊役、

一、毎日饗料六石也、

一、第四日長屋莊役、是ハ寺家沙汰也、

一、世親講々師順役之人、雖他人誂、入不ニハ出仕在之、

一、第五日北伊賀莊五ヶ所也、闕莊也、

一、承仕毎日六人分下行也、今度者人ヲ雇出畢、三人奉公也、無出仕仁不謂之由、

一、第六日黒田莊役、黒田納所之仕配也、

執行訴訟也、

一、捧物之事、寺家ヨリ四貫文被出畢、講衆訴訟在之、遂ニ被申達、四ツ過ヨリ

(32才)

執行也、

論義書定所下之間、可有下行之由、下知之間、下行畢、下行之余分執行得分

一、毎日諸莊役饗料、講衆分一口一斗宛、重役者、二重役ハ、二斗次第如此、先

之間、申者也、

一、今度十一十二歳之児達得度也、皆毎日裏頭ニ被出畢、法会ニ莊嚴尤可然者也、

俱舍卅講饗膳生料支配事

一、今度惣読師并論義書へ、自寺家坊二百疋宛被遣畢、西室ヨリ公意僧

初日

正之時、兩人へ五百疋被遣畢、是ハ乍輕微、又御坊人之事也、今度者他門外

六石 上下笠間

薦生莊

様之御樽、余比興云々、

第二日

(32ウ)

六石 清澄莊(二石)

菓園莊(四石)

一、明応七年(戊午)十二月廿四日、自下笠間延定郷云方、八幡宮倍從神樂被參

第三日

畢、寺門方下知成敗事、堅被申間、則年預五師英順方へ申届、神人・公人令

六石 櫟莊(五石)

賀茂莊(一石)

下知被執行畢、天王寺伶人六人・南都伶人二人、以上八人也、楽頭方へ寺升

(34才)

〔此内四斗別符、六斗官省符〕

拾三石五斗下行、火焼役公人丸(上司一人・下司一人)兩人ヨリ一人宛出畢、

第四日

六堂之役云々、下行者寺升五升宛、合一斗下行畢、

六石

雑役莊(四石五斗) 長屋莊(二石) 飛駄莊(五斗)

(33才)

第五日

一、神人等神藏分下行一斗有由申間、笠間旧記、余下行一向無之有間、神人之中

六石

北伊賀莊

旧記分明ナラハ、已後寺門へ可出、然者此方ヨリモ旧記ヲ出畢、寺門之可受

第六日

評定、後日可為成敗之由申、先無為ニ令執行畢、初夜之時分初マル、一時迄

七石

黒田莊

モナシ、又火焼之下部公人丸召加也、黒木十二束、莊切畑ヨリ上ル也、七八

世親講饗膳事

ケ年ニ一度宛始行スル事ト、笠間日記見タリ、

一石七斗五升

黒田莊

(33ウ)

(34ウ)

八斗五升 筭間・薦生莊

一石一斗 北伊賀莊

同莊役

黒田莊十五膳 (二膳別五升ツ、七斗五升) 配膳料六升

両筭間・薦生 九膳 四斗五升 配膳料三升

北伊賀莊 十膳 五斗 同料三升

櫟莊 四膳 二斗 同料二升五合

薬菌莊 六膳 三斗 同料二升

(35才)

長屋莊 二膳 一斗 同料一升

賀茂莊 二膳 一斗 同料一升

雑役莊 四膳 二斗 同料二升

(以下余白)

(35ウ) (白紙)

(36才)

(④天文二十三年〔俱舍〕三十講日記)

卅講日記

一、去天文十七年執行之企雖在之、無種姓之仁体、金殊院符弟学僧競望之間、講

衆依無同心、既後夜入堂迄雖有沙汰、空延引畢、且者寺門可信仁体無之故歟、

且者先途者、無調法之故歟、神慮難測者也、依之当

(36ウ)

寺之為躰追月零落、隨時臥退、悲涙不少、于時天文廿二年之秋、亦執行之企

在之、追年寺領相違之間、会式之料物一円闕零、又古講衆只五人在之間、論

義之支配一向難調、剩物誑英訓法印、雖無疎意生得油断之条、会式之調難成

事万端也、爰先途者、七人之内日夜唱会合雖有談合、四五人者

(37才)

無分別之仁也、云彼云此、不運至極事共也、雖然、交衆之執心依不淺、夜於

繼日調之畢、

一、学侶唱集会卅講之事、披露之处、無異儀預許訖、于時二度目之集会為評定、

先途者、新問者衆に假衣へ墨入事、為新儀之間、豎可停止之由、被申送畢、

則新問者、先途者各別に

(37ウ)

唱集会評議之、抑假衣墨事、往代之儀者、不知之、近来三四十年以来者、

連面被着用事、触見聞之条、不可承引之由、返答之、其時学侶衆以外腹立而、

所詮卅講不可執行之由、被申切畢、其間數々度之集会、重々之間答、不及載之、爰新聞者仁、為調法、先途者・新聞者一味之取連判、先途者口付

(38才)

書狀從学侶新儀被懸申上者、諸事申談寺門へ可致訴詔之由、申送畢、不及余儀之由、先途者返答了、傍又尋上古・当《時》非一臈・二臈以來現存之仁体、皆以自新聞者之時、墨衣着用由、慥才覺之畢、弥々得力堅固之諍論也、既寺門分左右老若、互之野心深重也、誠破僧・破仏法之時節此

(38ウ)

時也、爰老■僧之内一両輩籌策被出、先以此題目会式以後迄、可預之由、調法畢、以之思之、從学侶之被申事、一円新儀非法題目歟、仍此公事会式以後迄延引也、

一、荒請定者、先年既置之間、今度者不及其沙汰也、手番之請定者、論義

(39才)

相手為知之、今度廻之、

一、惣説談義霜月一日在之、当所之本義抄持之、凡其所説之様者、本義抄第六上被談之、今此本義抄者、尊勝院宗性之御抄出也、源珍海已講就俱舍論明眼抄三帖被作之、其御抄出ヲ思惟而被抄出之間、号明思抄、今ハ本義抄口之也、

夫俱舍論付抄物多之、大義抄ハ藏

(39ウ)

田之草也、見患意抄者、聖禪僧都之草也、三季抄モ同聖禪草也、当日之談義ハ当処初番之論義、只一帖之談之式ハ、一帖二帖談之云々、今度之様者此分也、

一、先年中証院公意法印談義之時者、俱舍頌疏第一造論之縁起長之ト被談之云々、是ハ伝説也、

(40才)

一、今度英訓之時之談義、初日ニハ自読師一献在之、初献赤飯・サウニ・菜三ツ、二献スイ物、三献菓子マイル、先途者之外、老若十四五人法用也、

一、第二日一献自先途者、沙汰之、ヲユツケ、菜十二、二献イモマキ・スイセン、三献菓子・スイ物等、随分取ツクロウ也、先途者之外二臈法印頼賢・三臈法

印英巖擬講

(40ウ)

栄賀・興定、論義書珍賢召請之、天氣快然仕合能也、

一、俱舍論ハ婆娑論二百卷ヲ一度九旬之間、世親菩薩御所覽アリテ、六百行ノ頌二作リテ号俱舍論ト也、顕宗論ト者フリス、キニ、有宗ノ所立之義ヲ述タル

論也、故二俱舍論ニ小々經部宗等ノ義、并論主ノ本意ノセラレタルヲハ、悉
 頭宗論ニ破之也、

(41オ)

論主ハ經部宗ト御同心有之也、非御本意義ナレトモ、薩婆多許シ来レル義ナ
 ルヲハ置伝許ノ言給ヘル也、是レハ非トモ御本意ニ有宗許シ来ル義ナレハ述
 之ヘ句言 故、論主ノ前ニテ伝許ノ言ヲハ表ル、不信ノ義ヲ詞也、

一、今度古講衆英実・実雅・珍賢・訓芸・公胤・憲祐、以上六人在之、此内憲祐
 ハ被他国畢、残五人余無人数之

(41ウ)

故、論義難成之由被申、然処、十月之比、誦師英訓法印被勘旧記ヲ処、カウ虚正
 年中ノ旧記ニ講衆五人在之、無人之故重役ヲハ第二重計リテ、勲役ト云々、
 則此旧記ヲ集会エ被出、任彼例ニ今度モ重役ヲハ第二重計リニテ沙汰畢、彼
カウ虚正年中ノ旧記ニ云、第二重計ニテ、重役病之事、不可然、所詮、法花会遂

(42オ)

業ノ時、可押之由筆ヲハノコサレ畢、然間、今度第二重計可有沙汰事、不可
 然由両三所被申方、雖有之、異義ニハナラレサル間、則第二重ハカリニテ、
 勲役了、然者又憲祐歸寺之間、以上六人在之、

一、今度莊役之事、ケツ闕莊也、キチノモト・雜役ノ莊・カモノ莊等闕莊也、笠間
 カモウヘ上笠間沙汰之、イナノ莊、サナエノ

(42ウ)

莊等ハ皆布施下行在之、ヤコウノ莊モ正法院被出了、則彼仁布施下行在之、
 西院マテ布施下行アリ、

一、越中ノトイタノ莊ハ、東南院ノ御■所出也、則門徒衆沙汰也、米ヲハ闕莊ナ
 レトモ世親講ノ捧物ヲハ門徒衆被出了、然処、今度東南院門徒衆被申事ニ、
 越中国之事ナル間、一粒モ取納無之、其上

(43オ)

安樂坊方ヨリ出ツケラル間、為門徒一向不可存之由被申切畢、集会ニテ重々
 及申事、近年伊賀ノ兩莊安樂坊取納之間、出之畢、然ルニ伊賀ノ莊、当年ヨ
 リ門徒衆取沙汰ノ間、門徒衆ヨリ可被出之由、一決畢、其故ハ先年德藏院実
 憲為納所被出云々、旧記在之、依之門徒衆被出了、

(43ウ)

一、今度入學侶之衆七人、(淨実カ)予・訓英・英光・光憲・經宗・公雅・快田入不
 之事、前々第一番二被入仁体、皆以死去間、不吉之条、予ハ第二番ヲ競望畢、
 則惣読ヲ為始、第一番ニ入ルヘキ之由、理運之由、重々被申、然而トモ達而

侘言シテ、第二番ニ入畢、于時学侶十九

(43才)

人在之、第二番ニ則十九点ニアワレ畢、一点モマキル、事無之、近来如此義者無之由、各々被称美畢、余之衆ハ或ハ八ツ十二不過云々、

一、新聞者、一藹ハ毎日札ヲ一宛トル也、興運法師于時一藹也、

一、新講師并古講衆勸請之後、経ヲ講スルニ、只一度妙法蓮花経ナニ何品第一ト

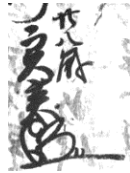
(44ウ)

云テ、影向神祇ヲ出ス也、無キ経尺故ニ、南無妙法等ヲ不言之也、

当年卅講執行之儀、学侶へ披露之处、預許可畢故、以淨実擬講之本写之
訖、

天正八年〈庚辰〉六月廿六日

先途者花嚴末葉沙門《廿八歳》実英 (花押)



○裏表紙見返・裏表紙は白紙。

二二 俱舍三十講日記 (一四一—一五五三号—三)

(表紙ウラ書)

三帖内

俱舍三十講日記

英性

(表紙見返し) (白紙)

(1才)

①天正八年〔俱舍〕三十講日記

卅講日記

一、〱今度之卅講天正八年〔庚辰〕十二月十八日ヨリ始行、廿三日仁結願、卷筵畢、

一、〱後夜入堂之事、於成福院一所沙汰之、〱新講師・〱新問者數人在之間、於二ヶ所可然之由、重々雖有辞退、何方ニモ無同心之間、無力如此、不可成例者也、

一、〱論義書之事、無字之惡筆憚之由、重々雖難渋、寺務代達而自身在來臨、及數度、不遁被申之間、無力合^(念)同心者也、如^(形)故令勲仕無越度結願、卷筵者也、

一、〱論義書之座敷之事、淨識房之英実之旧記之絵図ニ

(1ウ)

供饗之間、道場ト之間ノ^(ママ)サ、エヨリ東ニ火舎在之間、今度者供饗ノ間ニ座ス、惣之サエヨリ西ニ居テ火舎モサエノキワニ内陣ニアルヘキコト本トスヘタリ、

一、〱新問者ト先途者理運ニ〱新造屋之疊之入目可懸之由、被申懸処、一向不謂新儀之間、同心有間敷之由、新問者返答之間、既ニ講衆・新講師衆一方ニ成テ、可及破様ニ成下之間、從寺務為拘分、彼曖無異儀会式相調也、其外一言無煩相調也、併論義書冥加之至、難有者也、

一、〱諸闕莊共之事、講衆分者訴訟在之、前々布施給候由、被申候ヘ共、旧記次第ト先達分被申間、無力之処、神主

(2才)

方ニ、先年卅講ニ講衆ト御神供五日ト闕莊之内モ下行在之由、慥在之間、在訴訟違乱之諸從先途分皆以下行也、

一、〱後夜入堂三ヶ夜之内、結願之夜白粥・酒、其外肴等、

一、〱^(ママ)円 從当坊之振舞也、是又別而志在之間、如此、例ニ成間敷事、

一、〱論義書、毎日從道場、杉原ニテ折紙ニ現座之衆之交名書之、執行方ヘ渡之、

其後從執行、以此折紙算勘ノ札渡之間、以承仕引之、其折紙ニハ第初日ト口

ニ書テ、先途^(者)□何口、〱講衆分何口、〱講師分三口・問者分三口・〱出世後

見一口・〱論義書一口、定

(2ウ)

入物等如此書テ毎日渡之、

一、〱世親講之事、先入不在之、先途者之名ヲ左ノハシニ紙一枚ツ、ニ面々テ書

テ、入不知不ト書テ並テ置、惣之衆茶所ニテ有披露後、道場へ入ル、其後講

衆之末ヨリ一人ツ、立、二藤部屋へ入テ、先途者幾人モアレ、入ニ成共、不

ニ成共、惣中ニ點ヲ一ツ打テ出ル、皆入畢テ〱学侶年預入テ惣之點ヲヨム、

道場へ其間之持テ出テ、数々先達講衆之人教程、惣ノ點在之者、其内ニテ第

一多ヲ一番ニ入テ悉書直テ置テ、次第〱〱ニ入ル也、先途者之数等ト

^(何遍)ナンヘンモ惣之衆入也、数マキルレハ合マテ置ナラス也、道ハ太鼓之間へ道

場ヨリ出ル、道ヲ

(3オ)

アケテ、又ニ藤部屋ノ東方之太鼓間トノ間ヲアケテ置也、

一、〱世親講ハ交難在之、

一、〱講衆分者、依旧記在之、闕莊ニ取之、先達分者無跡間、不謂事ナレトモ、

迎講衆被取上者、可取之由ニテ下行之、諸徒モ同前也、河上之百反錢切テ悉

下行也、少余分在之、

一、〱沙汰人淨実・訓英・淨賢・英清・英宗、此外惣寺之〱年預・学侶之年預加

之、論義書同加之、

一、〱新問者之十一・十二、或ハ七ツ・八ツ之衆鈍色無之間、沙汰人之内

(3ウ)

淨実・訓英・訓盛・淨賢為内談反錢之以来、鈍色ニ具新造在之、一向新儀之

間、不謂旨、英定・英清申破、下行無之者也、

一、〱惣之札数四十九枚、初日ハ両笠間・薦生莊沙汰、〱今度者笠間一方ニ笠間

十合、菘石五斗計ニテ在之、

新造屋道場

(4オ)

○道場指図は本号末尾に掲載する。

(4ウ)

一、〱開白之時ハ惣ヲ催シ新問者マテソロエテ、^(お始め)ヲハシメアレト云也、

一、〱互為之重而難ハテ、檜扇ヲナラシテ承仕ヲヨビテ、袈裟ヲカケサスル也、

一、〱互為之始之難過テ、次之講師・問者ヲ催ス也、

一、〱第五日ニ從〱惣読師一献、手水屋ニテ在之、五座目過テ惣ヲ一度ニヨハル、也、座ヲキラス事惣由、古衆被申畢、

一、〱承仕ニ訪之事、此旧記ニハ ○書きさし

一、〱加行之事、八月廿八日ニ先途者之一藤淨（祐カ）始之、九月廿一日方次之

ノ先途者、皆始之、十一月廿二日ニ新問者一藤始之、次々ハ不用也、

(5才)

一、〱後夜入堂者、十二月七日ヨリ始之、

以上天正八年(庚辰)三十講始行之時、論義書英定法師私日記也、雖無

殊才覚、先以写留畢、

(2)慶長六年〔俱舍〕三十講私日記)

卅講私日記

一、〱慶長六年(辛丑)六月中旬之比、從先途者、講衆仁内々被申入、当年卅講

可預許可由、書状被付処、從講衆可有許可由返報畢、其以後〱学侶年預ニ而

ハ卅講之儀講衆預許可間、当年会式在之様仁、〱学侶可遂披露由、書状被付

間、七月十六日講問席ニテ致披露處、当年可有

(5ウ)

執行、会料儀ハ、以西国正税可被相調旨、惣寺・学侶一決畢、

一、〱九月七日ニ於地藏院從先途者、先達分・講衆分ニ被振舞畢、終日鄭重之会

也、則其席ニテ来十一日為吉日間、先途者一藤良我法師加行被始旨、相定畢、

然処ニ、良我法師養母死去畢、依之雖為二藤澄延法師九月廿四日方加行被始

畢、同廿九日方殘先途者衆祐芸・頼賢・宗訓・英経・訓秀・増盛・重祐・淨

光同日加行被始畢、良我法師モ忌開間、同日仁加行被始畢、先途者十人有之、

一、〱寺務代・出世後見〱無量寿院法印訓芸

(6才)

一、〱論義書卿公実英、講衆、同〱学侶年預実英

一、〱当年預惣持院快円律師

一、〱論義書之儀、〱寺務代從訓芸法印、以訓秀法師為使者被申間、雖有憚令領

掌如形勲役畢、

一、〱荒請定者、雖被置大湯屋、須湯無之間、以承仕被触畢、見古請定、〱新講

師衆ヲハ荒請定ニハ不載也、若人数不足之時ハ、作名ヲ請定書載也、

一、〱霜月六日ニ〱寺務代於無量寿院、手番在之畢、飯後膳用意也、人数者、訓

芸法印・真海法印・快円

(6ウ)

律師・訓盛大法師・淨觀法師・実英法師也、

一、〱卅講天正八年辰以来廿二年中絶之間、講衆分淨祐・英助・淨憲・公賢死去畢、殘講衆淨觀・訓賢・実英両三人、此内訓賢者、有縁武士領知百石被扶持間、豊前凶へ下向畢、既手番之請定ニ雖載之無上洛間、講衆分淨觀・実英両人也、〱読師ニハ論義書ハ不登、淨觀所作之時ハ、〱読師闕如之間、先途分・講衆分有内談、衆徒ノ乾賢舜法師・同子息盛賢法師ヲ雇、読師ニ令登畢、講衆分無人故ニ如此不可為

(7才)

後例者也、

一、從講衆、先途者衆へ新造屋道場・同公卿間・茶所、此三ヶ所之疊并翠可有新調由、雖被申、翠并公卿間之疊ハ、種々有懇望、道場并茶此二ヶ所之疊、被指替畢、入目ハ〱新問者衆へモ被打懸畢、則〱新問者専実房分疊之入目《京升》式斗一升七合出候、惣而ハ新問者へ入目被打懸事、不謂由、各々被_ト申イエトモ、先年之卅講ニ既ニ新問者へモ疊入目被打懸間、今度モ各為嘸新問者モ被出畢、先途者衆一人別之半分二斗一升七合被出也、

(7ウ)

一、潤霜月廿六日、於無量寿院〱惣読師談義在之、初日ニハ赤飯・雜煎・スイ物・菓子ニテ、酒三献在之、第二日ニハ先途者衆方日中飯二膳等用意シテ、酒ヲ

被勸畢、請用衆、先途分真海法印・訓盛大法師、講衆分淨觀、論義書実英、此外也、

一、〱後夜入道者、十二月十日方三ヶ夜於禪花坊ニ在之、初日夜ハ湯漬・菜五ツ・スイ物等・酒三献、第二夜ハ白粥・スイ物・酒三返、第三夜ハ小豆粥・スイ物・酒三返在之、先達分・講衆ハ仮衣、先途者衆并新問者衆ハ

(8才)

重衣白五帖ニテ出仕畢、初日夜、今度卅講ニ付得度之新發意衆九人、座牌之鬮ヲ被取畢、(後夜入道之入目ハ先途者衆・新問者衆等分ニ、《京升》三斗二合被出畢、)

一、〱新問者一藤宗訓法師ハ、潤霜月十五日方加行被始畢、殘衆経助・胤秀・実隆・英興ハ同廿日方加行ニ被入畢、其外得度之新發意衆ハ、潤霜月九日ヨリ七日ハカリ加行セラレ畢、

一、〱慶長六年《辛丑》十二月十五日、於新造屋ニ始行、廿一日ニ〱世親講在之、講師真海法印、問者ハ講衆ノ一藤淨觀ナレトモ、弔ニ被詔間、実英勲役畢、

一、〱世親講々問以前ニ如例入不在之、一番重祐、二番訓秀、

(8ウ)

三番浄光、四番英経、五番宗訓、六番澄延、七番増盛、八番良我、九番祐芸、

十番頼賢

会式入目事

一、〱先規卅講沙汰人六人ヲ指シ、成業衆三人（真海・快田・訓盛・学侶衆三人）（浄観・訓賢・実英）合六人、此内訓賢者、他国へ下向之間、殘衆五人以引替ヲ布施物下行畢、為五人ト三石宛引替畢、西国運上銀子ヲ以テ返弁畢、惣合入目《京升》拾四石六斗七升歟、

一、〱惣読師装束代三貫文、論義書装束代二貫文、
(9才)

執行薬師院訪二貫文之下行也、今度者任^セ維摩会准例布施物諸下行半所下也、則〱惣読師一貫五百文、代米《十合升》〱壺石五斗（斗和市定）、《十合升》〱壺石論義書、《十合升》〱壺石執行へ被遣畢、任[■]《諸》会式例^ニ如此也、雖然為扶助分ト、此外《京升》〱壺石惣読師、《京升》〱五斗論義書、《京升》〱五斗執行へ被遣畢、

一、〱《十合升》三斗半所下定、善^(ママ) 届^(ママ)・順実・正順・承仕三人へ為訪、下行了、

一、〱先達分訓芸法印・真海法印・訓盛大法師毎日札〱《寺升》式升五合宛、講衆分浄観・実英札五升宛、為半所下故ニ為此也、

毎日定入物

(9ウ)

〱出世後見一口、〱論義書一口、〱神供五口、〱問者一藁一口、執行分一口、〱奉行分一口、〱承仕六口、〱年預少綱一口、〱七堂催一口、〱花摘一口、〱鐘突一口、〱勺当一口、

以上廿一口 半所下定
二升五合宛

以上先達分・講衆分・〱新講師・新問者布施物十二月廿二日、於穀屋下行畢、

〱先達分八、二升五合ツ、〱新問者同之、講衆分同五升宛（半所下定）
執行所於薬師院下行分

卅講捧物

十合 十合
〱五升二合 論義書分、八升 〱講師分、八合 〱革代

十合 〱重役 十合
六升 〱問者、八合 革代

十合升
合式斗八合（半所下定）
世親講捧物

十合升
〱二升五合 講衆分、〱老升絹代、〱二升 世親講問者分

十合升
合五升五合 (半所下定)

寺升
〱二升五合 世親講饗料 (半所下定)

以上此分十二月廿二日ニ執行所於藥師院ニ請之也、

十合升
〱老升五合 卅講捧物 新問者真英法師分

同
〱式合 革代

以上同於藥師院ニ請之也、

(16ウ)

〱慶長六年 (辛丑) 十二月廿三日論義書実英

当升
〱一斗三升 磬台緒三筋ノ代

同
〱老石三斗三升式合 雑用入目 (於新造屋、先達分・講衆毎日日中飯上下十
四人入目等、毎日之灯明料等)

当升
〱三斗五升 新造屋障子張ル金紙八帖代

半当升
〱老斗四升 七日之間承仕式人ヲ新造屋ニ置夜番賃

以上於穀屋下行畢、

惣合銀子式百四拾目五厘

此以銀子ヲ末米十文目ニ付、以八斗和市ヲ米ヲ買テ、布施物并所下等
皆所行畢、

(17オ)

〱三十講六ケ日論義数事

〱法華經并開結二經之論義廿八品 三十帖

俱舎之論義九十帖 都合百廿帖

開結之両日ハ三座宛、中間四ケ日ハ毎日六座宛

(3) 寛永三年 (俱舎・世親両講記録)

○ (17オ途中) より (17ウ) は省略する。寛永三年 (物読師実英撰) の
俱舎三十講記事。

(裏表紙見返し)

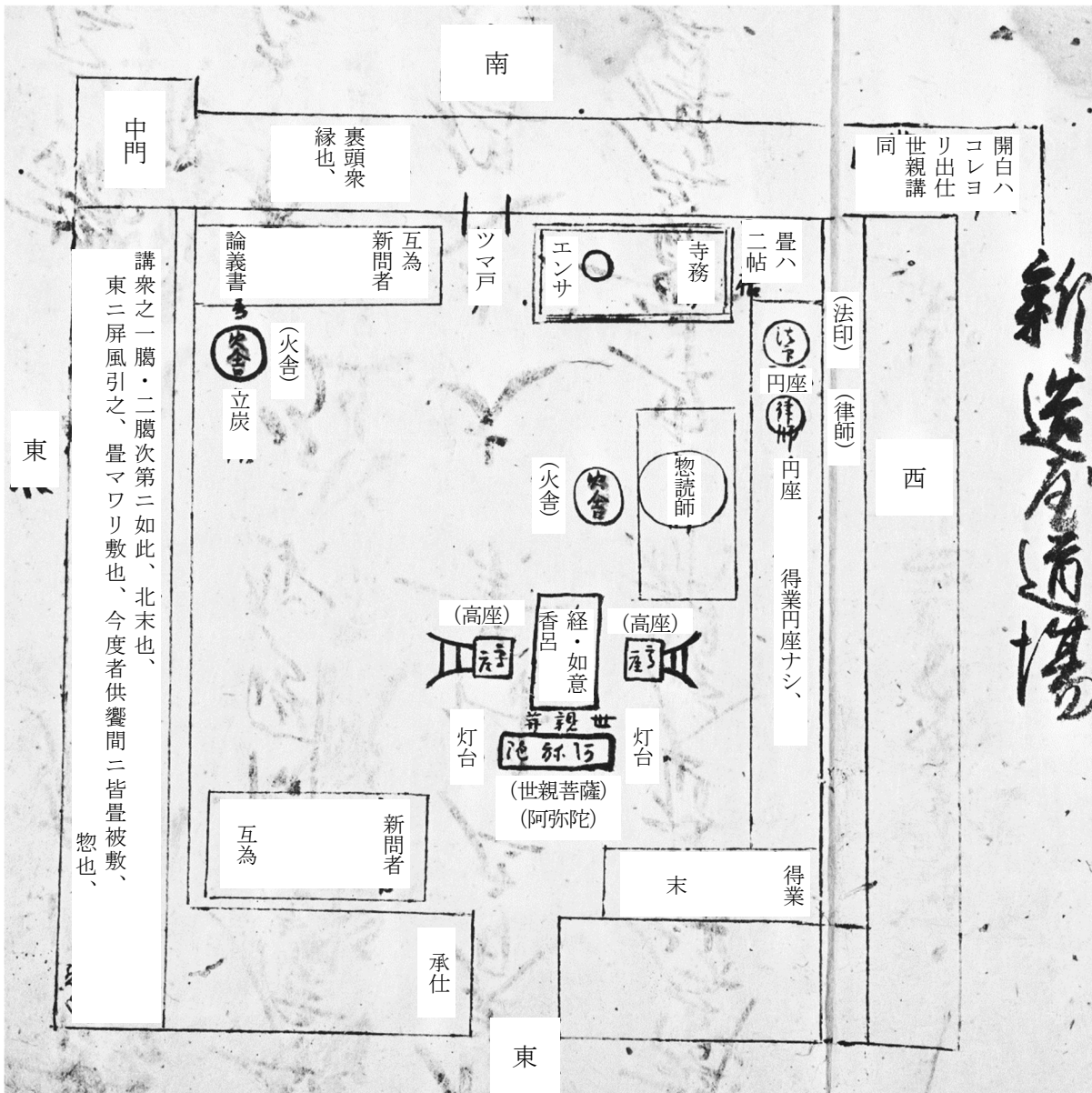
清涼院実英法印以所持品書写畢、

于時寛文三年 (癸卯) 三月 日

物読師 (律脱) 権師 英性

右三帖之内、

(裏表紙) (白紙)



指図3 141-533-3 4才

一三 天正八年俱舎三十講日記 (一四二一五二三号)

(表紙ウラ書)

擬講浄実

(異筆) 「上生院浄観」

三十講日記 天正八年(庚辰) 十二月廿六日結願畢、

(表紙見返し) (白紙)

(1才)

天正八年(庚辰) 十二月十八日ヨリ三十講執行

一、当会執行時用途事、八月上旬、以集会決束之旨、川上参百反錢相切リテ会料

二足向畢、

八ケ名并錢散在并灯油三斗米ノ反錢納之、都合四十五石六斗在之、集会之

席ニテ以評定、(穀屋)コクヤノ蔵へ、会式ノ前日ニ反錢悉可令持参之由、決束之

間、以其色ヲ十二月九日・十日兩日之間ニコクヤへ持参畢、廿四日世親講

結願畢、廿五日ニコクヤニテ

(1ウ)

沙汰人衆辰ノ貝定、コクヤへ集会シテ諸布施并下行物以下支配畢、

一、沙汰人衆ハ惣寺三三人、加年預五師定、学侶三三人、加学侶年預定、合六人

一、当年会式時、第三日・第四日・第五日ノ庄役欠落也トイヘトモ、以評定、皆

以反錢方ヨリ惣ノ先達分講衆并定人物以下、悉下行スル也、

一、薬園庄ハ正法院雖拘也、今度ハ寺へ被奉故、以反錢方下行之畢、

一、黒田庄事ハ毎年八幡宮方并神主

(2才)

方へ下行在之間、是モ以テ反錢、黒田ノ庄役ヲ下行スル也、

一、清澄庄ノ分ハ安楽坊拘付北林院ヨリ沙汰畢、

一、承仕二人訪トテ人別二百文宛給ハル之由被披露之間、則以斗和市一人別二斗

宛下行、

斗和市

一、惣説師へ装束之代、三石渡之畢、

斗和市

一、論義書へ粉骨二石渡之畢、

一、読師方へハ今夜分、手番請定入目五百文

(2ウ)

一 献入目一貫九百四十六文

筆代入目廿文、

今度惣説隆賢へ被請分合七石渡之、以反錢方渡之畢、

一、今度執行方ヨリ請ル分ノ注文

三十講捧物請文ノ案文

請 三十講捧物事

合 擬講分一口百文 皮代四文
カハノ

單白 講師分一口四十文 皮代四文

(3才)

問者分一口三十文 皮代四文

右為淨実擬講分所請取如件、

天正八年辰十二月廿六日請使判

世親講捧物事

請 世親講捧物事

合捧物五十文 同絹代一升五合

右為淨実擬講分所請如件、

天正八年辰十二月廿六日請使判

(3ウ)

如此請文二通并世親講札一枚モタセ請ニ遣処、則請文ノ面無相違被相渡畢、

右之請物ノ中ニ世親講札一枚ノ分ハ寺升ニテ五升ヲロス、其外ハ皆十合ノ

升ニテ斗和市ニ下行スル也、為後証記之、

天正八年辰十二月廿六日 擬講淨実(花押)



(4才)

(貼紙)

卅講奉物代 十合 十合

講師分 十合 四合

淨実擬講問者 十合 四合

世親講奉物 五升、同絹代 一升五合

同札一枚、寺升五升

合貳斗四升七合 此切紙ハ執行方ヨリヲコスル也、

○以下は淨觀の筆。

当年三十講執行、慶長六年(辛丑)十二月十五日ヨリ始之、被任先例、諸布



施并取沙汰付少、無出入之、成就結願也、

(4ウ)

会料者一円從寺沙汰、西国正税、以相調也、手前会式沙汰衆引替布施引也、

当日彼正税上付、銀子被相渡畢、惣読師無量寿院法印訓芸、今度者僧綱清冷

院大夫法印老入、得業觀音院老入、講衆分式人、此内ニ論義書不動院、然間、

講問  (勝得業?) 上生院淨觀老入備敷、無人  (候

云々?)、

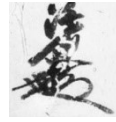
(5才)

一、散花ノ行道被分事と不成候、先達分講衆座之散花立畢、

一、読師、講衆ノ雖為役、無人成故、向後時不成立衆、然乾親子并浄観、此

三人ニテ相替畢、

慶長六年辛丑十二月十五日浄観(花押)



○以下省略する。慶長十八年記がある。

○紙背文書がある。上生院宛の書状が複数ある。慶長十八年の年記が見える。

一四 俱舍三十講日記 (一四一—一五四九号)

(表紙ウラ書)

訓秀

俱舍三十講日記

(表紙見返し) (白紙)

(1才) ○2丁以下とは異筆

一、古講衆ツメ奉、定日三日前相取ル事、先規ナリ、雖然今度者、寺務代依失念不取之ヲ、言語道断ト云々、

一、学侶年預ハ公雅ナリ、田舎源川ニ不慮出来候、依之公雅ハ在国ナリ、講衆ヲ

闕ト云、年預ト云、彼是曲事ナリ、古講衆之出内ニ、重々被申事有之、雖然

各依詫言、通嘸ナリ、講衆之役ハ寺次第ナリ、年預ハ依申事、於集(儀)折中

ニテ、講衆内三人英光・經宗・快円(ママ)神默ナリ、年預ハ經宗ナリ、先規ハ如

此無之、

一、物語師ハ興定、論義浄美、沙汰人衆隆賢・英海・訓芸・(古講衆) 訓永・(同)

英光五人、論義書、年預ハ除之ナリ、今度ハ於学侶集会沙汰人五人始ルナリ、

先規之日記ニ相違ナリ、

(1ウ) (白紙)

(2才)

文祿二年(己)二月十日卅講興行、講衆へ初度之折紙文言云、

当年俱舍卅講執行有度候、先途者無分別候間、諸事以御憐愍之儀、会式相調

候様御同心所仰候、恐々謹言、

二月廿一日 未講衆等

講衆御中

(2ウ)

未講衆無人之時者、無人云文言入云々、講衆一臈不動院へ遣之、有会合返事

云、

俱舍卅講執行如先規相調、尤可為珍重旨評定候也、恐々謹言、

二月晦日 講衆等

未講衆御中

(3才)

当年卅講御執行之儀、先度講衆へ得御意候処、則預御同心候、然者嚴密御調

所仰候、偏以以御憐愍之儀、御執行可為御興隆候、此等之趣、可然様可預御

披露候、恐々謹言、

(3ウ)

二月晦日 先途者衆

学侶年預御房

二重立文ウチマキアリ、無人之時者、無人云文言入云々、

(約二行余白)

(4才)

一、慶長六年(丑)從春卅講興行、如只上折紙取カワシ^(交)アリ、從先年申入候ト云文言ヲ入ル、

一、沙汰人ヲ被指モヨウ、寺務ヨリト見タリ、雖然惣寺之集會トモ学侶之集會トモ旧記ニ不見、推量スルニ、惣寺・学侶ウチマセテ指間、可為学侶之集會トテ寺務訓芸法印、学侶年預実英へ被申間、集會実英唱、被指沙汰人、惣寺真海法印・快円律師・訓盛得業、学侶ニハ浄観・訓賢、加学侶年

(4ウ)

預実英六人也、先規也、

一、新講衆ノ内之沙汰人英経・訓秀、重始役ニ加澄延・浄光五人也、新講《衆》扱之分、致始終始末、

一、新講衆之内、英俊・増盛無寺住故、書状遣之、 当中年中ニ可有卅講執行旨、必定候、同年ニ候間、一筆令啓候、恐々謹言、

同日 未講衆等

一、論《義》書沙汰候へと申ニ、訓芸使ニ^系 (業カ) 実英へ行、

(5才)

一、荒請定湯屋ニ置卜之旧記ニ見タリ、今度無湯間承仕ニ寺務ヨリ八月廿二日ニ御フレアリ、

開白《講師》快円暫退、結願《講師》訓盛、中途ハ講師衆クリ返^レ次第二書之、問者ハ現存ノ分書之、不足分ハ作り名也、新講衆一円ノラス、

荒請定之時、

一、今度乾殿新問者之雖為一臈、衆徒ノ間、宗訓ヲ開白之問者ニ書之、第二座日ノ問者ニ乾殿書之、

一、新講衆・新問者加行之間、屋籠不成■、然今度惣寺・学侶無人之間、屋籠ツ、ク間敷トテ、学侶年預実英へ新講衆届、集會評定ニ、余之新儀ニ

(5ウ)

相替間、參籠可有之旨、評定也、

一、新講衆一臈《為》良我間、加行御始候へと申入候処ニ、俄ニ養父死去之由被申間、上司へ窺ニ、加行始メ間敷者、無之間、二臈澄延仁御始候へと申候処ニ、九月廿四日方被始、先例者《一臈》加行被始、廿日程経テ、余ノ衆加行始様ニ見タリ、今度一臈俄ニ養父死去之由之間、定日延ル、余衆者如定日九

月晦日ニ始畢、八人晦日辰鐘定ニ致同道、当寺并春日令參詣畢、

(6才)

重衣白五帖而、良我先日モ加行不始、又今日モ辰鐘定ノ処ニ、田舎へ行、晚ニ帰テ始由也、雖然不引注連、先未代未聞仕合言語道断無申計、依之、講衆ヨリ、良我登高座可被押風聞之間、種々懇望被申、三ヶ条之請状而相濟畢、并祐芸日比老僧衆与ナカワルクテ書状而相濟畢、

一、加行之前ニ新講衆上司へ地藏院而振舞、日中ニ菜〔五ツ〕ニ膳、引物中段饅頭、惣寺

(6ウ)

講衆候ニ、西ニ候台供(饗カ)卿ヲ出ス、其上サ鉢等、
一、加行之始定日、(訓秀)某、蓮乘院へ瓶子持参而吉日見テモライ、地藏院而之振舞ニ、某令披露畢、

一、会式之定日、上司方被定、壬霜月下旬ニ可有之処ニ、延極月十五日方始、廿日ニ結願、新聞者衆者今日注連ヲ被上、新講衆者廿一日世親講結願有リテ注連ヲ上也、世親講者、惣寺講衆計也、新講衆

(7才)

者重衣白五帖、而法花堂南エンニ居、上司方以承仕種々ノ儀被申、穿鑿有、

一、会式之前ニ有談義、初日ニ当疏十二之始之論義一帖被談、惣説師方振舞有リ、

初献赤飯、二献スイモノ、三献菓子、某調、新講衆悉出仕、上司請用、第

二日十三之卷論義、新講衆方日中飯菜〔五ツ〕ニ膳、引物、深井坊取立説師坊へカ、サル、当疏・頌疏被談、説師モ有云々、

(7ウ)

一、談義前ニ手番、寺務坊而日中飯、後段惣寺以〔皆〕講衆候者ヨリヌキ、相事アリ、手番、寺方五〔十〕疋下行アリ、今度半下行間、貳斗五升下行也、
一、会式七日計前ニ、後夜入道アリ、初日ニ小宮ノ追風新講衆ツル、〔古追風〕神主始之、当寺并春日七堂へ參詣義、二日ヨリ当寺計三ヶ夜共ニ、新講衆・新聞者衆重衣白五帖、。上司衆請用、禪花

(8才)

坊而沙汰、新講衆一円扱、定日三日以前宿坊方フレラル、。講衆二三人安内者而、神妙ニ參詣、新講衆分者、紙袋二白一升入〔貳ツ〕持参、〔初日〕八幡宮而御師、大仏而当番ノ公人給之、

一、〔新儀也〕只先之卅講新講衆無人〔五人〕而、新造屋修理難調トテ、寺務代隆賢法印中人而新聞者へ等分ニ被懸間、今度後夜入堂入目并過入目等分ニ可

懸下新問者へ

(8ウ)

申懸処三、老僧衆中人而、後夜入堂者等分過了、半分、

四石 地藏院而振舞一人別四斗宛

二石 読師振舞一人別二斗宛

一石七升三合 読師・講衆へ度々瓶子等雑々入目

以上新講衆十人之入目

八石四斗五升三合 後夜入堂入目、新講衆十人・新問者十八人、合廿八人等

分一人別三斗二合宛

七石六斗五升九合宛 新造屋道場畳之

(9才)

西カエシ茶所ノ畳表裏共、

二斗二升 鎰取鼓舞等、小宮ノ追風ノ代

日光十九所者宮ナシ

一斗六升 新造屋うすへり、茶所二帖・太鼓間二帖

合八石三升九合 新講衆十人四斗三升宛

新問者十八人二斗一升七合宛

一、会中之事

現病而無出仕、

惣読師訓芸法印・真海法印・快円律師

講衆 遠他行 論義書

訓盛得業 淨観 訓賢 実英

(9ウ)

一、座毎之読師、講衆番替也、今度者読師二可登講衆淨観一人之故、衆徒乾親子

卜淨観卜両三人番替ニ被登新義也、読師青甲ヲ被懸、

重役

一、訓賢闕如初座実英、二座某勲之、

一、新講衆重役、彼儀今度新義也、古者講衆与ハ新問者重役沙汰有之、

一、互為論義ニハ又難彼有之、新問者論義ニハ又難有之、アナタ無之、

(10才)

一、開白之講師快円煩之故、結願之講師沙汰可有之由問、訓盛被勲之、快円煩猶々

悪故、又訓盛結願モ被勲之畢、

一、開白之問者、諸方へ《講師方》雖被申、斟酌也、依之手番之時、評定云、新

問者一藹沙汰候へと評定也、則被勲畢、

一、読師・寺務代共ニ訓芸法印也、

一、論義書モ学侶年預モ実英也、

一、所作之前ニ、大黒之御座候座へ出仕ス、某、訓賢闕如ヲ勲之時、某、青甲ヲ

懸故、良我方上二座、

(二〇ウ)

一、乾殿親、只先之卅講ニ新問者被勲之、今度不加行新問者被勲之、子之三位殿
加行シテ新問者被勲之、後夜入道ニ親子共ニ無出仕、出錢一粒モ不出、

一、英俊、卅講必定方密宗ニナルル、

一、第五日目ニ寺務方一献アリ、新問者同座出仕新義也、薬師院并諸徒迄一献アリ、
初献(ホウサウ)、二献(スイモノ)、三献(菓子)、寺方一献料下行アリ、
某調之、

(二〇オ)

慶長十八年(丑)十二月廿二ヨリ卅講執行、一日ニ講師・互為・問者沙汰スレハ、
札一枚引、又其日ノ六座目ノ講師ニ当リ、明日初座ニ互為・問者沙汰スレハ、昨日
モ札一枚、今日モ札一枚引也、

(以下余白)

○以下四丁(裏表紙まで) 白紙

○紙背文書がある。「上了さま」宛書状が複数ある。「閏三月」の記述があるから、元和四年の書状であろうか。

編集後記

本グループのメンバーは、遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣である。それぞれが手回りで作成した翻刻データを持ち寄り、不足分は畠山が追加翻刻を行った。校正は畠山・遠藤に加え、本科研のメンバーである菊地大樹の協力を得た。さらに畠山が整理した原稿をもとに、遠藤が検討し刊行に到ったものである。

また解説は、翻刻原稿を最終確認する過程で遠藤が気づいたことをまとめたものである。

本報告書の成果は編者全員で共有されるものであるが、以上のような経緯であるので、誤りについての責任は遠藤にある。

また東大寺図書館、特に研究員坂東俊彦氏には閲覧に際して格別の便宜を得た。記して感謝の意を表する。

東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―一六（二〇二二年三月二十八日）
中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料

基盤研究（A）（二〇一八―二〇二二年度）「日本中近世寺社〈記録〉論の構築―日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化」（代表遠藤基郎）（課題番号 18H03583）報告書

二〇二二年三月二十八日 発行

編者 遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣
発行 遠藤基郎（研究代表者）

東京大学史料編纂所

〒113-0033 東京都文京区本郷七―三―一

正誤表

重大なミスがありご迷惑をおかけしました。深くお詫びします。

46 ページ上段「○以下一四一- 七五号」から **47 ページ上段**「(5ウ) 一、十二月十五日、檜扇ノ」行までを、**53 ページ下段**「(7オ) 七月」から **55 ページ上段**「一、十二月十五日、檜扇ノ」行までに**差し替え**。

(同文の重複のため)